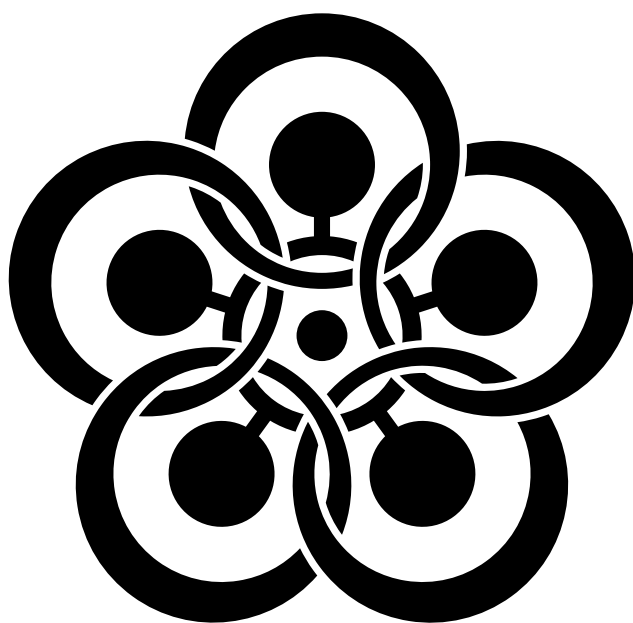


平成  
21年度

平成 21 年 度

# 学生生活の手引き

学生生活の手引き



東京医科歯科大学

東京医科歯科大学

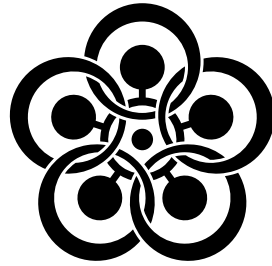
## — は じ め に —

この「学生生活の手引き」は、学生の皆さんが本学に入学して卒業するまで学生生活を送るためのガイドブックです。

学生生活を送るに当たって知っておかなければならないこと、あるいは知っておいた方が便利なことなどを掲載しました。大いに利用して、より充実した学生生活を送ることを願っています。

学生支援課

## 東京医科歯科大学のシンボルマーク



### シンボルマークの説明

〔昭和53年6月14日制定〕

東京医科歯科大学過去50年間の発展の歴史と、その将来へのあるべき姿を、本学の所在地、湯島にちなんで、湯島天神——学問の神——の象徴である梅の花になぞらえて図案化したものです。

花の芯に当たる中央の輪は、旧東京高等歯科医学校の校章であり、これを基盤として現在の本学があることを示しています。

5枚の花弁は、医学部、歯学部、教養部、生体材料工学研究所、難治疾患研究所の5部局を表し、それらが、がちりとスクラムを組んで花を咲かせているという本学の姿を表現しています。

また、5枚の花弁は、将来に向かって無限に躍進するという意図を表すために花弁の外側を肉厚にし、これによって躍動的な感覚を盛り込んでいます。

# 目 次

## 1 大学概要

沿革——1

所在略図——4

## 2 行事・授業計画

平成21年度学生関係行事日程——5

学生関係行事等案内——6

## 3 学生生活

学生関係部署案内——7

学生関係窓口業務——9

諸手続——10

学生証（通学定期・乗車券購入兼用身分証明書）——11

学生旅客運賃割引証（学割証）——12

団体旅行割引証——12

授業料の支払方法——12

休学——13

復学——13

退学——13

「学生委員会」委員について——13

担当教員制度について——14

住所・保証人の変更・改姓——15

遺失物・拾得物・盗難等——15

構内での交通規制——15

交通事故の防止——16

学内の掲示〈学生用掲示板〉・〈公用掲示板〉——16

マルチ商法等対策——18

火災予防——20

ハラスメントについて——21



## 4 福利厚生

- 授業料の免除及び徴収猶予——26
- 奨学制度——23
- 寄宿舍——23
- アパート等の紹介——24
- 生活協同組合（生協）——24
- 課外活動用貸出用品——25
- アルバイト——25
- 国民年金制度——25
- 病気になった時——27
- 保健管理センター——28
- もし、授業や課外活動中に災害・傷害にあったら！——28

## 5 自治活動と課外活動

- 学生自治団体の規約——31
- 学生自治組織の機構——45
- 学生の自治活動と課外活動（サークル活動）——45
- 学友会所属の公認課外活動団体一覧——46
- 東京地区国公立大学連合文化会——47
- 東京地区国公立大学体育大会「国公立大会」——47
- 東日本医科学生総合体育大会「東医体大会」——47
- 全日本歯科学生総合体育大会「歯学体大会」——47
- 課外活動における事故防止——48

## 6 課外活動等施設

- 課外活動等における学内各施設の使用について——49
- 教養部運動場及び体育館の使用——49
- 国府台合宿研修所の使用——49
- 5号館（湯島地区）について——50
- 5号館ゼミナール室の使用——52
- 5号館シャワー室（男子用6階，女子用5階）の使用——52
- 5号館屋内体育館（6階）及び柔剣道場（5階）の使用——53

## 7 合宿研修施設

赤倉寮・大賀寮——55

申込方法——55

詳しい利用案内——55

問い合わせ——55

## 8 附属図書館の利用

附属図書館の利用——57

## 9 国際交流と留学生

国際交流と留学生——59

国際交流協定校——60

外国人留学生——62

国際交流会館・国際学生宿舎——63

## 10 学則等関係規則

東京医科歯科大学学則——65

東京医科歯科大学教養部履修規則——82

東京医科歯科大学医学部履修規則——87

東京医科歯科大学歯学部履修規則——93

## 付 録

医科同窓会・歯科同窓会・看護同窓会・検査技術学専攻同窓会・口腔保健学科同窓会——99

学生歌「我等が医科歯科大学」——103

お茶の水貝塚と法皇塚古墳——104

電話番号——105

# 1 | 大学概要

沿革  
所在略図



## 沿 革

本学の起源は、明治16年10月医師開業の基礎法令ともいべき医術開業試験規則が公布され、その専用試験場の一つである東京医術開業試験の附属病院としての永楽病院が同32年4月に開設された時に始まっている。

その後、医術開業試験実施の所管が明治36年4月内務省から文部省に移り、医術開業試験規則は、大正2年9月医師試験規則と歯科医師試験規則とに分離された。これに伴って永楽病院の医科部門は、同6年8月東京帝国大学医科大学附属病院分院（小石川病院）となり、歯科部門は、文部省歯科医術開業試験附属病院に分かれた。その後同病院は、同11年1月歯科医師試験附属病院と改称された。

一方、官立の歯科高等教育機関設置の必要性を強調する機運が内外から起こり、その結果幾多の曲折を経て、昭和3年10月に文部省直轄諸学校官制の一部改正により東京高等歯科医学校が設置され、初代校長として島峰徹が任ぜられた。

本学は、このようにして設立され、当時としては我国唯一の官立歯科医学教育機関として発足し、歯科教育・研究及び診療面で多大の貢献をしてきた。たまたま同19年4月には、戦時下時局の要請と歯学及び医学との積極的な結び付きを目的とした未踏の分野の開拓を目指して医学科を設置し、東京医学歯学専門学校となった。同21年8月には東京医科歯科大学に昇格し、校長長尾優が同年10月初代学長に任ぜられた。更に、同予科を茨城県稲敷郡安中村に設置した。また、同年12月には前記の地に附属医院霞ヶ浦分院を、翌22年11月には千葉県市川市国府台に同国府台分院を開設した。

なお、その後における大学の沿革は、おおむね次のとおりである。

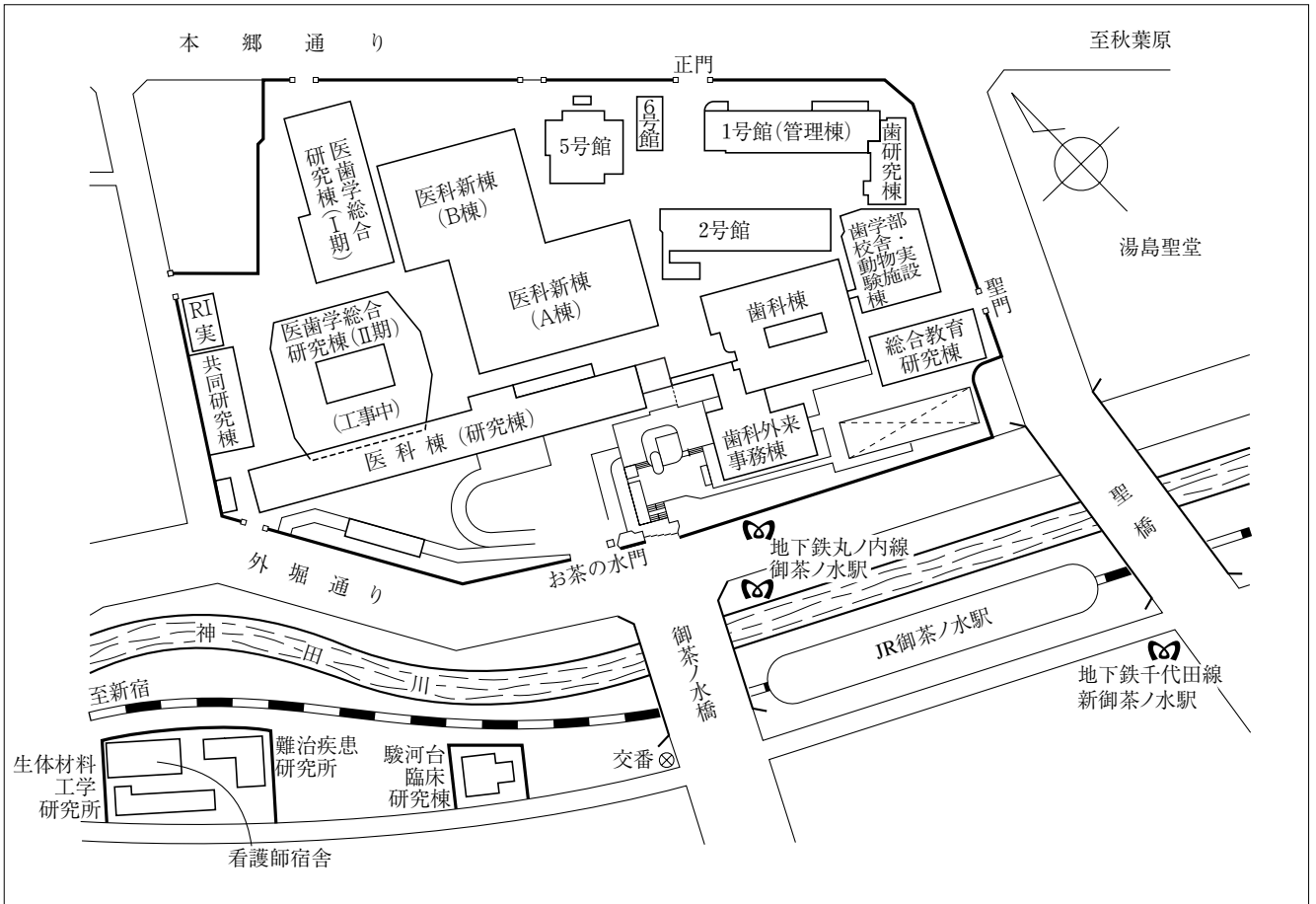
- 昭和24. 6 医学部、歯学部附属医院を医学部、歯学部附属病院とそれぞれ改称
- 25. 3 東京医学歯学専門学校廃止
- 26. 4 新制東京医科歯科大学設置
  - 同 医学部・歯学部（新制）設置
  - 同 歯科材料研究所設置
  - 同 医学部附属厚生女学部を、附属看護学校と改称
  - 同 歯学部附属歯科衛生士学校設置
- 27. 4 歯学部附属歯科技工士学校設置
- 28. 8 医学部附属農村厚生医学研究施設設置
- 29. 4 医学部附属難聴研究施設設置
- 30. 4 大学院（医学研究科・歯学研究科）設置
  - 同 医学、歯学進学課程を千葉大学文理学部に設置
- 30. 7 医学部附属総合法医学研究施設設置
- 33. 4 医学進学課程及び歯学進学課程を国府台分校として設置
  - 同 附属図書館分館を国府台分校に設置
  - 同 医学部附属硬組織生理研究施設設置
- 36. 4 医学部附属遺伝病研究施設設置
- 37. 4 医学部附属心臓血管病研究施設設置
  - 同 医学部附属衛生検査技師学校設置
- 39. 4 附属図書館分館を国府台分館と改称

40. 4 国府台分校が廃止され、教養部設置  
同 医学部附属病院国府台分院廃止
41. 4 歯科材料研究所を医用器材研究所と改称
42. 6 歯学部附属顎口腔総合研究施設設置
44. 4 医学部附属内分泌腫瘍研究施設設置
45. 4 保健管理センター設置
47. 4 医学部附属臨床検査技師学校設置
47. 5 医学部附属動物実験施設設置
48. 3 医学部附属衛生検査技師学校廃止
48. 9 難治疾患研究所設置  
同 農村厚生医学研究施設，難聴研究施設，綜合法医学研究施設，硬組織生理研究施設，遺伝病研究施設，心臓血管病研究施設，内分泌腫瘍研究施設廃止
51. 5 医学部附属家族性ポリポーシス解析センター設置
58. 3 医学部附属家族性ポリポーシス解析センター廃止
58. 4 医学部附属ポリポーシス腸疾患研究センター設置
63. 6 アイソトープセンター設置（学内措置）
- 平成元. 4 医学部保健衛生学科設置
- 元. 5 共同利用研究施設として機器分析室設置
3. 3 医学部附属看護学校及び臨床検査技師学校廃止  
同 医用器材研究所機能性高分子研究部門廃止
3. 4 医用器材研究所生体機能材料研究部門設置
4. 4 歯学部附属顎口腔総合研究施設廃止  
同 大学院歯学研究科に生体機能制御歯科学系（独立専攻）設置
5. 4 医学部附属ポリポーシス腸疾患研究センターを疾患遺伝子実験センターに改称  
同 大学院医学系研究科修士課程（保健衛生学）設置
6. 4 医学進学課程，歯学進学課程を廃止
7. 4 大学院医学系研究科博士課程（保健衛生学）設置  
同 大学院医学系研究科に生体感染制御医科学系（独立専攻）設置  
同 情報処理センター設置
8. 5 機器分析センター設置
9. 4 霞ヶ浦分院廃止
10. 4 アイソトープ総合センター設置
11. 4 大学院医歯学総合研究科（3専攻）設置  
同 医用器材研究所が生体材料工学研究所に改組
12. 4 大学院医歯学総合研究科（10専攻）設置  
同 大学院保健衛生学研究科設置  
同 留学生センター設置
13. 4 大学院保健衛生学研究科（2専攻）設置
14. 4 医歯学教育システム研究センター設置
15. 4 大学院生命情報科学教育部2専攻設置

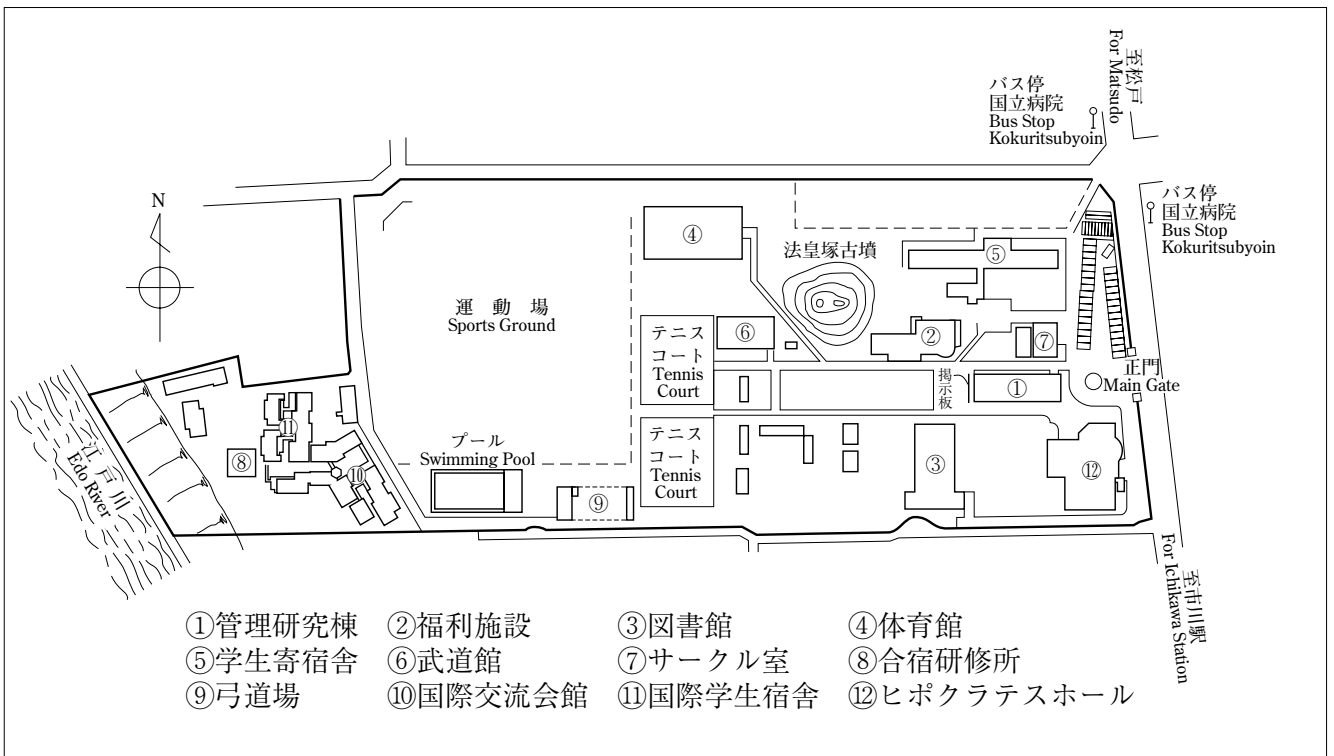
- 同 大学院疾患生命科学研究部設置
- 同 歯学部附属口腔保健教育研究センター設置
- 同 機器分析センター，アイソトープ総合センター，医学部附属動物実験施設が先端研究支援センターに改組
- 15. 9 知的財産本部設置
- 16. 4 国立大学法人東京医科歯科大学設立
  - 同 歯学部口腔保健学科設置
- 17. 3 歯学部附属歯科衛生士学校廃止
- 17. 4 硬組織疾患ゲノムセンター設置
- 17. 10 生命倫理研究センター設置
- 19. 4 脳統合機能研究センター設置
- 20. 9 歯と骨のGCOE拠点設置

# 所在略図

## ○ 本部 (湯島地区・駿河台地区)



## ○ 教養部 (国府台地区)



2

---

## 行事・授業計画

平成21年度学生関係行事日程  
学生関係行事等案内





## 平成21年度学生関係行事日程

行 事 等	日 程 等	備 考
入 学 式	4月6日(月)	
新入生健康診断	湯島地区 4月3日(金)	教養部ガイダンス 1年 4月7・8日(火・水)
四種抗体検査	湯島地区 4月14日(火)	2年 4月6日(月)
新入生オリエン テ ー シ ョ ン	医学部(医学科・保健衛生学科) 歯学部(歯学科・口腔保健学科) 4月9日(木), 10日(金) <神奈川県足柄下郡箱根町 湯本富士屋ホテル>	学部専門科目ガイダンス 医学部(医) 4月6日(月) 医学部(保) 4月6日(月) 歯学部(歯) 4月3日(金) (編入生を含む) 歯学部(口) 4月3日(金) (編入生を含む)
学内レガッタ	5月4日(月) <戸田オリンピックコース>	
体 育 祭	5月9日(土) <国府台地区>	実験動物慰霊祭 9月25日(金)(予定)
定期健康診断	国府台地区 4月15日(水) 湯島地区 5月18日(月)～ 22日(金)	創立記念日 10月12日(月)
文 化 祭 (お茶の水祭)	10月17日(土)～18日(日) <湯島地区>	解剖体慰霊式 10月22日(木)
歯学部歯学科 合宿研修	10月27日(火)～28日(水)(1泊2日)	
医学部医学科 合宿研修	22年2月27日(土) ～2月28日(日)(1泊2日)	
卒 業 式	22年3月25日(木)	

## 学生関係行事等案内

### ○新入生オリエンテーション

新入生が1日も早く大学生活に慣れ、大学教育を理解するための行事の一環として1泊2日で実施する。

### ○体 育 祭

5月初旬の1日間、本学教養部（国府台地区）を会場としてマラソン大会や球技大会等を学友会が主催して実施する。

### ○定期健康診断

医学科・歯学科の1・2年生、保健衛生学科・口腔保健学科の1年生は教養部（国府台地区）で実施する。専門課程進学後は、湯島地区にて実施する。

### ○医学科・歯学科合宿研修

専門教育科目を履修中の学生を対象に、カリキュラムや臨床実習等のガイダンス及び卒業後の進路等幅広い諸問題について、教職員と学生が合宿しながら懇談・討議を行うとともに、相互の一層の親睦と交流を図ることを目的として1泊2日の日程で学外において各学部・学生支援課が実施する。

### ○学内レガッタ

本学漕艇部主催により、毎年春季に、学生、教職員が埼玉県戸田のオリンピックコースにおいて、ナックルフォアー競技を競う大会で、多数の参加者で賑う。

### ○文化祭（お茶の水祭）

学友会のお茶の水祭実行委員会が中心となり、毎年10月中旬の2日間、湯島地区において開催される。

## 3 学生生活

学生関係部署案内

学生関係窓口業務

諸手続

学生証（通学定期・乗車券購入兼用身分証明書）

学生旅客運賃割引証（学割証）

団体旅行割引証

授業料の支払方法

休学

復学

退学

「学生委員会」委員について

担当教員制度について

住所・保証人の変更・改姓

遺失物・拾得物・盗難等

構内での交通規制

交通事故の防止

学内の掲示〈学生用掲示板〉・〈公用掲示板〉

マルチ商法等対策

火災予防

ハラスメントについて



## 学生関係部署案内

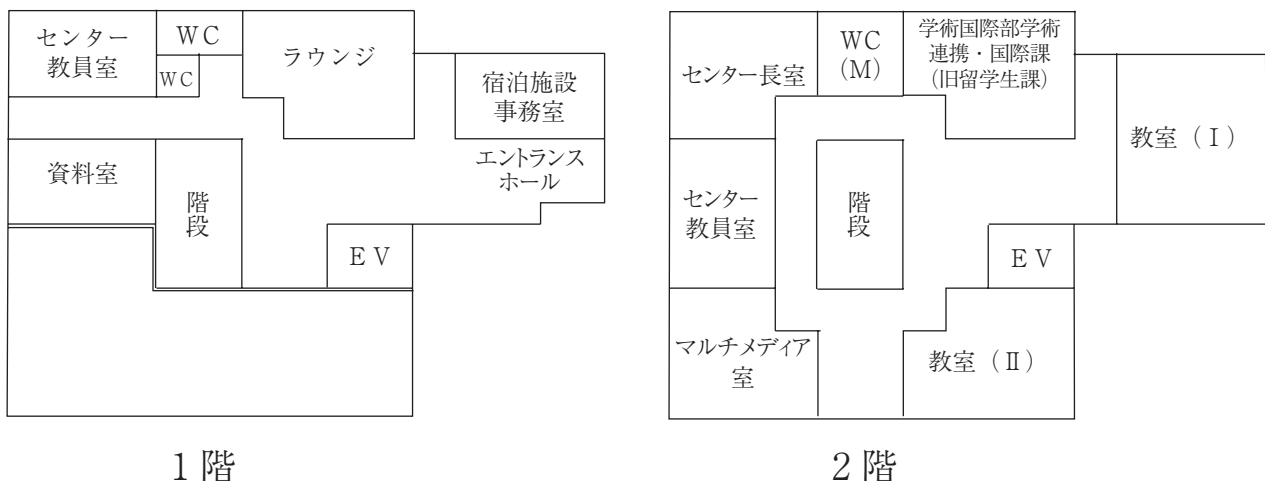
学務部教務課，学生支援課及び学術国際部学術連携・国際課（旧学生課・旧厚生課及び旧留学生課）は，本学に入学した学生の皆さんが卒業するまでの学生生活を，快適に送ることができるような環境を整備していく部署であり，各掛で学習，経済，健康，課外活動等の種々の問題について助言や援助を行っています。（学生関係各掛の業務は，「学生生活の手引き」「学生関係窓口業務」を参照）

在学中に出会う種々の問題等について，密接なつながりをもつ学生関係部署を気軽に積極的に利用してください。

——学務部教務課・学生支援課（旧学生課・旧厚生課・旧医学部学務課）配置図——  
 <医歯学総合研究棟（I期棟）3F>



——留学生センター・学術国際部学術連携・国際課（旧留学生課）配置図——  
 <千代田区駿河台地区駿河台臨床研究棟>



——学務部教務課（旧歯学部教務掛）配置図—— <歯学部校舎・動物実験施設棟 1 F >



——教養部配置図—— <教養部 1号館 1 F >

変電室		倉庫	畔柳教員	部長室	WC	ティーラー教員	非常勤講師室 (メールボックス)		
印刷室	厚生掛	教務掛	事務長室	庶務掛	庶務掛分室	控室	宿直室	玄関	警務員室

## 学生関係窓口業務

大学に在学中、日常の学生生活を通じて対応する種々の事項について、本学では次のとおり学生関係の窓口業務を設けています。国府台地区の学生は、教養部事務の各掛、湯島地区の学生は、主に学務部教務課（旧医学部学務課）・学務部教務掛（旧歯学部教務掛）及び学務部学生支援課、学術国際部学術連携・国際課（旧学生課・旧厚生課・旧留学生課）の各掛がそれぞれ窓口業務を分担しています。

学生生活に関連した各事項について、質問や相談等がありましたら、窓口の各掛にいつでも来てください。

**窓口業務時間：月曜日～金曜日（平日） 8：30～17：15**

部局	主 な 業 務	担 当 課 等	場 所
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学生の課外活動の援助、課外活動施設の管理運営</li> <li>○5号館ゼミナール室等の使用受付</li> <li>○課外活動用品の貸出</li> <li>○学生の各種団体、集会、掲示等</li> <li>○体育祭、文化祭、各種体育大会等の行事援助</li> <li>○各学部・学科合宿研修の開催</li> <li>○学生関係刊行物の作成</li> <li>○学生相談</li> <li>○全学の教育課程、修学指導に関する連絡調整</li> <li>○卒業生の諸証明の発行</li> <li>○学生の諸記録</li> </ul>	学務部学生支援課 （旧学生課） （03—5803—5072）	湯島地区 医歯学総合研究棟 （I期棟）3階
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○日本学生支援機構及びその他の奨学生の募集</li> <li>○入学料・授業料の免除・延納</li> <li>○学生寮の入・退寮手続き</li> <li>○菊川奨学基金の貸付</li> <li>○アルバイトの紹介、就職活動支援</li> <li>○学生の厚生福祉</li> <li>○学生教育研究災害傷害保険事務</li> <li>○妙高高原赤倉寮・館山大賀寮の利用受付</li> </ul>	学務部学生支援課 （旧厚生課） （03—5803—5077）	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○留学生の受入れ、生活相談</li> <li>○留学生の修学指導に関する連絡調整</li> <li>○留学生の帰国後のアフターケア</li> <li>○留学生に係る各種行事</li> <li>○学生の留学、海外派遣</li> <li>○留学生に係る統計調査</li> <li>○国費留学生関係手続き（給与等）</li> <li>○留学生対象の奨学金（民間奨学金、学習奨励費）</li> <li>○留学生用宿舎（国際交流会館等）</li> <li>○在留資格関係（更新、変更、アルバイト等）</li> <li>○諸証明書</li> <li>○一時帰国、出国届</li> <li>○留学生関係行事</li> <li>○留学生の日本語予備教育</li> <li>○留学生の日本語補講</li> </ul>	学術国際部学術 連携・国際課 （旧留学生課） （03—5283—5856/5855）	駿河台地区 駿河台臨床研究棟 2階
教養部の学生	<ul style="list-style-type: none"> <li>○履修</li> <li>○授業及び試験</li> <li>○成績証明</li> <li>○教室等の管理</li> </ul>	学務部教務掛 （旧事務部教務掛） （047—300—7105）	国府台地区 管理研究棟1階
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学籍、出欠、休学、復学及び退学</li> <li>○学生旅客運賃割引証（学割証）</li> <li>○日本学生支援機構及びその他の奨学生の受付</li> <li>○授業料の免除、延納</li> <li>○菊川奨学基金の貸付</li> <li>○課外活動の指導</li> <li>○各種団体、集会、掲示</li> <li>○保健衛生</li> <li>○アルバイト及び厚生福祉</li> <li>○体育施設の管理</li> </ul>	学務部学生支援課 （旧事務部厚生掛） （047—300—7106）	
医学部の学生	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教育課程及び履修</li> <li>○授業及び試験</li> <li>○出欠、休学、復学及び退学</li> <li>○諸証明</li> <li>○教室の管理</li> </ul>	学務部教務課 （旧学務課学務第一掛） （旧学務課学務第二掛） （03—5803—5120）	湯島地区 医歯学総合研究棟 （I期棟）3階
歯学部の学生	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教育課程及び履修</li> <li>○授業及び試験</li> <li>○出欠、休学、復学及び退学</li> <li>○諸証明</li> <li>○教室の管理</li> </ul>	学務部教務課 （旧総務課教務掛） （03—5803—5411）	湯島地区歯学部 校舎棟1階

## 諸手続

学生生活を通じて、必要となる各種の証明や各種届出等の諸手続は、本学の規定により、手続の方法や所定様式が定められ、また担当課等により異なる場合がありますので、諸手続の際には早めに各掛に問い合わせてください。

### ア. 主な納入手続 本学HP (<http://www.tmd.ac.jp/>) - 新着情報 (NEWS & TOPICS)

事 項	納 入 窓 口	期 日	備 考	
授 業 料	国府台地区学生 湯島地区学生	経理課収入管理掛	前期分4月中 後期分10月中	授業料の納付については、所定の掲示板 又は本学のホームページ (新着情報) を 確認して下さい。
妙 高 高 原 赤 倉 寮 館 山 大 賀 寮 使用料	経理課収入管理掛	学生支援課学生支援総 括掛で手続を終え利用料 を納入する時		
国府台合研修所 使用料	経理課収入管理掛	研修所を使用する時		(課外活動等施設参照)

### イ. 証明書発行について キャンパスライフ (<http://www.tmd.ac.jp/cmn/gakusei/>) - 諸証明について

証明書の種類	担当	在 学 時			卒業後	依頼時に必要なもの	
		教養部		学務部教務課	学務部教務課		学生支援課
		教務掛	厚生掛	(旧医学部学務課)	(旧歯学部総務課教務掛)		(旧学務部学生課)
在学証明書		※	※	※			
卒業見込証明書			※	※			
卒業証明書				○			
成績証明書	○		○	○	○	成績証明書を必要とする旨の書類の写し (卒業生)	
在学証明書 (英文)		○	○	○			
卒業見込証明書 (英文)			○	○			
卒業証明書 (英文)				○		証明書依頼状	
成績証明書 (英文)	○		○	○	○	成績証明書を必要とする旨の書類の写し 証明書依頼状	
卒業証書 (英訳)				○		卒業証書の写し、証明書依頼状	
ECFMG申込書 (医学部のみ)			○	○		証明書依頼状	

※在学証明書及び卒業見込証明書は、教養部事務室1階廊下及び湯島地区5号館3階談話室の自動発行機を利用して下さい。

○卒業後、英文の証明書を依頼する時に提出する証明書依頼状については、学務部学生支援課(旧学生課)で説明を受けること。

○医師免許証英訳文証明発行については、厚生労働省医政局医事課試験免許室

【電話番号 (03)5253-1111(代表)】に問い合わせること。

ウ. 申込書等

事項	内訳	発行及び申請時期等	厚生課	備考
学生教育研究災害傷害保険 事故通知・保険金請求		保険が適用となる事故にあった時・治療が 終了した時	○	P.42～45参照
妙高高原赤倉寮・館山大賀寮 利用申込書		施設を利用する時	○	P.84～87参照
奨学生に関する申請書類		奨学金を希望する時	○	P.35～37参照
入学科・授業料免除申請書類		免除を願い出る時	○	P.35参照
授業料延納願		延納を願い出る時	○	P.35参照
菊川奨学基金貸付申込書		貸付を希望する時	○	

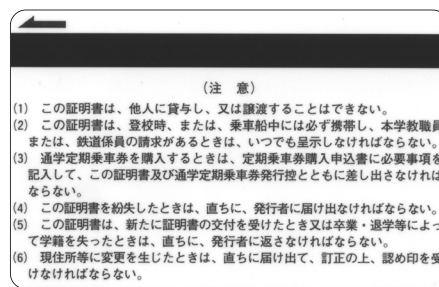
**学生証（通学定期・乗車券購入兼用身分証明書）**

学生証は、本学の学生であることを証明するもので、学生は、本学教職員や鉄道係員等に提示を求められたときはいつでも提示しなければなりません。

有効期限が過ぎたり、卒業、退学等により学籍を離れた時は、直ちに発行窓口に戻してください。

万一、学生証が盗難にあったり、紛失した際には速やかに発行窓口へ届け出て、再交付の手続を受けてください。（再発行手数料として、2,200円がかかります。）

また、鉄道関係の交通機関を利用して通学する学生が通学定期乗車券を購入する際は、大学の最寄りの駅から居住地（現住所）の最寄りの駅までの区間を記載したこの通学定期乗車券購入兼用身分証明書が必要ですので、学生証は、常に携帯し、紛失しないよう心掛けてください。



東京医科歯科大学		学部	学科
学籍番号	氏名		
通 学 区 間			
駅～	駅	駅～	駅
駅～	駅	駅～	駅
現 住 所			
			変更
			変更
			変更

通学定期乗車券発行控			
発行年月日	適用期間	発行駅	記事
	か月		
	か月		
	か月		
	か月		
	か月		
	か月		
	か月		



## 学生旅客運賃割引証（学割証）

学割証は、学生の修学上の経済的な負担を軽減し、学校教育の振興に寄与することを目的として設けられたものです。学割証は、片道営業キロ101キロを越える区間を乗車船するとき、運賃が2割引となるもので、次の場合に限り、原則として1人年間10枚程度の使用が認められています。使用に際しては、あらかじめ年間使用計画をたて、過剰に使用しないよう注意するとともに、学割証を使用する際は、必ず学生証を携帯してください。また、他人に譲るなどの不正使用は絶対にやめてください。なお、学割証の有効期間は、発行日から3ヶ月以内となっていますので、実際の使用期日に留意してください。学割証は国府台地区・湯島地区の自動発行機で発行します。

### <学割証使用の目的>

- 休暇、所用による帰省
- 実験実習などの正課の教育活動
- 大学が認めた特別教育活動又は体育・文化に関する正課外の教育活動
- 就職又は進学のための受験
- 大学が修学上適当と認めた見学又は行事への参加
- 傷害の治療その他修学上支障となる問題の処理

※自動発行機設置場所 国府台地区 → 教養部事務室1階廊下（平日9：00～18：00）  
湯島地区 → 5号館3階談話室（平日8：30～21：00）

## 団体旅行割引証

学割証とは別に、課外活動、クラス、ゼミなどによりJRで全行程を同一の人員で旅行する際に、学生が8人以上で本学教職員が引率すれば、運賃が5割引となる団体旅行割引制度が適用できます。申込用紙は、JR又は旅行代理店にありますので、利用する際に申込用紙の交付を受け、各掛（但し、課外活動で使用の際は学務部学生支援課（旧学生課学生掛））に持参の上、証明を受けてください。

## 授業料の支払方法

○ 本学では、授業料の支払に関し金融機関の預金口座を利用して自動的に引き落としとして大学に支払う方法（「預金口座振替」という。公共料金の支払と同じ仕組みです。）を採用しています。

また、金融機関からの引き落としは毎年4月27日と10月27日（当該日が休日の場合は当該日の翌営業日）にお支払いしていただきます。（口座振替に係る手数料は一切かかりませんが、支払期日を過ぎて納付される場合の振込手数料については、振込者負担になりますのでご注意ください。）

なお、必要書類（預金口座振替依頼書）が必要な方は、経理部経理課収入管理掛（Tel：03-5803-5048）まで申し出てください。

【ご利用可能金融機関】——都市銀行・地方銀行・第二地方銀行・信託銀行・長期信用銀行・信用金庫  
・信用組合・農業協同組合・労働金庫・ゆうちょ銀行  
(信用組合・農業協同組合には一部ご利用できない組合があります。)

○ 所定の期間内に授業料を納付せず、督促をしても支払わない場合には、退学を命じられます。

## 休 学

病気やその他の事由により、3ヶ月以上休学をしようとする学生は医師の診断書等を添え、所定用紙により保証人連署で学長あて願い出て、許可を受けることが必要です。

所定用紙は、学務部教務課(旧医学部学務課・旧歯学部教務掛)及び教養部厚生掛の窓口にありますので、休学をしようとする学生は、その旨申し出てください。

## 復 学

休学中の学生で、休学の事由が止み、復学を希望する学生は、医師の診断書等を添え、所定用紙により保証人連署で学長あて願い出をしてください。

所定用紙は、学務部教務課(旧医学部学務課・旧歯学部教務掛)及び教養部厚生掛の窓口にありますので、復学をしようとする学生は、その旨申し出てください。

## 退 学

病気やその他の事由により、退学をしようとする学生は、所定用紙により保証人連署で、学長あて願い出て、許可を受けることが必要です。

所定用紙は、学務部教務課(旧医学部学務課・旧歯学部教務掛)及び教養部厚生掛の窓口にありますので、退学をしようとする学生は、その旨申し出てください。

休学、復学、退学しようとする、日本学生支援機構奨学生は、学務部学生支援課(旧厚生課)  
(または教養部厚生課)まで連絡してください。

## 「学生委員会」委員について

学生委員会は、医・歯学部と教養部から選出された教員により構成され、主に大学の学生支援関係の事項や学生の皆さんの諸問題に対応していくための委員会として設置されています。

在学中に、困難な事態に出会い、相談相手が必要となった時には、所属の学生委員の教員室を気軽に訪ねてください。

(平成21年4月1日現在)

平成21年度学生委員会委員名				
	役職	氏名	役職	氏名
医学部	教授	江石義信	教授	下門顕太郎
	教授	山本則子	教授	松浦雅人
歯学部	教授	高野吉郎	教授	荒木孝二
	教授	石川雅章		
教養部	教授	清田正夫		
保健管理センター	センター長 教授	三宅修司		

## 担当教員制度について

- 教養部では、教養部学生委員会（教員4名）が全学生の相談窓口として設けられています。そのうち特に委員2名が1学年・2学年をそれぞれ担当しており、教育・生活の両面にわたって相談・指導に当たっています。

なお、外国人留学生については、学部へ進級するまで教授会で任命された教員が指導教員として担当しており、個別に責任をもって指導、教育に当たっています。その他に教員別学生面接受付時間（Office Hours）を設けており学生の指導・教育の充実・向上を図っています。

- 医学部医学科では、学生グループ担任制を設けています。本制度は、学生の皆さんが教員との接触を積極的に進め何事にもかかわらず、各自が教員に相談し湯島地区での勉学、実習、学生生活、将来の進路を有意義なものにするように活用するものです。このためにグループは3～6年生の学生を合同して5・6名単位に対し、医学科で選出した准教授以上の教員1名という配置を行っています。グループ単位の教員との懇談は、学生側の計画によって進めることが本制度の有用性を高めるのに役立つと思います。
- 医学部保健衛生学科では、学生の皆さんが教員に対し、修学並びに生活、将来の進路等について、気軽に相談できるよう、「グループ担当教員制」を設けています。

看護学専攻においては、早期（教養部在学中）から、専門領域（看護）に対する関心を持って、専門科目の学習がより円滑に進められるよう、1・2年生を合同して10名程度（各学年5名程度）のグループを編成し、各グループに2～3名の教員が対応します。

検査技術学専攻については、1～3年生の各学年単位で3～5名のグループを編成し、各グループに2～3名の教員が対応します。

また、「グループ担当教員制」とは別に、「学年担当教員制」を設け、2～4年の各学年に1～2名の教員を置き、修学並びに生活上等の諸問題に対応しておりますので、有効にこれらの制度を活用して下さい。

- 歯学部では、学年別担当教員制度を設けています。

この制度は湯島地区学生の勉学上のこと、生活上のこと、将来の進路のことなど何ごとによらず、気軽に相談してもらうことを目的としたもので、各学年に1名の学年別担当教員（歯学部学生委員会委員が対応）を置いています。

この他、歯学部には、修学上の諸問題を審議するため、「歯学部学生委員会」があります。

この委員会は、12名で構成されています。

## 住所・保証人の変更・改姓

入学時に届け出た住所や保証人の変更又は改姓をした時は、速やかにその旨所属の学務部教務課（旧医学部学務課・旧歯学部教務掛）又は教養部厚生掛に届け出てください。

届出を怠ると、大学から連絡や証明書類発行、照合に不都合や不利益を受けることがあるので、特に留意してください。

## 遺失物・拾得物・盗難等

構内での遺失物や拾得物及び盗難等被害にあったときは、下記窓口が届出等を受付けています。窓口では拾得物等の届出があると、所定の掲示板に掲示して該当者に通知することになっています。なお、休日又は勤務時間外で窓口が開いていない場合には、各警務員室に届け出てください。

届出受付窓口	該 当 場 所	病棟・診療棟	講義室・控室	5号館内	湯島地区 その他	国府台地区	その他
学務部学生支援課（旧学生課学生掛） （医歯学総合研究棟3F）			○	○	○		○
医学部附属病院防災センター （医科新棟（A棟）B1F）			○				
医学部総務課庶務第一掛 （医科新棟（A棟）1F）		○	○				
医歯学総合研究棟防災センター （医歯学総合研究棟1F）			○				
学務部教務課（旧医学部学務課学務第一掛・学務第二掛） （医歯学総合研究棟3F）			○				
歯学部防災センター （歯科新棟1F）		○	○		○		○
学務部教務課（旧歯学部総務課総務掛・教務掛） （歯科外来事務棟・校舎棟1F）		○	○		○		
本部警務員室 （1号館（本部）1F）				○	○		○
教養部事務部厚生掛 （国府台地区）			○			○	○
教養部警務員室 （国府台地区）			○			○	○

## 構内での交通規制

本学では、構内の通行の安全と静かな教育・研究及び診療環境の確保のため、交通規制が行われています。本学の学生は、**車での通学は認められない**ので注意してください。

なお、特に車での通学が身体的な理由等で必要となった際は、湯島地区の学生は学務部学生支援課（旧学生課学生掛）に、あらかじめ申し出てください。理由が必要と認められた場合のみ許可します（国府台地区は「教養部のしおり」を参照）。

また、湯島地区御茶の水門側に、本学への来訪者及び来院患者用として有料駐車場がありますが、学生の皆さんは、この有料駐車場を利用しないようにしてください。

## 交通事故の防止

近年学生による交通事故が全国的に増加しております。

本学学生に関わる事故も毎年数件発生しており、痛ましい結果を生んでいます。

「危険」は、いつも皆さんのすぐ隣にあります。

交通ルールを守ることはもとより、安全運転には十分注意してください。  
特に、自動二輪車の運転には注意してください。

### 《交通ルールとマナーの実践》

1. 安全速度を必ず守る。
2. カーブの手前ではスピードを落とす。
3. 交差点では必ず安全を確かめる。
4. 一時停止で横断歩行者の安全を守る。
5. 飲酒運転は絶対にしないこと。

以上の「安全五原則」を守ろう。

## 学内の掲示

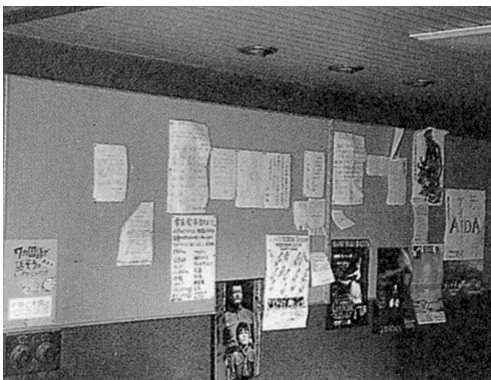
### <学生用掲示板>

学生の自治活動，課外活動のために学生用掲示板を所定の場所に設けてありますので活用してください。

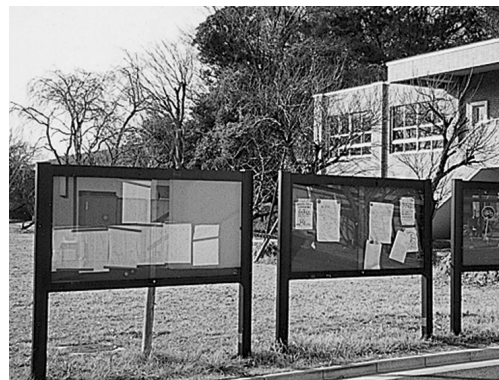
なお，壁や建物等に貼紙等をするのは，美観上からも好ましくないので慎んでください。

また，掲示は，掲示目的期間が終了した際には，速やかに取り外すようにしてください。

(湯島地区5号館玄関横)



(国府台地区)



<公用掲示板>

大学から、学生の皆さんへの告示や通知等の連絡は、大学構内の所定の公用掲示板に該当事項を掲示することにより行うことになっています。

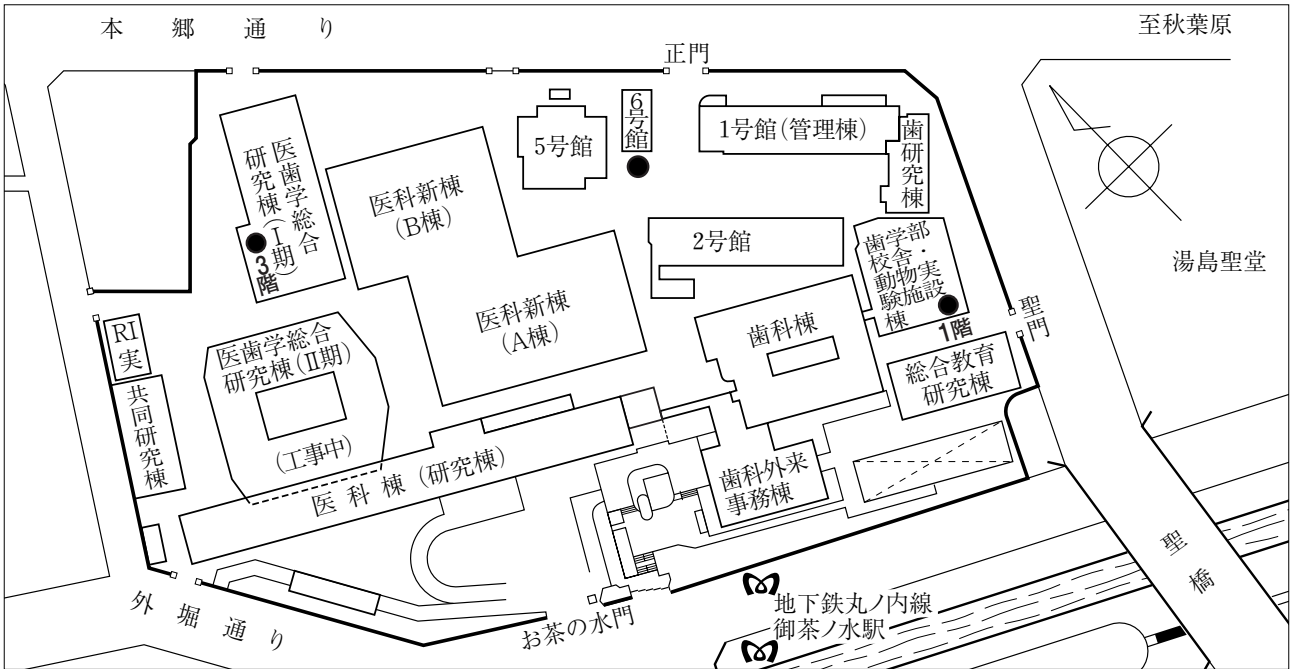
告示や通知等は、掲示することにより、学生に周知したものとして取り扱うことになるため、登校時に必ず公用掲示板をみるよう心掛けてください。

掲示板の所在位置は、学生関係の窓口にて照会して確認してください。

(主要掲示内容) 試験時間割, 試験結果, 授業料免除許可者, 休講通知, 拾得物, 大学行事等

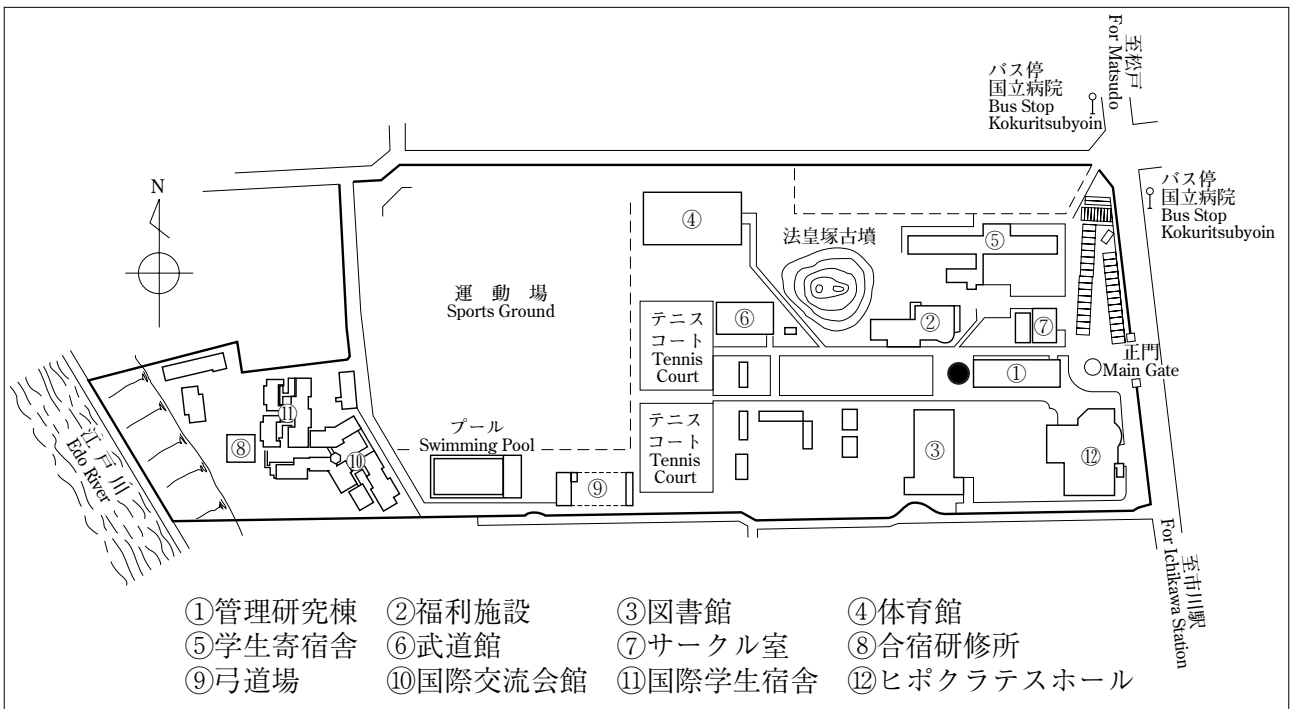
本部 (湯島地区)

●掲示板所在位置



教養部 (国府台地区)

●掲示板所在位置



## マルチ商法等対策

### 1. マルチ商法

個人を商品等の販売員として勧誘し、次の販売員を勧誘すれば収入になると、組織を連鎖的に拡大する商法。

#### 【事例】

サークルの友人から連絡があり、割のいいバイトがあると誘われセミナー会場に行った。会場では「健康食品を購入し、友達に売ればマージンが入る。勝ち組になれる。」と誘われた。

#### ここがポイント！

- (1) 悪質なマルチ商法は、一部の成功例を強調し、あたかも全員が成功するかのよう勧誘してることがあります。「必ず儲かる」ウマイ話はありません。
- (2) 多量の商品を購入しても思ったように売れず、売れ残りの商品や借金を抱えてしまうリスクもあります。
- (3) 大学の友人、先輩、後輩を勧誘することが多いため、学校内での信頼や友人関係を壊すことになりかねません。
- (4) なお、商品が介在しない、いわゆる「ねずみ講」は「無限連鎖講の防止に関する法律」で禁止されています。

### 2. アポイントメントセールス、キャッチセールス

電話で「あなたが特別に選ばれました。〇〇を取りに来てください」などと言って販売目的を告げずに事務所などに誘い出し、商品やサービス等の購入の契約をさせるアポイントメントセールス。

駅前や路上で呼び止めて営業所などに連れていき、商品やサービス等を販売するキャッチセールス。

#### 【事例】

街で「美容に関する調査をしています。協力してくれたら、化粧品のサンプルを差し上げます」と声をかけられた。営業所についていきアンケートに答えたが、その後、高額なエステの契約を勧められた。閉め切った部屋で勧誘され、契約しないと帰れない雰囲気だった。

#### ここがポイント！

- (1) どちらの商法も事業者の営業所などに連れて行かれ、長時間にわたり勧誘し契約を迫ってきます。
- (2) 「タダ」に釣られて、簡単について行かないことが肝心です。
- (3) 不要な商品の販売には、毅然と断りましょう。

### 3. デート（恋人）商法

言葉巧みな話術で異性に好意を抱かせ、それにつけ込んでアクセサリーなど高額な商品を販売する商法。

#### 【事例】

携帯の「出会い系」サイトで知り合った異性から、「今度デートしようよ」と誘われた。デートの途中、自分がデザインしたアクセサリーを展示しているイベントをやっていると連れて行かれ、好きだったらアクセサリーを購入するように勧められた。嫌われたくないからクレジットで契約してしまった。

#### ここがポイント

- (1) 恋愛感情を巧みに利用し、契約へ誘導するのが目的です。
- (2) 一度買ってしまうと、また購入してもらえと思われ、次々に商品をせがまれることがあります。
- (3) 出会いのきっかけが携帯電話の「メル友」や出会い系サイトの場合は要注意です。

### 4. 迷惑メールがきっかけの不当請求

パソコンや携帯電話へ届いた「出会い系サイト」や「アダルト系サイト」の広告メールにうっかり接続してしまったら、利用料金の請求がきてしまった。

#### 【事例】

携帯電話に、出会い系サイトの広告メールが届いた。興味本位でちょっと覗いてみてから削除しようとしてURLをクリックしてみたら、いきなり次の画面に「入会完了！5日以内に3万円支払ってください」と表示された。

#### ここがポイント！

- (1) サービスを利用（契約）しようとして接続したわけであれば支払いの義務はありません。
- (2) 事業者返信し、自分の名前や電話番号などを教えると、次の被害につながることもあるので、個人情報情報は絶対に教えないこと。
- (3) 身に覚えのないメールのURLには興味本位で接続しないことが第一です。
- (4) 迷惑メールを受信しないために、文字数が多く複雑なメールアドレスにしたり、各種サービス（フィルタリング機能）を活用しましょう。
- (5) 脅迫されたら警察へ。

### 5. 資格商法

自宅や職場に電話をかけてきて、資格取得のために講座の受講や教材の購入契約をさせる商法。

#### 【事例】

職場に突然電話がきて「あなたの親会社から依頼を受けたので書類を送りたい」と言われ、忙しかったので、ついつい自宅の住所を教えてしまったところ、後で講座の契約書が送られてきた。

#### ここがポイント！

- (1) 「結構です」「はいはい」といった曖昧な返事はトラブルのもと。口約束でも契約は成立します。契



約の意志がなければはっきり断りましょう。

- (2) 過去に類似の資格講座を受講していた人に、まだ講座の契約は続いていると を言い、更新費用の支払いを求める手口も横行しています。過去の講座が既に終了している場合は、取りあわずきっぱり断りましょう。

## 6. オンラインショッピング

インターネット上で契約の申込み等を行うインターネット通信販売（ネット通販）が普及し、自宅で手軽に買い物ができるようになりましたが…

### 【事例】

ネットオークションで、欲しかった自動車のパーツを落札したので、代金を振り込んだが、なかなか商品が届かない。そのうち、出品者と連絡が取れなくなってしまった。

### ここがポイント！

- (1) 出品者と落札者双方が個人の場合、取引は事故責任となります。ネット通販を含め、通信販売はクーリングオフできません。申込はじっくり考えてから。
- (2) 支払う前に、販売者の連絡先、申込画面などプリントアウトしておきましょう。
- (3) 出品者と落札者を仲介する（有料）サービスを利用する手段もあります。

### クーリング・オフ制度

特定商取引法では、一定期間内であれば無条件で契約の解除ができることを認めています。

クーリング・オフの期間は、契約書面を受け取った日から、その日を含めて

8日間………電話勧誘販売、特定継続的役務提供、

訪問販売（アポイントメントセールス、キャッチセールスを含む）

20日間………連鎖販売取引（マルチ商法）、業務提供誘引販売取引（内職商法）

上記の期間内に、書面（ハガキ等）で販売会社に通知します。通知は簡易書留扱いで出しましょう。

原則として、支払った代金は全額返金されますが、クーリング・オフできない場合もあります。詳しくは相談窓口または地元の消費生活センターへ御相談ください。

なお、通信販売は、クーリング・オフできません。

## 火災予防

学生の皆さんは、次に掲げる事項を確認・励行し、火災の発生を未然に防止できるよう注意してください。

- ① 学内は原則として禁煙です。
- ② 課外活動施設内は常に整理整頓すること。

- ③ 諸施設を利用したときは、退出時には電源及びスイッチを切ること。

「消えたかな！気になるあの火もう一度」

## ハラスメントについて

### 1. セクシュアル・ハラスメントとは？

- (1) 相手の意に反する性的な行動を行いそれに対する対応によって、修学・就労・教育又は研究を行う上で、一定の利益又は不利益を与える（与えようとする）こと。
- (2) 相手の意に反する性的な言動により、修学・就労・教育又は研究の環境を損なうこと。

### 2. セクシュアル・ハラスメントとなる言動とは？

- (1) 言葉によるもの。
- (2) 視覚によるもの。
- (3) 身体への接触を伴うもの。

以上の要因が考えられますが、主な具体的例として以下のような場合があります。

- コンパやゼミ・研修旅行の食事等の席などで、お酌や隣に座ることを強要する。
- 身体的特徴及び服装を話題にしたり、スリーサイズ等を尋ねる。
- 性的内容のメール等を送る。
- モードポスター・カレンダー等を室内に貼る。
- 身体に不必要に触る。
- 性的な冗談を言う。

### 3. アカデミック・ハラスメントとは？

教育・研究上の権力関係や上下関係、優越的な地位に基づき、相手の意に反する不適切な言動を行い、精神的な面も含めて、学業に不利益・損害を被ること。

### 4. アカデミック・ハラスメントとなる言動とは？

- 教育研究活動の妨害
- 研究成果の搾取
- 卒業・進級の妨害
- 就職・進学への妨害・強要

### 5. ハラスメントにあったら？

- (1) 「嫌な事」は、はっきりと意思表示することが大切です。
- (2) 「相談内容」や「プライバシー」は必ず守られますので、相談したことがあなたの不利になることは絶対ありません。一人で我慢しないで相談員に相談することが大切です。
- (3) 本学は、ハラスメントの相談員を各学部等に配置し、相談に応じています。気軽に相談して下さい。

## 相 談 員 名 簿

平成21年4月1日現在

氏 名	性別	所属・職名等	内線等
(役職指定)			
三宅修司	男	保健センター長	03-5803-5081
(以下学生委員会委員。任期は平成22年3月31日まで)			
下門顕太郎	男	医歯学総合研究科 教授 血流制御内科学	03-5803-5968
荒木孝二	男	医歯学総合研究科 教授 歯学教育システム評価学	03-5803-4577
山本則子	女	保健衛生学研究科 教授 高齢者看護・ケアシステム開発学	03-5803-5358
石川雅章	男	口腔保健学科 教授 発達口腔保健衛生学	03-5803-4644

# 4

## 福利厚生

授業料の免除及び徴収猶予

奨学制度

寄宿舍

アパート等の紹介

生活協同組合（生協）

課外活動用貸出用品

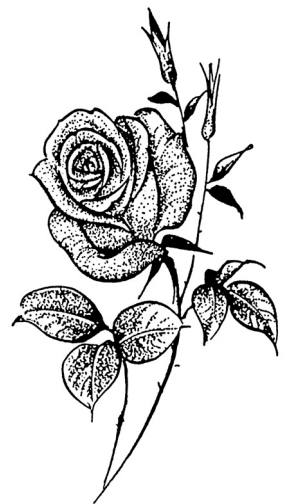
アルバイト

国民年金制度

病気になった時

保健管理センター

もし、授業や課外活動中に災害・傷害にあったら！



## 授業料の免除及び徴収猶予

学業優秀・品行方正な学生で、経済的な理由や風水害等の災害を受け、授業料の納付が困難である場合は、選考の上、当該期分の授業料の全額又は半額の免除あるいは徴収が猶予されます。免除や徴収猶予を希望する学生は、申込期間中に手続をしてください。

### 平成21年度授業料免除申請受付期間

(前期分)

区 分	申 込 期 間	備 考
新 入 生	4月6日(月)～4月13日(月)	3年次編入生を含む。

※注意 授業料免除制度は、毎年度・各期(前期・後期)の申請が必要です。

## 奨学制度

学業成績が優秀な学生で、経済的な理由により修学が困難な学生のために、次の奨学制度があります。

### <日本学生支援機構奨学金>

日本学生支援機構は、教育の機会均等の趣旨にしたがって、人物・学業ともに優れかつ健康であって、経済的理由により修学が困難な者に対して奨学金を貸与することにより、修学の援助を行う機関です。

申込時期等詳細については、その都度掲示板(教養部掲示板・学務部学生支援課(旧厚生課)掲示板)に掲示しますので、掲示には十分注意してください。

### ●その他詳細について

日本学生支援機構ホームページ(<http://www.jasso.go.jp/>)をご利用ください。

学務部学生支援課(旧厚生課)及び教養部厚生掛にて案内資料を配付していますので、詳しくはこちらを参照してください。

### <地方公共団体・財団法人等の奨学金> <http://www.tmd.ac.jp/cmn/gakusei/schol/other-scholarship.htm>

日本学生支援機構の奨学制度のほかに、地方公共団体や民間奨学団体等の奨学制度があり、学務部学生支援課(旧厚生課)で閲覧することができます。各奨学団体によって、募集内容や対象者が異なりますのでご注意ください。

## 寄宿舍

教養部のある国府台地区に、男子学生「里見寮」及び女子学生「国際学生宿舎」と外国人留学生用の「国際交流会館」があり、本学学生(学部)が入寮しています。部屋数に限りがあるため、入寮希望者が多数の場合は、経済的理由等の事情を考慮して入寮を許可しています。

入寮の手続は、毎年入学時期に主として行っていますが、入寮を希望する学生は学務部学生支援課(旧厚

生課)に相談してください。

概要		種別	里 見 寮	国 際 学 生 宿 舎	国 際 交 流 会 館
収 容 定 員			1 3 2 名	5 0 名	2 8 名
建 物 構 造			鉄筋 4 階建	鉄筋 4 階建	鉄筋 4 階建
所 在 地			市川市国府台2-8-30	市川市国府台2-8-1	市川市国府台2-8-1
一 経 費 の 予 定 ヶ 月 の 予 定	宿 舎 料		700円	5,900円	5,900円
	光熱水費用 (風呂用燃料含)		約4,000円	約5,000円	約5,000円
	雑 費		5,300円	1,100円	1,400円

## アパート等の紹介

自宅から通学できない学生のために、本学では学生寮を設けていますが、入寮できなかった学生やアパート等を希望する学生に対し、本学生協同組合（生協）を通じて、アパート等不動産情報の提供を行なっています。

また、学生談話室（5号館3階）にも、アパート等の物件閲覧コーナーを設置しています。条件にあった物件があった場合は、生協本部（5号館1階）で紹介カードをもらってください。また、生協では東京都内及び近郊の大学生協が協同で提携している不動産業者の紹介もしています。詳細は、生協本部（03-3818-5231）まで問い合わせてください。

アパート等を選ぶ際は、下記事項を特に注意して選ぶようにしてください。

### 《アパート等を選ぶ場合の注意事項》

- 畳数、料金、通学距離等諸条件をよく検討の上、選ぶこと。
- 入居契約は、自分で部屋を見て諸条件を家主に確認し、納得した上で必ず入居契約書を取り交わすこと（特に更新時の費用等を確認する）。
- 入居契約書については、父母等保証人と十分内容の確認を行うこと。
- 部屋代以外の諸経費についても、十分に内容を確認すること

※また、入居した後は、近隣の人や家主に騒音等で迷惑をかけることのないように心がけてください。

## 生活協同組合（生協）

消費者が自らの生活をよりよくするために、自ら出資・利用し、運営する相互扶助の組織として生活協同組合があります。本学生協は、学生・教職員を組合員とする職域生協です。

生協では、大学内の福利厚生施設として、湯島地区・国府台地区に食堂及び売店があります。また、出資金を払うことで誰でも生協の組合員になることができ、出資金は卒業時に脱退届を提出し全額返還されます。大学の構成員のための福利厚生施設ですので、生協を大いに活用してください。

## 課外活動用貸出用品

学務部学生支援課（旧学生課）では、課外活動のための学生用貸出用品として次の備品を貸出しています。借用希望の学生は、学生支援課（旧学生課）窓口で所定手続により申し込んでください。

なお、使用中、万一破損した備品は、そのまま返却しないで、破損した旨、届け出るようにし、次に使用する人の迷惑とならないよう心掛けてください。

また、教養部厚生掛でも、運動用具等を中心に貸出を行っているので、利用してください。

プロジェクター	1台	ハンドマイク	2台
トランシーバー	4台	ストップウォッチ	16個
デジタルカメラ	3台	ポラロイドカメラ	1台
ワイヤレスマイクセット	1台	折りたたみ椅子	
テント	5張	机	

## アルバイト

アルバイトのため、貴重な勉学の時間が費やされることは好ましいことではありません。しかし、経済的な理由等でアルバイトをすることが必要な学生のために本学ではアルバイト（家庭教師等）の紹介を行っています。

本学では「学生アルバイト情報ネットワーク」に加盟し、アルバイト情報をWebサイトで公開、PCや携帯電話から最新情報を閲覧できるように整備しております。家庭教師の紹介は学務部学生支援課（旧厚生課）又は教養部厚生掛が仲介しておりますので、希望の求人がありましたら問い合わせてください。

「学生アルバイト情報ネットワーク」ホームページ…<http://www.aines.net/tmd/>

## 国民年金制度

平成3年4月1日から、国民年金法が改正され、20歳以上の学生の皆さんも国民年金に加入することが義務づけられました。

### ●国民年金の加入者は、3種類

日本に住んでいる20歳以上60歳未満の人は、すべて国民年金に加入しますが、職業や保険料の納め方の違いにより、3種類に分けられています。

- ・第1号被保険者……学生、農業、自営業等の人
- ・第2号被保険者……サラリーマン、OL、公務員等で会社等に勤めている人
- ・第3号被保険者……第2号被保険者に扶養されている配偶者（年収130万円未満）

学生の皆さんは、このうち第1号被保険者として、国民年金に加入することになります。

## ●在学中のけがや病気に年金の保障

国民年金に加入していれば、万一、スポーツの怪我や交通事故などで障害者になってしまっても、障害の程度により障害基礎年金が受けられます。

この障害基礎年金は、加入期間・長さに関係なく障害の続く限り、年金が支給されますので、万一の場合にも安心です。

ただし、保険料を納めない期間が加入期間の1/3以上あるときは、障害基礎年金は受けられませんので、保険料はきちんと納める必要があります。

## ●将来、年金が受けられます

在学中に障害事故が起これなくても、納めた保険料は決して掛捨てになるのではなく、自分の老後にはね返ってくることになっています。

学生の方が20歳から加入し、60歳まで40年間保険料を納めると、原則として65歳から満額の老齢基礎年金を生涯受けることができます。

保険料を納めた期間が40年間に満たないときは、不足する期間に応じて年金額は減額されることとなります。

また、一定の支給要件により遺族の方に遺族基礎年金が支給されます。

### ・障害基礎年金

年金額	1級	990,100円
	2級	792,100円

### ・老齢基礎年金

年金額	792,100円（満額）
-----	--------------

### ・遺族基礎年金

年金額	792,100円（基本額）＋子の加算
-----	--------------------

※記載の年金額は、平成20年度の金額です。国民年金に加入している人には、以上のほか寡婦年金、付加年金、死亡一時金などの給付があります。

## ●年金額は、完全物価スライド制によって守られています

国民年金は「物価スライド制」といって、物価の変動にあわせて年金額が引き上げられる仕組みになっているため、年金の実質価値が維持され、安心です。

## ●保険料額と保険料の納付方法

保険料額は定額で月額14,410円（平成20年度の場合、平成29年度まで毎年月額で280円引上げ予定）となっています。

学生を含む第1号被保険者の方は、市区町村から送付される納付案内書などにより保険料を納めることになります。なお、学生の方は、申し出により親元から保険料を納める方法もあります。

## ●納め忘れ防止に便利な前納及び口座振替

国民年金の保険料の納め忘れ防止に保険料の前納制度（一定期間の保険料を前納すると保険料が割引されます。）や口座振替制度があります。

大切な保険料を納め忘れることのないようにしましょう。



## ●保険料の学生納付特例制度

学生納付特例制度は、届出（申請）をして承認を受ければ、在学期間中の保険料が後払いできる仕組みです。手続さえすれば、「もしも」のときも安心です。自分のことは自分で、きちんと届けましょう。

### 1. 対象者

大学（大学院）、短大、高等専門学校、専修学校及び各種学校その他の教育施設の一部に在学する学生等であって、学生本人の前年の所得が\*68万円以下であるとき。

※学生に扶養親族等があればその有無及び数に応じて加算されます。扶養親族等がない学生の場合は、約133万円までの収入であればこの制度の対象になります。

### 2. 届出して承認されたら

学生納付特例の承認を受けると、

- ①学生納付特例期間中の障害や死亡といった不慮の事態には、満額の障害基礎年金または遺族基礎年金が保障されます。
- ②学生納付特例期間は、老齢基礎年金の受給資格要件には算入されますが、年金額には反映されません。満額の老齢基礎年金を受けるためにも、保険料の追納をおすすめします。学生納付特例期間から10年以内であれば、保険料を追納することができます。卒業したら、忘れずに追納して下さい。

### 3. 届出が遅れたら

学生納付特例制度は、申請のあった月の前月から承認することとなっています。承認される前の期間は、保険料を納めなければ未納期間となり、その間に万が一の事故で障害が残っても障害基礎年金は支給されません。

## ●国民年金の加入手続き

国民年金の加入手続きは、住民票を登録している市区町村の国民年金担当窓口で行いますが、学生の方で親から離れ下宿している等の場合、下宿している地の市区町村で国民年金の加入の手続きがとれることがあります。同窓口で照会してみてください。

★制度・加入についてのお問い合わせは、**住所地の市区町村の担当窓口へ。**

または、社会保険庁ホームページを参照してください。（<http://www.sia.go.jp/nenkin/index.html>）

## 病気になる時

学生の皆さんは毎年実施される学内の定期健康診断を受診するとともに、必要に応じて保健管理センター等を利用し、健康について自己管理をしていくことが大切です。健康が思わしくない場合は、すぐ医療機関で診察を受けてください。なお、本学湯島地区に医学部、歯学部の各附属病院がありますので、利用してください。その際には紹介状が必要です。先に保健管理センター医師の診察を受け、紹介状を書いてもらってください。

医療機関等にかかる手続の際には、「健康保険証」の提示が求められます。「健康保険証」がないと、治療費が全額自己負担の扱いとなりますので注意してください。

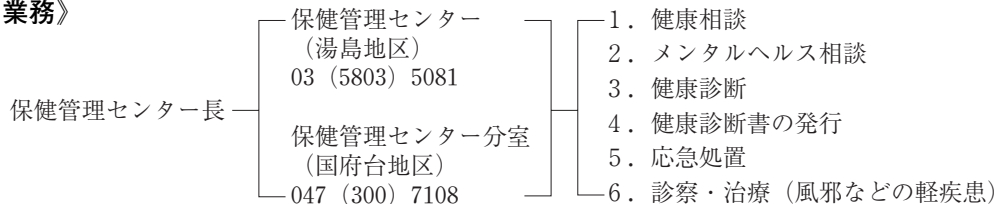
また、被保険者である両親等と住居を異にしている学生は、あらかじめ「遠隔地被保険証」の交付を受け、常に携帯するようにしてください。

なお、長く入院等を要する病気になった際は、必ず友人や大学の所属担当掛に連絡してください。

**保健管理センター** <http://www.tmd.ac.jp/cmn/hsc/hsc.htm>

保健管理センターは、学生各自の健康を保持し増進するために、心身の健康について助言し、指導をするところです。また、健康状態の把握と、疾病の早期発見のため、定期あるいは臨時の健康診断及びワクチン接種等を行います。また心身両面の健康障害や不安について、診察や健康相談を行っています。

《組織と業務》



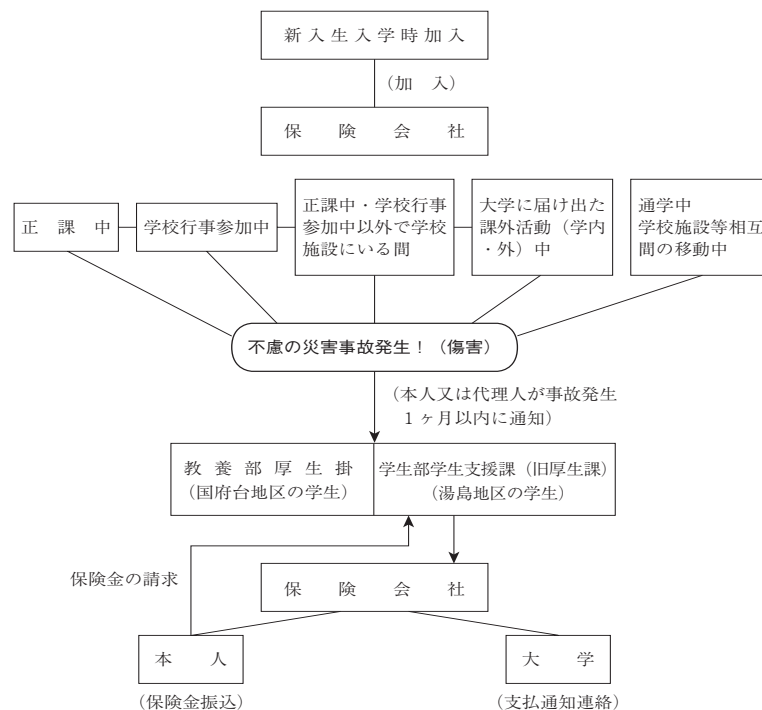
《保健管理センターの利用について》

- 1) 医師と相談したい人は保健管理センター前に掲示してある健康相談の日程表に従って保健管理センターに来てください。軽いケガや風邪などの軽疾患では治療を受けることもできます。
  - 2) 湯島地区では、月曜日～金曜日の午前9時から午後5時まで、血圧、体温、身体計測等の自己測定ができます。その他、エアロバイク・マッサージチェアも利用できます。
- また、専門医によるメンタルヘルス相談も実施していますので、お気軽に当センターにいらしてください。

**もし、授業や課外活動中に災害・傷害にあったら！**

— 学生教育研究災害傷害保険制度について —

< 1. しくみ (図表) >



学内、外で災害や事故にあった際は、事故の大小を問わず速やかに学生支援課（旧厚生課厚生保健掛）・教養部厚生掛まで連絡してください。

## < 2. 概要 >

### 1. 加入（基幹保険：学生教育研究災害障害保険（学研災））

学部学生全員加入しております。ただし、保険期間は標準修業年限ですので、留年等によりこれを超える者は学生支援課（旧厚生課）に申し出て任意で加入手続きをする必要があります。

#### \* 標準修業年限

医学科・歯学科…………… 6年

保健衛生学科・口腔保健学科…… 4年

### 2. 保険金が支払われる場合

災害・事故等による傷害に対して支払われます。

図表のとおり、正課中や学校行事中、学校施設内、課外活動中、通学中などであることが要件です。

病気は本保険の対象外ですが、日射・熱射による障害や有毒ガスなどによる中毒症状なども対象となることがあるので、まずは学生支援課（旧厚生課）に相談してください。

### 3. 保険金の種類と金額

詳細は、入学手続き後に配布された「学生教育研究災害傷害保険加入者のしおり」（A5版ピンク色）を参照してください。

### 4. 保険料と保険期間（所定の標準修業年限）（通学中等傷害危険担保特約及び医学生教育研究賠償責任保険（医学賠）を含む）

保険料は次のとおりです。

	保険期間	学研災	医学賠	合計
医学科	6年間	5,400円	***	5,400円
歯学科		5,400円	3,000円	8,400円
保健衛生学科・口腔保健学科 学士編入生（歯学科）	4年間	3,900円	2,000円	5,900円
学士編入生（医学科）		3,900円	***	3,900円
3年次編入生（口腔保健学科）	2年間	2,100円	1,000円	3,100円

### 5. 保険金の請求

事故発生直後に学務部学生支援課（旧厚生課）（または教養部厚生掛）に報告してください。治療が終了した後、保険金請求のために再度いらしてください。

### 6. 異動

保険期間中における退学及び1年を超える休学は、申し出により掛金の差額を返還します。

また、留年等により保険期間を超えて在学する場合にも学務部学生支援課（旧厚生課）に申し出てください。

※「学研災付帯賠償責任保険（Cコース：医学賠）」は、医学科学生以外の学生は全員加入しております。

※「学研災付帯学生生活総合保険」については、全ての学生が任意加入扱いです。

加入希望者は、学務部学生支援課（旧厚生課）までお問い合わせください。



## 5 自治活動と課外活動

学生自治団体の規約

学生自治組織の機構

学生の自治活動と課外活動（サークル活動）

学友会所属の公認課外活動団体一覧

東京地区国公立大学連合文化会

東京地区国公立大学体育大会「国公立大会」

東日本医科学生総合体育大会「東医体大会」

全日本歯科学生総合体育大会「歯学体大会」

課外活動における事故防止



# 学生自治団体の規約

## 自治会会則

(昭和34年2月2日、教養部学生自治会成立のため一部改訂)

### 第1章 総 則

第1条 本会は東京医科歯科大学学生自治会と呼ぶ（以下本会という）。

第2条 本会は、学生の福祉を計り自治精神の昂揚を目的とする。

第3条 本会は、本学学生全員をもって構成する。

第4条 本会会員は、この会則に定める一切の権利を有し義務を負う。

### 第2章 組織及び運営

第5条 本会は、第2条の目的を達成するために代議員会及び自治委員会を設ける（以下それぞれ代議員会、自治委員会と云う）。

第6条 本会の最高決議機関は学生大会とする。但し、通常代議員会をもってこれに代える。

第7条 学生大会は次の場合に開かなければならない。

1. 自治委員会が必要と認めたとき
2. 代議員会が必要と認めたとき
3. 全会員の8分の1以上の要求があったとき

第8条 学生大会は、全会員の2分の1以上の出席により成立する。

第9条 学生大会は、代議員会議長が招集し学生大会の指名により議長を決定する。但し、その他に関しては、代議員会規約に準ずる。

第10条 学生大会において可決または否決された事項は、議決の日から満3カ月を経た後でなければこれを変更することはできない。但し、全会員の5分の4以上の賛成がある場合はこの限りでない。

第11条 代議員会は、学生大会に代る議決機関とする。但し、これに関しては別に規約を定める。

第12条 自治委員会は、全会員を代表し本会運営の任務を執行する。但し、これに関しては別に規約を定める。

### 第3章 会 計

第13条 本会の会計年度は5月1日から翌年4月30日までとする。会員は所定の会費を所定の期日までに納入しなければならない。

第14条 その他の会計に関しては別に規約を定める。

### 第4章 会則改正

第15条 この会則の改正は、代議員会において出席付議員の3分の2以上の賛成を必要とする。

### 第5章 補 則

第16条 本会則は、昭和26年12月5日から有効とする。

(昭和28・7・6 一部改正)  
(昭和31・1・11 一部改正)  
(昭和34・2・2 一部改正)  
(昭和51・2・9 一部改正)  
(平成2・6・8 一部改正)  
(平成4・5・29 一部改正)  
(平成5・6・4 一部改正)  
(平成8・10・11 一部改正)

## 第1章 組 織

**第1条** 代議員会は、代議員をもって組織し議長、副議長及び書記各1名を置く（以下代議員と云う）。

## 第2章 権 限

**第2条** 代議員会は学生大会ならびに学友会総会に代る自治会及び学友会運営の議決機関とする。但し、必要に応じてその権限の一部を自治委員会及び部長会議及び総務会あるいは委員会に委嘱することができる。

**第3条** 次の事項は代議員会に提出し、議決あるいは承認を得なければならない。

1. 予算及び決算
2. 会則及び総ての規約に関する事項
3. その他自治会及び学友会に関する重要な事項
4. 学内の全ての学生サークル及び学友会に関する重要な事項

**第4条** 代議員会において可決又は否決された事項は、議決の日から満3カ月を経た後でなければこれを変更することはできない。

但し、次の場合はこの限りでない。

1. 学生大会において変更を可とするとき
2. 代議員において満場一致をもって変更を可とするとき

## 第3章 代 議 員

**第5条** 代議員は各学年ごとにその学部・学科専攻ごとに総数3分の2以上の出席のもとに、医学部医学科及び歯学部各5名、医学部保健衛生学科看護学専攻3名、医学部保健衛生学科検査技術学専攻2名の互選によって選出する。

但し、自治委員及び学友会はこれを兼ねる事は出来ない。

**第6条** 代議員の任期は、半カ年とし、毎年5月及び11月に改選する。

**第7条** 代議員は、その所属する学年学部並びに氏名を議長に報告しなければならない。

**第8条** 代議員は、代議員会に必ず出席しなければならない。但し、止むを得ぬ理由により出席できぬ場合は、予め議長の許可を得て代理をもってこれにあてることができる。

但し、その代理者は、同学年同学部からあてなければならない。

**第9条** 代議員は、代議員会において行う発言及び表決について外部で責任を問われない。

**第10条** 次の場合、代議員会に欠員を生じた場合は直ちに後任者を選出しなければならない。但し後任者の任期は前任者の残任期間とする。

1. 代議員が議長の許可を得て辞任したとき
2. 議長、副議長あるいは書記に選出されたとき

3. 代議員がその任期中に自治委員及び学友会役員に選任されたとき

#### 第4章 議長、副議長及び書記

第11条 議長、副議長及び書記は当該学期の自治委員会役員がこれを兼ねる。

第12条 議長、副議長及び書記の選出されるまでは前任者が臨時にその業務を行う。

第13条 議長及び副議長は代議員会の秩序を保持し議事を整理する。又、すべての会議に出席し意見を述べることができる。

第14条 議長、副議長及び書記の任期は代議員の任期に準ずる。

第15条 議長に事故あるときは副議長がこれを代理し、両者ともに事故あるときは仮議長を選出する。但し、仮議長は議長がこれを指名し得る。

第16条 議長、副議長及び書記は代議員の承認を得て辞任することができる。

この場合は直ちに後任者を選出しなければならない。但し、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

第17条 書記は、代議員会の議事録を作成する。

#### 第5章 会 議

第18条 代議員会を分けて定例代議員会及び緊急代議員会とする。定例代議員会は毎年5月及び11月自治委員長がこれを招集する。

第19条 緊急代議員会は、次の場合に代議員会議長がこれを招集する。

1. 自治委員会及び学友会部長会議及び総務会の要求があったとき
2. 代議員の4分の1以上の要求があったとき
3. 全会員の8分の1以上の要求があったとき

第20条 前条の場合議長は開会期日及び場所、議事次第を開会3日前までに提示しなければならない。但し、緊急やむを得ない場合はこの限りでない。

第21条 代議員会は、議員総数2分の1以上の出席がなければ成立しない。開会時刻経過後相当の時間を経てもなお定数に満たぬ場合は、議長は流会しなければならない。

又、会議中に定足数を欠いた場合もこれに準ずる。

第22条 代議員会が流会になった場合は、議長は5日以内に再びこれを招集しなければならない。

#### 第6章 発 議

第23条 次の各項の一に該当するものが議案を発議することができる。

1. 代議員
2. 自治委員会及び自治委員
3. 小委員会及び学友会部長及び部長会議及び総務会小委員会委員
4. 会員但し、10名以上の賛成を必要とする。

第24条 議案は、開会期日2日前までに議長の下に提出しなければならない。

第25条 議案の提出者はその議案が議長に上程された後であってもこれを修正し、あるいは撤回することができる。

#### 第7章 議 事

第26条 議長は議事次第に従い議案を順次上程する。

第27条 会員は、代議員会において議案に対する質疑応答並びに討論に参加できる。但し、代議員の他は表決に加わることはできない。

第28条 発言は総て議長の許可を得てこれを行うものとする。



**第29条** 議長が質疑又は討論に参加する場合は議長席を外さなければならない。

**第30条** 代議員、自治委員、学友会役員及び小委員会委員は議案に関して修正の動議を提出することができる。動議を議題とするには出席代議員の3分の1以上の賛成を必要とする。

**第31条** 修正の動議が議題となった場合は議長はこれに対する質疑応答並びに討論を許可する。但し、事宜により原案とともに一括して討論することができる。

**第32条** 代議員、自治委員、学友会役員及び小委員会委員は議事次第の変更、議事の中止、議決の延期及びその議案の審議に関して緊急動議を提出することができる。但し、動議を議題とする出席代議員の3分の1以上の賛成を必要とする。

**第33条** 緊急動議が議題となった場合は議長はこれに対する質疑応答並びに討論を許可する。但し、事宜により質疑応答討論を省くことができる。

**第34条** 討論終結し、かつ何らの動議のない場合は議長は採決を宣し、採決すべき問題及び表決方法を宣告する。この宣告のあった後は何人も議題について発言することはできない。

**第35条** 採決をするには次の順序による。

1. 議案が複雑で多数の項目を含む場合は一項目ごとに採決する。
2. 修正案のある場合は最も原案に近いものから採決し、修正案が総て否決されたとき初めて原案について採決する。

**第36条** 議案の採決は自治会々則に特別の規定のあるもののほかは出席代議員の過半数によって決する。

**第37条** 可否同数の場合及び棄権が過半数を占めた場合には再審議を行う。なお、再審議によっても決定しない場合は議長がこれを決する。

**第38条** 表決の方法は挙手、起立、記名あるいは無記名投票の何れかによるものとし、議長がこれを決する。

## 第8章 規 律

**第39条** 代議員の開会における着席又は退席は総て議長の許可を必要とする。

**第40条** 議長は、議場が混乱し、議事の運営が困難であると認められた場合には会議を中止することができる。但し、この場合は、議長は改めて会議を再会し速やかに議事を終了しなければならない。

**第41条** その他議長は議場の秩序を維持するために必要な措置をとることができる。

## 第9章 補 則

**第42条** この規約に規定されていない事項に関しては議長がこれを決定する。

## 第1章 組 織

**第1条** 自治委員会は、会員から選出された委員をもって組織する。

**第2条** 自治委員の任期は6カ月とし、毎年5月及び11月に改選する。但し、再選を防げない。

**第3条** 自治委員会は、委員の互選により委員長1名、副委員長2名を置く。

## 第2章 任務及び権限

**第4条** 自治委員会の職務は、会則に基づき自治会の秩序を守り、自治会の発展のために必要な次の事項を執行する。

1. 予算を作成して代議員会に提出する。
2. 決算及び事務報告を代議員会に提出する。
3. その他代議員会に提出する議案の作成。
4. 代議員会において議決されあるいは委嘱された事項の執行。
5. その他自治会運営に必要な事項。

**第5条** 前条の目的達成のために委員会は会計、庶務、厚生及びその他の専任委員を置く。

**第6条** 第4条の目的達成のため小委員会を置くことができる。

1. 小委員会は自治委員会の監督のもとに特別の事項を執行するために代議員会の承認を得て自治委員長の指名により会員中から特に委託を受けるものとする。  
但し、代議員会議長及び副議長はこれを兼ねることはできない。
2. 代議員及び自治委員は、小委員会に出席し意見を述べることができる。  
但し、表決は加わることができない。
3. 小委員会は任務の終了とともに解散する。
4. その他に関しては自治委員会規約に準ずる。

**第7条** 委員長は、委員会を統括しこれを代表する。

**第8条** 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故あるときはこれに代わる。

**第9条** 委員長は、委員会を代表し委員会提出の議案を代議員会に提出し、又一般事務及び対学内外関係について報告を行わなければならない。

**第10条** 委員会は、その任期中1回以上代議員会において事務報告を行わなければならない。

**第11条** 委員会の事務は、委員会議の決議によって行う。委員会議は少なくとも毎週一回定期的に開かなければならない。但し、緊急の事項に関しては委員の要求により適時これを開くことができる。

**第12条** 委員は、必ず代議員会及び委員会議に出席しなければならない。

**第13条** 委員会議は2分の1以上の委員によって成立し出席委員の過半数によって議決する。但し、議長は、委員長がこれに当たるものとする。

**第14条** 委員会議は、公開を原則とする。但し、委員半数以上の要求により非公開とし、傍聴人を制限することができる。

## 第3章 解散及び辞職

**第15条** 委員会は、次の場合に総辞職することができる。

1. 代議員会において不信任を受けたとき。但し、この場合は15日以内に総辞職しなければならない。
2. 委員会が全員一致で総辞職を決意したとき。但し、この場合は代議員会の承認を必要とする。

**第16条** 前条により委員会が総辞職した場合は直ちに新委員の選出を行わなければならない。但し新委員の任期は前委員の残任期間とする。

**第17条** 前任委員は新委員の選出されるまで引続きその事務を行わなければならない。

**第18条** 委員は次の場合に任を辞することができる。

1. 代議員会において不信任を受けたとき。但しこの場合15日以内に辞職しなければならない。
2. 正当な理由により委員会の許可を得たとき。

**第19条** 前条により委員が辞職した場合は、直ちに同学部同学年から後任者を選出しなければならない。但し、新委員の任期は、前任者の残任期間とする。

**第20条** 前任委員は、後任者の選出されるまで引続きその事務を行わなければならない。

## 自治会会計規約

### 第1章 総 則

第1条 本会の会計年度は、5月1日から翌年4月30日までとする。

第2条 本会計の決算期は、年2回とし、10月31日、4月30日までとする。

### 第2章 収 入

第3条 本会計の収入は会費及びその他よりなり自治委員会がこれを徴収又は収納しなければならない。

第4条 出納の完結した決算期に属する収入その他予算外の収入はすべてその決算期に組入れなければならない。

### 第3章 支 出

第5条 会計委員は、その所掌にかかわる債務の負担、及び支出に関する調査を行い、支出に関する事務を管理しなければならない。

第6条 会計委員は、その所掌に属する支出予算額を超えて支出してはならない。

### 第4章 予 算

第7条 自治委員会は、任期の初めに予算を組み、代議員会において承認を得なければならない。補正予算も同様審議を必要とする。

第8条 各専門委員は、会計委員に対し予算作成に対して予定経費要求書及び経費所要の理由を示さなければならない。

第9条 会計委員は、予算が成立したとき、直ちに代議員会の議決した所に従い各専門委員の執行すべき支出予算行為を作成し、これを委員会に報告しなければならない。

第10条 会計委員は、支出予算に基づくすべての支出について具体的な支出計画を立てなければならない。

第11条 会計委員は計画外支出については委員会の承認を得なければならない。

### 第5章 決 算

第12条 会計委員は、収入支出の決算報告書及び債権債務に関する報告書を作成し、証拠書類を添付のうえ自治委員会の承認を得て代議委員会に報告しなければならない。

第13条 決算において予算繰越のある場合は繰越計算書を作成し次の事項を示さなければならない。

1. 繰越を必要とする科目及び経費の全額
2. 前項の経費の全額の中、払済となった額及びその年並びに所属として支出しなければならない。

### 第6章 附 則

第14条 会費は、年額1,200円とする。原則として、医学部医学科及び歯学部歯学科学生は6ヶ年分7,200円、医学部保健衛生学科看護学専攻、検査技術学専攻及び歯学部口腔保健学科学生は4ヶ年分4,800円を入学時に納入する。また、医学部医学科及び歯学部歯学科編入学生は4ヶ年分4,800円、医学部保健衛生学科看護学専攻及び検査技術学専攻編入学生は2ヶ年分2,400円を入学時に納入する。

第15条 会計簿は、会員の要求があった場合には公開しなければならない。

(昭和61年2月7日 一部改正)

(平成2年3月15日 〳 〵)

(平成8年10月11日 〳 〵)

(平成16年2月23日 〳 〵)

## 学友会会則

### 第1章 総 則

**第1条** 本会は、東京医科歯科大学学友会と称する。

**第2条** 本会は学生の心身の向上と学生間の親睦を計るを目的とする。

### 第2章 組 織

**第3条** 本会は次の会員をもって構成する。

1. 正会員
2. 特別会員

**第4条** 本学在籍学生すべてが、正会員として本会に加入する。但し、次の場合会員を除名することができる。

1. 代議員会で認めたとき。
2. 部長会議で認めたとき。

**第5条** 特別会員は、部長会議の推薦によるものとする。

### 第3章 役 員

**第6条** 本会は次の役員を置く。

1. 名誉顧問
2. 各部顧問
3. 会計監査員
4. 総務・運動部担当・文化部担当・会計担当・広報担当・渉外担当・厚生担当・文化祭担当・体育祭担当の各委員
5. 各部部长及び会計責任者

**第7条** 名誉顧問は、東京医科歯科大学学長とし各部顧問は、東京医科歯科大学教授とする。

**第8条** 会計監査員は代議員会にて選出された学生4名とする。

**第9条** 総務2名、運動部担当3名（東医体・歯学体評議員各1名ずつを含む）、文化部担当2名、会計担当1名、広報担当1名、渉外担当1名、厚生担当1名、文化祭担当1名、体育祭担当1名の各委員は部長会議において選出する。

**第10条** 役員の任期は1カ年として毎年12月1日から11月30日までとする。但し、留任を妨げない。（原則として自治委員を兼ねることはできない）

### 第4章 機 関

**第11条** 本会は総務会、部長会議、学友会総務会を置く。

**第12条** 学友会総務会は、正会員をもって構成し本会の最高決議機関とする。但し、通常代議員会をもってこれに代える。

**第13条** 学友会総務会は次の場合開かなければならない。

1. 部長会議が必要と認めたとき
2. 代議員会が必要と認めたとき
3. 会員総数の8分の1以上の要求があるとき

**第14条** 代議員について別に規約を定める。

**第15条** 部長会議は、各部部长をもって構成し学友会の運営を行う。

**第16条** 総務会は、必要に応じ部長会議を招集する。又、総務会は運動部部长会議及び文化部部長会議をそ

れぞれ単独で招集することができる。

**第17条** 部長会議は、各部長の2分の1以上の出席のもとに成立しその過半数により議決する。(過半数に満たない場合は再審議を行う。なお、再審議によっても決定しない場合は総務会がその議決方法を決定する)

**第18条** 部長の出席不能のときは、その部員の中から代理を認める。

**第19条** 部長は部長会議の要請あるとき、部の活動状態及び会計を報告しなければならない。

**第20条** 部長会議で否決された場合でも、代議員会で認められることができる。

**第21条** 総務会は、総務、運動部担当、文化部担当、会計担当、広報担当、渉外担当、厚生担当、文化祭担当、体育祭担当の各員をもって構成する。

**第22条** 総務会は、代議員会の決議に基づいて会務の運営、各部の連絡調整に当たる。

**第23条** 総務会は各部の活動状況や部員の報告を求める。

**第24条** 代議員会及び部長会議は、総務会員を不信任できる。

**第25条** 会員は総ての会議を傍聴できる。

**第26条** 会員は学術、文化、運動に関する各部会を設立することができる。

**第27条** 会員が新たに部会を設立せんとするときは、設立の目的、名称、発起人、役員の氏名、及び活動報告を総務会に同好会として届出て連絡をとる。同好会の期間は3月末までとし、更に続ける場合は、年度初めに総務会に設立時と同様の形式で連絡しなければならない。更に部昇格を望むときは、15名以上の発起人により、先ず同好会として部長会議に3回以上続けて出席し部長会議の承認を得、その後の学友会総務会の承認を得なければならない。

**第28条** 部の運営は各々その自治による本義として学友会費、部費その他をもって経費に当てる。

**第29条** 部に部長及び会計責任者を置く。

**第30条** 次の場合部を廃止することができる。

1. 代議員会で認めたとき
2. 部員が10名に満たざるとき
3. 部長会議に連続して3回以上出席しない部

## 第5章 会 計

**第31条** 本会の経費は会費、寄附金その他とする。

**第32条** 医学部医学科・歯学部歯学科入学者は、入会金3,000円、会費30,600円（6年分）、体育祭費4,200円（6年分）、文化祭費9,000円（6年分）、計46,800円を、医学部保健衛生学科入学者及び歯学部口腔保健学科入学者は、入会金3,000円、会費20,400円（4年分）、体育祭費2,800円（4年分）、文化祭費6,000円（4年分）計32,200円を納入する。尚、編入生に関しては入会金3,000円と在学年数分の会費、体育祭費および文化祭費を納入する。

**第33条** 会計年度は12月1日に始まり11月30日に終る。

予算案、活動計画、その他の年度は、会計年度に従うものとする。

**第34条** 学友会費は代議員会の決議を経て各部に分配する。

**第35条** 会計報告は、代議員会で行い、その他会員の要求あるときは直ちに公開しなければならない。

**第36条** 会費は学友会費、各部部活動予備費に充つ。

## 附 則

**第37条** 本会は大学自治会と併立し独立の運営によるものとする。

**第38条** 本会則の効力は昭和28年7月2日から発生する。

**第39条** この会則の改正は、部長会議並びに学友会総務会の承認を必要とする。

(昭和43年 1月11日 一部改正)

(昭和44年12月 5日 〳 )

(昭和51年 2月 9日 〳 )

(昭和57年 6月 1日 〳 )

(昭和60年 6月21日 〳 )

(平成元年11月21日 〳 )

(平成 2年10月18日 〳 )

(平成 5年 2月 5日 〳 )

(平成 6年 5月13日 〳 )

(平成12年11月28日 〳 )

(平成13年 7月 4日 〳 )

(平成16年 2月19日 〳 )

## 自治会・学友会会計監査規約

### 第1章 総 則

**第1条** 自治会及び学友会会計監査は、自治会規約及び学友会会則第8条に基づき同会の会計監査を行う目的とする。

**第2条** 同監査の対象となるべきものは

1. 学生から徴収せし自治会費並びに学友会費
2. 学友会にありては部費を含む
3. その他自治会活動並びに学友会活動によりて得たる一切の利益寄附金
4. その他大学祭の如き公的事業に際しての会計

### 第2章 組 織

**第3条** 会計監査委員は代議員会にて選出された学生6名をもって構成する。内訳は自治会担当2名学友会担当4名とする。

**第4条** 学友会会則第6条第4項、第5項に該当する学友会役員及び自治会役員は監査委員たるを得ず。

**第5条** 委員の選出は年1回とするが留任は防げず。但し、最終学年が委員たる場合には原則として10月に改選を行うこととする。

### 第3章 監査方法

**第6条** 本監査の施行は、自治会は前期、後期1回ずつ年2回、学友会は年1回とするがその時期に関しては監査委員一任とす。但し、大学祭等不定の行事監査についてはその終了後2カ月以内に行うこととし、この際には監査全委員がこれに当たるものとする。

**第7条** 該監査に際しては監査委員からの要請ありたる場合には自治会にありては委員長ならびに会計担当者、学友会にありては総務及び中央会計担当者並びに各部部長及び各部会計担当者は責任をもって支出入明細書並びに領収書を指定期日までに提出のこととする。

**第8条** 大学祭等行事の場合も前条に準ずる。

**第9条** 監査方法に関しては監査委員一任とする。

**第10条** 監査委員は、監査の結果を代議員会に報告しその承認を求めるものとする。

**第11条** 監査委員は、物品監査も行うものとする。

### 第4章 罰 則

**第12条** 監査内容に関して

1. 監査委員の指示する提出期限までに書類の提出を怠りたる場合
2. 会計面、並びに物品面に重大なる疑義ある場合  
この場合には、監査委員はその理由の如何に従い次の罰則を代議員会に要請し得る。
3. 学友会にありては
  - イ 責任者の陳謝、解任勧告
  - ロ 不当金額の払戻し
  - ハ 廃部
4. 自治会、その他の行事の際も第8条以外はこれに準ずるものとする。

### 第5章 附 則

**第13条** 本規約改正の際は出席代議員の2分の1以上の賛成を必要とする。

**第14条** 本規約は可決と同時に昭和29年11月30日から効力を発生するものとする。



## 中央自治委員会規約

- 第1条** 本会は東京医科歯科大学専門課程自治委員会と教養部自治委員会の間における情報の交換並びに意見の調整を行い、よって両自治委員会の執行に共通の指針を与えることを目的とする。
- 第2条** 本会は、両自治委員会の全自治委員でこれを構成する。
- 第3条** 本会は、各々自治委員会から選出された各3名の常任委員を置き、各々自治委員会の常任委員の中には必ず委員長又は副委員長を含まなければならない。
- 第4条** 本会の会議は、常任委員の3分の2以上の出席で成立する。
- 第5条** 常任委員の改選は、毎年5月及び11月にこれを行う。但し、自治委員会が止むを得ない事情と認めるときは、この規定によらないで常任委員を任免することができる。
- 第6条** 本会の定例会議は、原則として毎月1回これを招集する。
- 2 各々自治委員会は、本会の臨時会議の招集を決定することができる。
  - 3 本会議は、本会議の延長並びに臨時会議の招集を決定することができる。
- 第7条** 本会議の議決は常任委員に限ってこれを行うことができる。
- 第8条** 本会議の議事は、出席常任委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 第9条** 本会は、原則として両自治会の会員に限り公開とする。
- 第10条** 議長の選出は、常任委員を除く全自治委員の中から常任委員会が指名し、両自治委員会の承認を経なければならない。
- 第11条** 議長の改選は、毎年5月及び11月にこれを行う。
- 第12条** 本会議は、本会議で行った討議の内容を両自治委員会に報告し提案することができる。
- 第13条** 本会の規約改正は、各々自治委員会の少なくとも一方が発議し、本会議でこれを討議した後、各々代議員会の出席会員の3分の2以上の賛成を得なければならない。

## 合同代議員会規約

- 第1条** 本会は、自治会及び学友会運営に関して東京医科歯科大学専門課程と教養部の間における共通事項を処理することを目的とする。
- 第2条** 本会は、専門課程代議員会、教養部代議員会の少なくとも一方が発議したとき、又は専門課程自治委員会、教養部自治委員会、学友会などの要請があったとき、随時開かれねばならない。但し、議案の提出者は議案の細目を開会1週間前までに専門、教養両代議員会に通達しなければならない。
- 第3条** 本会議の議長は専門課程代議員会議長が兼任し、副議長は教養部代議員会議長が兼任する。又本会議の書記は両代議員会副議長が兼任する。又本会議の会員は両代議員会全員をもって構成する。
- 第4条** 会員の任期は各代議員の規約に準ずる。
- 第5条** 本会は専門、教養各々2分の1以上の出席のもとに成立する。但し、委任状を含まない現出席者が、専門及び教養のどちらか一方で5分の1以下なら流会とする。
- 第6条** 本会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決裁による。
- 第7条** 本会は原則として両自治会の会員に限り公開とする。
- 第8条** 本会議の決定は、専門、教養両代議員会の討議を待たずに成立する。但し、両課程おのおのの学生大会決議には優先せず。
- 第9条** 本規約の改正は各代議員会の討議を経たのち、合同代議員会出席会員の3分の2以上の賛成を必要とする。

## 学生大会規約

**第1条** 本会は、東京医科歯科大学専門課程学生自治会並びに教養部学生自治会の最高決議機関である。

**第2条** 本会は、次の各項に該当する場合に開かなければならない。

専門課程又は教養部の学生大会の少なくとも一方が要請したとき

専門課程又は教養部の代議員会の少なくとも一方が要請したとき

専門課程並びに教養部の自治委員会の両方が必要と認めたとき

専門課程並びに教養部自治会全会員の6分の1以上の要請があったとき

**第3条** 本会は、専門課程及び教養部自治会員のそれぞれ2分の1以上の出席により成立する。

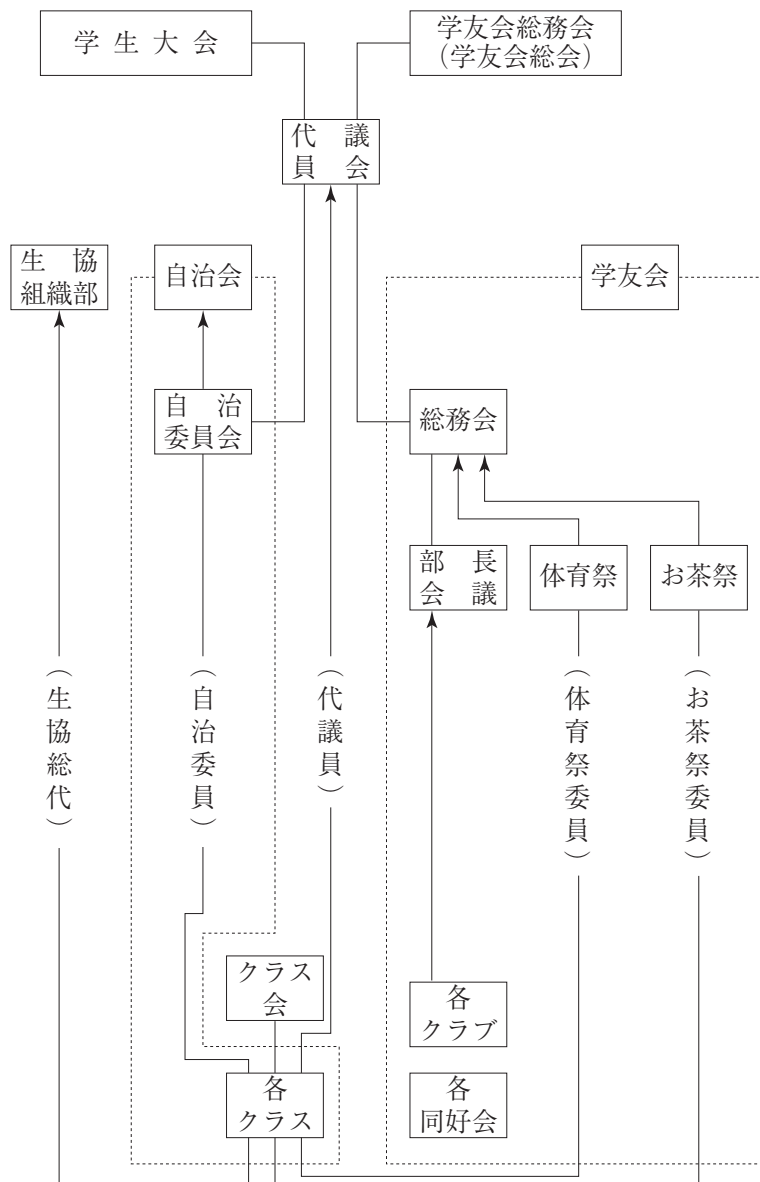
**第4条** 本会は、専門課程並びに教養部代議員会の議長が招集し、本会の指名により議長を決定する。

**第5条** 本会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは再討議し、なお、決しないときは議長の決するところによる。

**第6条** 本会の議決は、本会が再びこれを否決又は一部変更した時をのぞいて議決の日から満3カ月を経た後でなければ変えることはできない。

**第7条** 本会の規約改正に、専門課程又は教養部自治委員会の少なくとも一方が発議し、専門課程並びに教養部代議員会の各出席委員の3分の2以上の賛成を得なければならない。

## 学生自治組織の機構



## 学生の自治活動と課外活動（サークル活動）

学生の自治活動及び課外活動（サークル活動）での大きな目的は、それぞれの活動を通じて、自らの問題や対応しなければならない諸問題等を、自主的及び総合的な判断にたって、自治の精神と能力を錬磨し、処理できる見識を育てることです。それは、また正課の授業時間以外の自由時間を利用したサークル活動等により人間交流を始め、自己の適性や可能性を見いだしていくことともなり、将来各人が社会人となった際の糧となることが目的でもあります。

したがって、在学中における学生の自主的な活動については、大学としても助成、尊重するところですが、それと同時に大学の構成員である学生は、大学の機能である「教育と研究」の円滑な遂行を妨げるものであってはならないことはいうまでもありません。学生諸君一人一人の努力により、本学の自治活動及び課外活動が一層発展し、実りある成果を挙げられるよう望んで止みません。

## 学友会所属の公認課外活動団体一覧

本学の学友会には、体育系や文化系のクラブ、あるいは同好会が多数あって、個性を磨き育成する場として、また人間形成の場として、重要な役割を果たしています。下記の表は、各サークルの組織状況を示すものです。

(平成21年3月現在)

サークル名	顧問教員
〔文化系〕 (14サークル)	
English Speaking Society	大野喜久郎
お茶の水管弦楽団	吉増秀實 田中智彦
混声合唱団	シンチンガ ・エガミ
美術部	神奈木真理
写真部	佐々木成
茶道部	三浦宏之
演劇部	板橋作美
公衆衛生予防医学研究会	高野健人
Modern Jazz Diggers	天笠光雄
コンピューター部	佐藤健次
学生国際交流会 S.S.I.A	鳥山一
Tokyo Medical & Dental Piano Club ピアノの会	横関博雄
ジャズ研究会	徳永伸一
T E S S O	大友康裕

サークル名	顧問教員
〔体育系〕 (24サークル)	
漕艇部	俣木志朗
剣道部	天笠光雄
柔道部	坂本忍 三宅修司
剣道部	宮坂信之
弓道部	海野雅浩
硬式庭球部	四宮謙一 和泉雄一
ソフトテニス部	久保田俊郎
硬式野球部	田上順次
卓球部	鈴木直仁 湯浅保仁
ラグビー部	嶋田昌彦
男子バスケットボール部	山下靖雄
女子バスケットボール部	齋藤やよい
サッカー部	榎田浩史
男子バレーボール部	北川昌伸 河野辰幸
女子バレーボール部	齋藤やよい
競技スキー部	望月学
水泳部	田邊勉
ワンダーフォーゲル部	佐藤健次
バドミントン部	和田勝
ハンドボール部	荒木孝二
ゴルフ部	久保田俊郎 谷口尚
陸上競技部	水野哲也
スキューバダイビング部	山見信夫
アメリカンフットボール部	

## 東京地区国公立大学連合文化会

東京地区の国公立大学12大学の参加校により、学生の文化課外活動のよりよき発展を促進するとともに、学生相互の親睦を図ることを目的に、昭和29年に第1回を開催して以来、毎年各大学が輪番制で主管を努めて開催している文化会（美術部門）です。

## 東京地区国公立大学体育大会「国公立大会」

本大会は、東京地区の12の国公立大学学生の体育活動の発展を促進するとともに、学生相互の親睦を図ることを目的として、毎年開催されています。

本大会の開催種目は、陸上競技、水泳、スキーなど20種目に及んでおり、主として5月から9月にかけて（スキー等は冬季）競技が行われます。本大会は各体育系サークルに所属する医学部・歯学部の学生が挙げて参加するものです。本学は、これまで、第18回大会（昭和45年）、第28回大会（昭和55年）、第35回大会（昭和62年）、第42回大会（平成6年）、第49回（平成13年度）と5回当番校の任に当たっており、多数の学生の協力のもと、それぞれの大会を成功に導きました。

## 東日本医科学生総合体育大会「東医体大会」

「東医体」は、東日本に所在する国公立の医科大学及び大学医学部、医学専門学群により組織する東日本医科学生体育連盟が医学生間におけるスポーツの奨励と加盟大学相互の連絡並びに親睦を図り、学生スポーツの発展に寄与することを目的に、大会を開催するもので、毎年、冬季大会のラグビー外3部門と夏季大会の陸上競技外19部門を、それぞれ加盟大学36大学が輪番により主管して行われます。

また、西日本には「東医体」と同様に、西日本医科学生大会「西医体」があり、両大会の終了後に当年度の東・西両大会14部門の第1位から第4位校までが出場できる全日本医科学生総合体育大会「全医体」を開催して、部門による全日本優勝を競うこととなっています。

## 全日本歯科学生総合体育大会「歯学体大会」

本大会は、歯科学生間におけるスポーツの奨励・発展および相互の交流・親睦をはかり、スポーツを通じて人間形成に寄与することを目的として毎年開催されており、学生スポーツ界においても屈指の大規模な大会となっています。

本大会は、全国29の国公立歯科大学歯学部の学生が参加し、年々隆盛を極めていきます。

本学は、第25回大会（平成4年9月～平成5年8月・日本歯科大学新潟歯学部主管）の準々備大学、第26回大会（平成5年9月～平成6年8月・北海道大学歯学部主管）の準備大学を経て、平成6年9月から平成7年8月の間、事務主管大学として第27回大会を開催しました。

第27回大会の開催に当たっては学友会並びに学友会傘下の各体育系サークル所属の多数の学生が主体的に

活動し、複雑多岐にわたる大会運営等を見事に行い、歯学体大会史上まれにみる成功をおさめました。

## 課外活動における事故防止

学生諸君の課外活動は、各自の責任と自主的な判断のもとに、原則として学生自らの負担において行われるものですが、関係行事の実施及び計画の立案に当たっては、日頃の練習活動のほか、使用する施設や気象条件等を十分に調べて安全の確保に努めるなど、危険防止に万全を期してください。また、次の留意事項を必ず守ってください。

### ◇留意事項◇

#### 1. 行事の実施計画及び届出等について

事前に顧問教員に届け出るとともに、合宿届又は遠征届を学務部学生支援課（旧学生課学生掛）に提出すること。

特に「ワンダーフォーゲル部」は、合宿の詳細な行程、装備内容、緊急連絡等を記した「山行計画書」を併せて提出すること。

#### 2. 健康診断の実施

大学で毎年実施する健康診断は、必ず受診すること。

体力の消耗が激しいスポーツ大会・行事等への参加に当たっては、学務部学生支援課（旧学生課学生掛）を通じて、保健管理センターにおける健康相談を申し出ること。

#### 3. 救急対策

必要に応じ、警察署（交番）、消防署、役場等への届出を行うこと。

また、緊急時における連絡先を、顧問教員、学務部学生支援課（旧学生課）、関係OB宅、部員宅等へ明確に伝えておくこと。

#### 4. 交通事故の防止

行事（大会）への参加に際し、自動車等の使用が増えているため、ゆとりのある計画を立てるとともに、交通規則を守り、事故の防止に努めること。

#### 5. 傷害保険への加入

サークル部員が安心して活動するためにも、スポーツ安全保険等に加入すること。

#### 6. 講習会等への積極的参加

学内、学外での各種安全講習会等に積極的に参加し、専門的な知識・技術を修得すること。

#### 7. 事故が発生した場合の対応

万一事故が発生した場合には、人命救助を第一に適切な対応をするとともに顧問教員、学務部学生支援課（旧学生課）等へ連絡し、必要な指導を受けること。

なお、帰学後は、「事故報告書」を学務部学生支援課（旧学生課学生掛）へ提出すること。

## 学 外 活 動

課外活動で合宿、対外試合、登山及びその他行事を行う場合は、届出が必要です。

課外活動中の事故であっても、届出のないものは、課外活動と認められず「学生教育研究災害傷害保険」の対象となりません。

**学外活動にかかる諸手続は、確実に行いましょう!!**

# 6

## 課外活動等施設

課外活動等における学内各施設の使用について

教養部運動場及び体育館の使用

国府台合宿研修所の使用

5号館（湯島地区）について

5号館ゼミナール室の使用

5号館シャワー室（男子用6階，女子用5階）の使用

5号館屋内体育館（6階）及び柔剣道場（5階）の使用





## 課外活動等における学内各施設の使用について

本学（湯島地区、国府台地区等）の各施設を課外活動等で使用しようとする際は次の施設が使用できます。個人又は団体等で使用を希望する際は、あらかじめ各窓口に応じ、所定の手続きをしてください。

手続受付時間 月曜日～金曜日 8：30～17：15

課外活動等使用施設一覧			
地区	施設名	申込窓口	備考
国府台 (教養部)	国府台グラウンド 〳 テニスコート 〳 プール 〳 体育館 〳 武道館 〳 合宿所	学務部学生支援課 (旧学務部学生課学生掛)	
湯島 (本部)	5号館ゼミナール室 〳 屋内体育館 〳 柔剣道場	学務部学生支援課 (旧学務部学生課学生掛)	
館山	大賀寮	学務部学生支援課	
赤倉	赤倉寮	(旧学務部厚生課厚生保健掛)	

## 教養部運動場及び体育館の使用

教養部のある国府台地区には、総合グラウンド（23,814㎡）があり、プール、テニスコート、運動場、体育館、武道館等各運動施設が整備され、体育の授業や別表のとおり各課外活動等に使用されています。授業や大学が認めた行事以外の使用の調整は、学友会が行っています。各施設の使用希望者は、「教養部体育施設使用届」を学生支援課（旧学生課）へ提出し、学友会（湯島地区5号館3F・内線7063）の調整を受けてから使用してください。

## 国府台合宿研修所の使用

合宿研修所は、学生の課外活動サークルが合宿研修等を行う際に使用することができ、使用料は、雑費として一泊1人につき60円となっています。使用希望者又は団体は、「国府台合宿研修所使用申込書」を学生支援課（旧学生課）へ提出し、学友会の調整を受けてから、許可書を財務部資金課窓口へ提出し、使用料を支払うとともに、教養部厚生掛（旧厚生掛）に申し出て、合宿研修所の鍵を受け取り、使用後は、国府台合宿研修所見回り点検表に記入の上、教養部厚生掛（旧厚生掛）に鍵と点検表を返してください。

所在地 〒272-0827 市川市国府台2-8-30（教養部構内）

・収容人員 39名

・施設の概況

1. 研修施設（宿泊室）

合宿室 12畳 2室（8人×2）

教員合宿室 12畳 1室（8人）

ゼミナール兼合宿室 15畳 1室（10人）

茶室兼合宿室 7.5畳 1室（5人）

2. 給食施設

補食室，談話室兼食堂

3. 衛生施設

浴室（2） 便所（2）

（注）寝具類は，貸フトンを使用することになっています。

## 5号館（湯島地区）について

湯島地区の有効利用を目的とした施設で，福利厚生施設，課外活動施設，屋内運動施設，保健管理センター及びゼミナール室並びに講堂の多目的な内容をもつ複合建物です。なお，午前0:00～6:00までは閉館します。年末年始は閉館。

### 主要内容

地階 売店，設備室

1階 食堂（120席），喫茶（40席），厨房

2階 保健管理センター，第2・3・4ゼミナール室

3階 談話室，第1ゼミナール室，学友会室，自治会室，サークル室

4階 講堂（360席）

5階 柔剣道場，共用サークル室

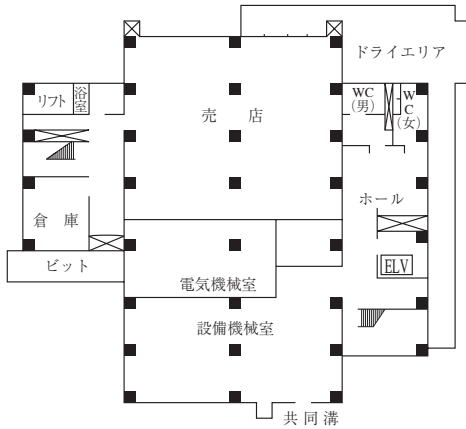
6階 屋内体育館

7階 サークル室

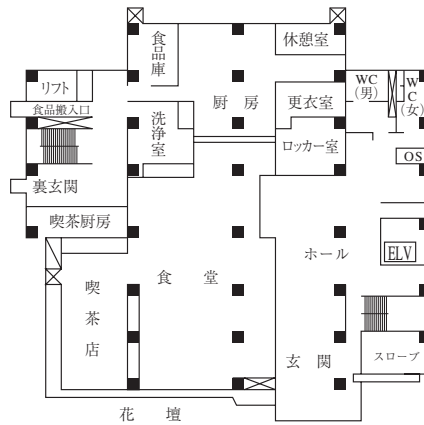
※5号館内課外活動施設（ゼミナール室，屋内体育館，柔剣道場等）を使用する際は，使用優先順位がありますので留意してください。（P.52～54参照）

# 5号館各施設配置図

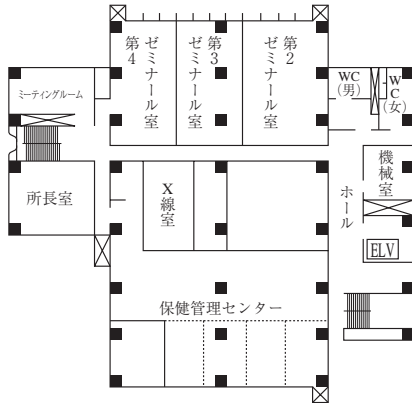
## B階平面図



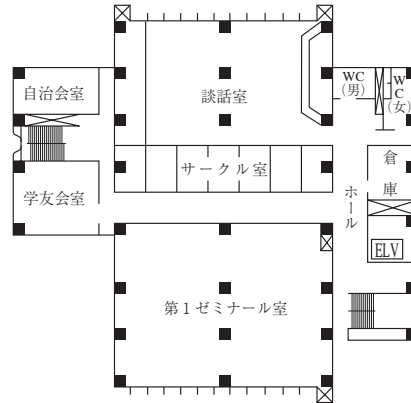
## 1階平面図



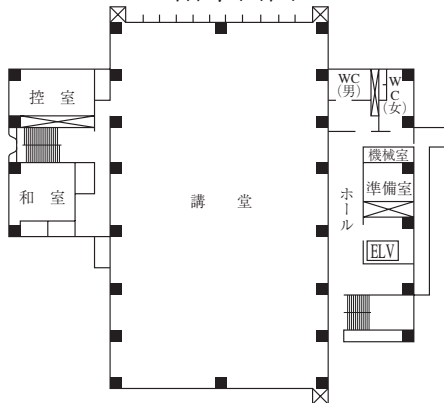
## 2階平面図



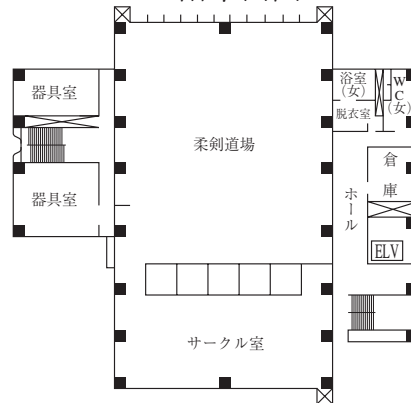
## 3階平面図



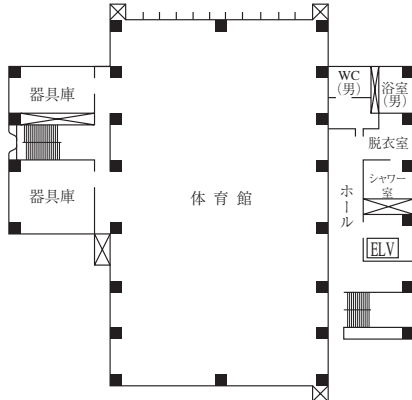
## 4階平面図



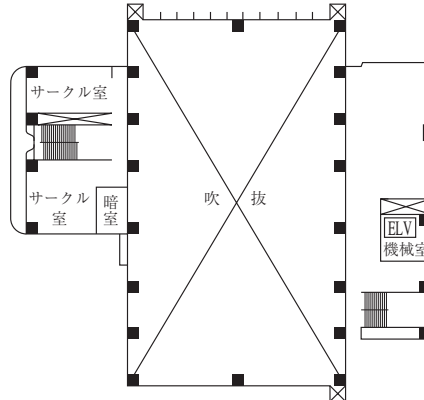
## 5階平面図



## 6階平面図



## 7階平面図



## 5号館ゼミナール室の使用

—— 5号館ゼミナール室の鍵の受渡しについて ——

5号館ゼミナール室を使用する際には、必ず学務部学生支援課（旧学生課）窓口で使用申込（予約）の手続きをし、許可を得てください。

なお、使用する曜日及び時間による鍵の受渡し方法は、下記のとおりですので、留意してください。

### 平日の場合

① 学務部学生支援課（旧学生課）窓口受付時間（月曜日～金曜日 8:30～17:00）にゼミナール室を使用する際は、学務部学生支援課（旧学生課）窓口で鍵を受け取り、使用後は施錠の上学務部学生支援課（旧学生課）に返却してください。（時間予約により次の使用者が使用することがあるので、使用時間及び鍵の速やかな返却を心掛けてください。）

また、次の使用者に直接鍵を引き渡さず、必ず学務部学生支援課（旧学生課）に返却してください。

② ゼミナール室の使用終了時間が学務部学生支援課（旧学生課）窓口受付時間外となる場合や時間外にゼミナール室を使用する際の鍵の受け取り及び返却は、本部警務員室（1号館1階入口）で直接行ってください。

### 土曜日・日曜日・祝日等の場合

土曜日・日曜日及び“国民の祝日に関する法律”に規定する休日にゼミナール室を使用しようとする際は、使用しようとする当日に本部警務員室に学生証を提出の上、平日の場合の②の方法により、鍵の受け渡しを行ってください。

<参考>

	定 員	備 考
第1ゼミナール室	90名	5号館3階
第2ゼミナール室	26名	〃 2階
第3ゼミナール室	12名	〃 2階

## 5号館シャワー室（男子用6階、女子用5階）の使用

課外活動等で、汗をかいた身体を洗うため、5号館の5階に女子用、6階に男子用シャワー室を設けています。

シャワー室の温水は、備付タンクが空になると冷水に変わりますので、温水利用者は、無駄なく使用するようお願いします。

また、シャワー室には、脱水洗濯機と乾燥機をそれぞれ置いて利用者の便を図っていますが、多数の人が使用するため、更衣時の衣類や貴重品、洗濯物の取り扱いには十分注意して、シャワー室内の整理、整頓に心掛けてください。

## 5号館屋内体育館（6階）及び柔剣道場（5階）の使用

5号館屋内体育館や柔剣道場は、願出のあった本学公認団体や大学の行事、授業等の年間使用計画を優先して、あらかじめ年間使用の割振りを行っています。一般学生や職員が使用する際は、必ず学務部学生支援課（旧学生課）窓口で使用申込（予約）の手続をして、使用日時の調整を受けてから、使用するようになっています。

### 《体育館の使用について》

- ① 体育館を使用する際は、事前に許可を受けること。
- ② 土曜日・日曜日及び祝日に使用する場合は、警務員室（1号館1階）で「使用簿」に記入の上、鍵を借用して使用すること。  
使用後は、速やかに鍵を返却すること。
- ③ 使用に当たっては、必ず体育館履き等を使用すること。
- ④ 使用時間を厳守すること。（8時30分～21時）
- ⑤ 館内では、喫煙や飲食を絶対にしないこと。
- ⑥ 許可を受けていない設備・物品を無断で使用しないこと。
- ⑦ 使用後は、施設・設備品を現状に復し、館内の清掃・整備をすること。

### 《柔剣道場の使用について》

- ① 柔剣道場を使用する際は、事前に許可を受けること。
- ② 土曜日・日曜日及び祝日に使用する場合は、警務員室（1号館1階）で「使用簿」に記入の上、鍵を借用して使用すること。  
使用後は、速やかに鍵を返却すること。
- ③ 使用時間を厳守すること。（8時30分～21時）
- ④ 道場内では、喫煙や飲食を絶対にしないこと。
- ⑤ 許可を受けていない設備・物品を無断で使用しないこと。
- ⑥ 使用後は、施設・設備品を現状に戻し、道場内の清掃・整備をすること。

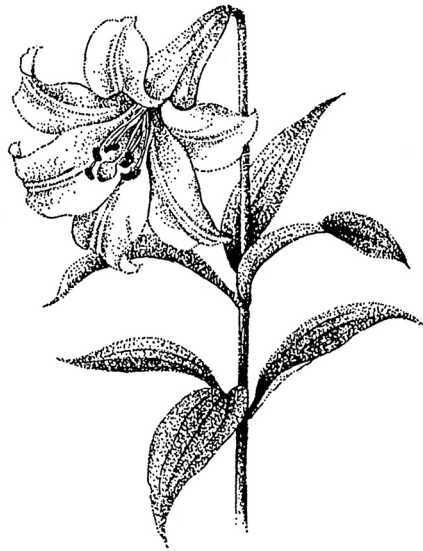
申込書等（学務部学生支援課（旧学生課学生掛））

事項	内訳 発行及び申請時期等	備 考
教養部体育施設使用願	グラウンド等を使用する時	
国府台合宿研修所使用願	合宿する時	
5号館体育施設使用届	屋内体育館・柔剣道場・和室を使用する時	
課外活動用品借用届	ビデオ等を使用する時	
教室等使用許可願	ゼミ室等を使用する時	
文化部・運動部結成届	同好会から部に昇格した時	
同好会結成届	同好会を結成した時及び更新時	
合宿・遠征届	合宿・遠征する時	

※上記事項の内、特に学内外での合宿等については、不慮の事故防止や万一の事故発生等の連絡や対応に備えるため、必ず所定の手続きを行ってください。

## 7 合宿研修施設

赤倉寮・大賀寮  
申込方法  
詳しい利用案内  
問い合わせ



## 赤倉寮・大賀寮

本学には合宿研修施設として、妙高高原赤倉寮（新潟県）と館山大賀寮（千葉県）があります。サークル・部活動での利用はもちろん、学内外の仲間・友人との利用もできます。是非ご利用ください。

### ●申込方法

1. 電話等で空き状況を確認（予約）してください。
2. 宿泊人数等が確定したら学務部学生支援課（旧厚生課）にて利用申込書・名簿を提出してください。（利用7日前までに提出いただけないと、予約は取消されます。）
3. 受付後に、財務部資金課収入管理掛に利用料金を支払ってください。

### ●詳しい利用案内

赤倉寮，大賀寮の詳しい情報は，本学ホームページ（学内アクセス専用：<http://www2.tmd.ac.jp/gakusei/stealth.html>）にアクセスするか，学務部学生支援課（旧厚生課）にお問い合わせください。

### ●問い合わせ

学務部学生支援課（旧厚生課） 医歯学総合研究棟（I期棟）3階  
03-5803-5077  
kousei.adm@ml.tmd.ac.jp





# 8

---

## 附属図書館の利用

附属図書館の利用



## 附属図書館の利用

○附属図書館が発行している「図書館利用案内」及び図書館のホームページをご利用ください。

(本館URL <http://lib.tmd.ac.jp/> 分館URL <http://lib.tmd.ac.jp/bunkan/bunkan.html>)



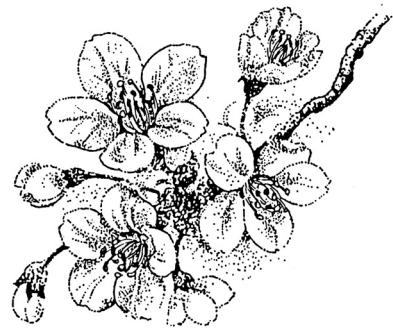
## 9 国際交流と留学生

国際交流と留学生

国際交流協定校

外国人留学生

国際交流会館・国際学生宿舎



## 国際交流と留学生

本学では、医・歯学分野における我が国と諸外国との学術、教育研究水準を高めるとともに、諸外国との相互理解、国際協調の精神を持つ人材の育成等の観点から、大学間交流協定や学部間交流協定を締結し、外国人研究者等の招へいや教職員の派遣、外国人留学生の受入れ及び本学学生の派遣等の活発な国際交流を行っています。

本学には、平成20年10月現在200名の外国人留学生が在籍しており、医歯学系留学生の在籍数としては、全国でも最多数となっています。

留学生センター及び留学生課では、外国人留学生に対し、春と秋の入学時における新入留学生オリエンテーションを始めとして、日本語予備教育、日本語補講、研修旅行、留学生等教職員懇談会等を行い、留学生活の充実を図っています。

身近な外国人留学生と積極的に交流し、異文化に接することにより、国際性を涵養し、幅広い豊かな人間性の形成を図ることが大切です。

## 国際交流協定校

(平成20年7月1日現在)

### パートナーズ・ハーバード・メディカル・インターナショナルとの医学教育提携

国名・地域等	法人名	締結年月日 (注) <Y/M/D>
アメリカ合衆国	ハーバード・メディカル・インターナショナル Harvard Medical International, Inc. (2008年から PHMI / パートナーズ・ハーバード・メディカル・インターナショナル)	2002/07/01

### 国際交流協定校 / 学部等間協定

#### 大学院医歯学総合研究科(医学系)・大学院保健衛生学研究科・医学部

国名・地域等	大学名	締結年月日
フィンランド共和国	セイナジョキ・ポリテクニク大学大学院 Seinajoki Polytechnic University, Graduate School	2000/07/07
	セイナジョキ・ポリテクニク大学 Seinajoki Polytechnic University	2000/07/17
	タムベル大学 Tampere University	2000/07/17
ドイツ連邦共和国	ユスタス・リービック大学医学部生化学研究所 Justus-Liebig University Medical Faculty, Institute for Biochemistry	2000/07/18
アメリカ合衆国	ニューヨーク大学教育学部大学院看護学科 New York University, Graduate School of Education, Division of Nursing	2000/11/07
	コロラド大学大学院 University of Colorado, Graduate School	2000/11/28
	イリノイ大学 University of Illinois	2001/04/27
	ワシントン大学看護学部 University of Washington School of Nursing	2002/01/08
カナダ	トロント大学医学部保健管理学科 Department of Health Administration, Faculty of Medicine, University of Toronto	2001/03/15
	トロント大学看護学部 Faculty of Nursing, University of Toronto	2001/07/05
イギリス	シェフィールド大学看護部 University of Sheffield, Graduate School of Nursing and Midwifery	2001/09/10
	インペリアル・カレッジ医学部 Imperial College London Faculty of Medicine	2003/04/30
中華人民共和国	首都医科大学公共衛生与家庭医学学院 Capital University of Medical Sciences, Faculty of Public Health	2002/03/18
タイ王国	チュラロンコン大学医学部 Faculty of Medicine, Chulalongkorn University	2002/03/25
フランス共和国	リヨン高等師範学校 École Normale Supérieure de Lyon	2005/04/01
ガーナ共和国	ガーナ大学野口記念医学研究所 Noguchi Memorial Institute for Medical Research	2008/05/28

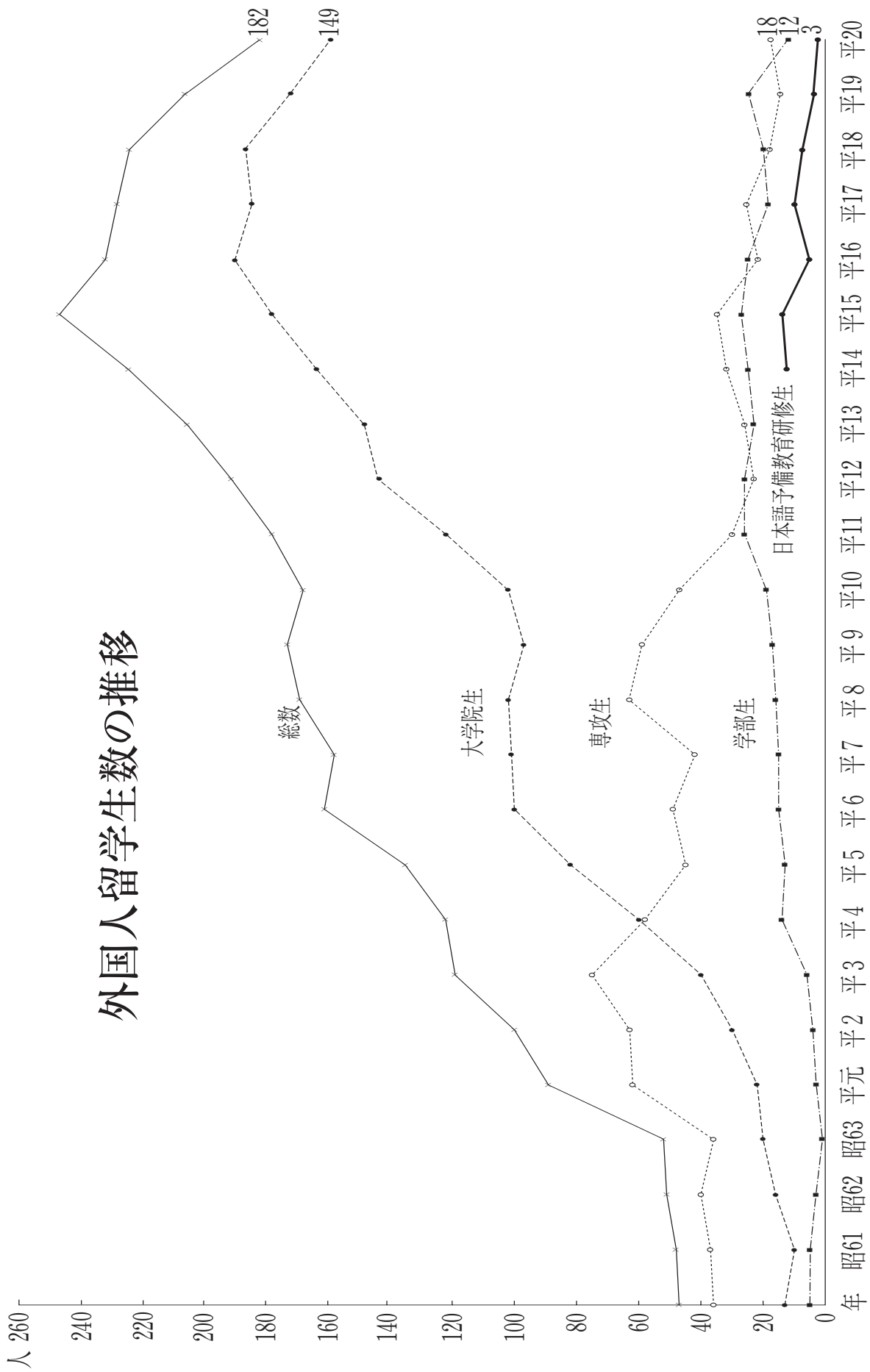
#### 大学院医歯学総合研究科(歯学系)・歯学部

国名・地域等	大学名	締結年月日
大韓民国	ソウル大学校歯科大学 College of Dentistry, Seoul National University	1983/10/10
	慶北大学校歯科大学 College of Dentistry, Kyungpook National University	1995/09/04
	全南大学校歯学部 School of Dentistry, Chonnam National University	2006/10/20
タイ王国	チュラロンコン大学歯学部 Faculty of Dentistry, Chulalongkorn University	1991/01/18
	マヒドン大学歯学部 Faculty of Dentistry, Mahidol University	2001/05/03
	チェンマイ大学歯学部 Faculty of Dentistry, Chiang Mai University	2001/12/07
	ソクラ王子大学歯学部 Faculty of Dentistry, Prince of Songkla University	2003/03/21
	コンケン大学歯学部 Faculty of Dentistry, Khon Kaen University	2008/01/08
中華人民共和国	吉林大学口腔医学院 College of Stomatology, Jilin University	1993/07/27
	大連医科大学口腔医学院 Stomatology College of Dalian Medical University	2000/06/08
	北京大学口腔医学院 School of Stomatology, Peking University	2003/09/21
	首都医科大学歯学部 School of Stomatology, Capital Medical University	2006/09/01
	同济大学口腔医学院 Tongji University, School of Stomatology	2008/10/14
台湾	台北医学大学口腔医学院 College of Oral Medicine, Taipei Medical University	2004/04/23
	国立台湾大学医学部歯学科 School of Dentistry, College of Medicine, National Taiwan University	2005/06/14
インドネシア共和国	インドネシア大学歯学部 Faculty of Dentistry, University of Indonesia	1993/08/31
シンガポール共和国	シンガポール大学歯学部 Faculty of Dentistry, National University of Singapore	1995/07/20
マレーシア	マラヤ大学歯学部 Faculty of Dentistry, University of Malaya	1995/08/27

デンマーク王国	コペンハーゲン大学健康科学部歯学科 School of Dentistry, Faculty of Health Sciences, University of Copenhagen	1995/08/31
ミャンマー連邦	ヤンゴン歯科大学 Institute of Dental Medicine, Yangon	1995/09/08
ベトナム社会主義共和国	ホーチミン医科薬科大学歯学部 Faculty of Odonto-Stomatology, The University of Medicine & Pharmacy at Ho Chi Minh City ハノイ歯科大学 University of Odonto-Stomatology, Hanoi	1996/01/16 2005/06/07
モンゴル国	モンゴル健康科学大学歯学部 School of Dentistry, Health Sciences University of Mongolia	1999/01/19
スリランカ民主主義共和国	ペラデニヤ大学歯学部 Faculty of Dental Sciences, University of Peradeniya	1999/04/29
カンボジア王国	カンボジア健康科学大学歯学部 Faculty of Odonto-Stomatology, University of Health Sciences, Phnom Penh Cambodia	2002/09/19
ラオス人民民主共和国	ラオス国立大学医科学部歯学科 Faculty of Medical Sciences, National University of Laos	2003/10/28
フィリピン共和国	フィリピン大学マニラ校歯学部 College of Dentistry, University of the Philippines Manila	2003/11/06
ドイツ連邦共和国	チャリテーベルリン医学大学 Charité-University Medicine Berlin	2004/03/17
アメリカ合衆国	ペンシルベニア大学歯学部 School of Dental Medicine, University of Pennsylvania ハーバード大学歯学部 Harvard School of Dental Medicine ノースカロライナ大学歯学部 School of Dentistry, University of North Carolina at Chapel Hill カリフォルニア大学 サンフランシスコ校歯学部 School of Dentistry, University of California San Francisco	1994/01/27 1996/07/26 1999/03/18 2000/08/28
カナダ	マギル大学歯学部 Faculty of Dentistry, McGill University	2006/08/07
オーストラリア	メルボルン大学健康科学部歯学科 School of Dental Science, Faculty of Medicine, Dentistry and Health Sciences, The University of Melbourne	1994/03/31
<b>生体材料工学研究所</b>		
国名・地域等	大学名	締結年月日
イギリス	ストラスクライド大学バイオエンジニアリングユニット Bioengineering Unit, University of Strathclyde ロンドン大学クイーンメアリー・アンド・ウエストフィールド校生体医用材料総合研究センター Interdisciplinary Research Centre in Biomedical Materials and Science, Queen Mary and Westfield College, University of London	1993/03/26 1995/07/03
スウェーデン王国	リンシェピン大学医用生体工学科 Department of Biomedical Engineering, Linköping University	1995/09/26
ポーランド共和国	ポーランド科学アカデミー、バイオサイバネティクス・生体工学研究所ならびにバイオサイバネティクス国際センター Institute of Biocybernetics and Biomedical Engineering and International Center of Biocybernetics, Polish Academy of Science	1996/02/21
大韓民国	慶北大学校生体材料研究所 Institute for Biomaterials Research and Development, Kyungpook National University	1996/09/24
中華人民共和国	北京大学口腔医学院 School of Stomatology, Peking University	2006/06/06
<b>難治疾患研究所</b>		
国名・地域等	大学名	締結年月日
シンガポール共和国	国立シンガポール大学腫瘍研究所 Oncology Research Institute, National University of Singapore	2003/01/01
アメリカ合衆国	マサチューセッツ総合病院 The General Hospital Corporation D/B/A, Massachusetts General Hospital	2005/04/25
タイ王国	チュラロンコン大学歯学部 Faculty of Dentistry, Chulalongkorn University	2006/02/28
フランス共和国	リヨン高等師範学校 École Normale Supérieure de Lyon	2008/02/25
<b>大学院生命情報科学教育部・大学院疾患生命科学研究所・難治疾患研究所</b>		
国名・地域等	大学名	締結年月日
ポーランド共和国	グダニスク医科大学 Medical University of Gdansk	2003/11/01
ドイツ連邦共和国	ドイツリウマチ疾患研究センター Deutsches Rheuma-Forschungszentrum Berlin	2004/02/01
中華人民共和国	北京大学医学部基礎医学院 School of Basic Medical Sciences, Peking University Health Science Center 中国医科大学 China Medical University	2006/02/27 2008/04/01



# 外国人留学生数の推移



(各年5月1日現在)

## 国際交流会館・国際学生宿舎

東京医科歯科大学国際交流会館は、本学の外国人留学生及び外国人研究者の居住やその他国際交流の場として設置され、教育・研究の国際交流に推進しています。

また、国際学生宿舎は、日本人の学生と留学生の混住により、友好交流を図っています。

所在地：千葉県市川市国府台2-8-30

電話：047-371-7936



---

## 学則等関係規則

東京医科歯科大学学則  
東京医科歯科大学教養部履修規則  
東京医科歯科大学医学部履修規則  
東京医科歯科大学歯学部履修規則



# 東京医科歯科大学学則

(平成16年4月1日)  
規程第4号

## 第1章 総則

**第1条** 本学は、医学及び歯学の理論並びに応用を教授研究し、併せて人格の陶冶をなすものである。

2 各学科における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的については、当該学科において別に定める。

**第2条** 本学に、国立大学法人東京医科歯科大学組織運営規程（平成16年規程第1号。以下「組織運営規程」という。）の定めるところにより、次の学部及び学科を置く。

医 学 部 医学科  
保健衛生学科  
歯 学 部 歯学科  
口腔保健学科

2 医学部保健衛生学科に、看護学専攻及び検査技術学専攻を置く。

3 本学に、組織運営規程の定めるところにより、教養部を置く。

**第3条** 医学部医学科及び歯学部歯学科の修業年限は6年、医学部保健衛生学科及び歯学部口腔保健学科の修業年限は4年とする。

**第4条** 学生の入学定員、編入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科・専 攻	入学定員	3年次 編入学定員	収容定員
医 学 部	医 学 科	75	5	470
	保健衛生学科			
	看護学専攻	55		220
	検査技術学専攻	35		140
歯 学 部	歯 学 科	55	10	370
	口腔保健学科	27	6	120

## 第2章 講座、学科目及び授業科目

**第5条** 本学各学部及び教養部に次の講座又は学科目を置く。

医 学 部

医 学 科 (学科目名)

機 能 形 態 学  
機 能 協 関 学  
分 子 遺 伝 医 学  
感 染 免 疫 学  
病 因 病 態 学  
環 境 社 会 医 学

全 人 診 療 学  
内 科 学  
小 兒 医 学  
精 神 医 学  
外 科 学  
感 觉 器 医 学  
皮 膚 医 学  
女 性 医 学  
尿 路 生 殖 医 学

保健衛生学科 (学科目名)

看護学専攻

基 礎・臨 床 看 護 学  
地 域 保 健 看 護 学

検査技術学専攻

基 礎 檢 査 学  
病 因・病 態 檢 査 学

歯 学 部

歯 学 科 (学科目名)

口 腔 顎 顔 面 構 造 学  
口 腔 顎 顔 面 機 能 学  
口 腔 病 因 病 態 学  
口 腔 顎 顔 面 再 生 医 工 学  
歯 科 社 会 医 療 倫 理 学  
包 括 診 療 歯 科 学  
歯 科 保 存・齲 蝕 制 御 学  
歯 周 病 学  
口 腔 顎 顔 面 外 科 学  
歯 科 補 綴 学  
高 齡 者 歯 科・口 腔 老 化 制 御 学  
口 腔 機 能 咬 合 機 能 育 成 制 御 学  
障 害 者 歯 科・生 体 管 理 学

口腔保健学科 (講座名)

口 腔 保 健 衛 生 基 礎 学  
口 腔 健 康 推 進 統 合 学  
生 涯 口 腔 保 健 衛 生 学  
地 域・福 祉 口 腔 保 健 衛 生 学

教 養 部 (学科目名)

哲 学  
倫 理 学  
歴 史 学

文		学
統	計	学
社	会	学
数		学
物	理	学
化		学
生	物	学
英		語
ド	イ	ツ
フ	ラ	ン
		ス
保	健	体
		育

**第6条** 本学の授業科目は、全学に共通する教育科目（以下「全学共通科目」という。）と専門に関する教育科目（以下「専門科目」という。）とする。

- 2 全学共通科目は教養部において、専門科目は各学部において行う。
- 3 授業科目及び開設単位数は、別表のとおりとする。

### 第3章 学年，学期及び休業日

**第7条** 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

**第8条** 学年を分けて、次の学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

**第9条** 授業を行わない日（以下「休業日」という。）は次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
  - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
  - (3) 本学創立記念日 10月12日
  - (4) 春季休業 4月1日から4月7日まで
  - (5) 夏季休業 7月11日から9月10日まで
  - (6) 冬季休業 12月25日から翌年1月7日まで
- 2 前項の規定にかかわらず学長が必要と認めるときは、休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

### 第4章 入学，休学，転学及び退学

**第10条** 入学は、学年の始めにおいてする。

**第11条** 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を

修了した者

(5) 文部科学大臣の指定した者

(6) 大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者

(7) 相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると、本学で認めた者

**第12条** 大学医学部医学科の卒業生で歯学部歯学科に、大学歯学部歯学科の卒業生で医学部医学科に編入学を希望する者があるときは、欠員がある場合に限り、選考の上、相当の学年に入学の許可をすることがある。

**第13条** 大学医学部医学科の学生で医学部医学科に、大学歯学部歯学科の学生で歯学部歯学科に、大学（短期大学並びに外国の大学及び短期大学を含む。）の学生で医学部保健衛生学科又は歯学部口腔保健学科に転入学を希望する者があるときは、欠員がある場合に限り、選考の上、相当の学年に入学を許可することがある。

**第14条** 医学部医学科の3年次に編入学をすることができる者は、次の各号の一に該当する者で、選考の上、入学を許可する。

(1) 大学を卒業した者（医学を履修する課程を卒業した者を除く。）

(2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条2第4項の規定により学士の学位を授与された者

(3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者（学校教育における15年の課程を修了し、学士の学位に相当する学位を取得したと大学において認めた者を含む。）

**第15条** 削除

**第16条** 医学部保健衛生学科の2年次に編入学することができる者は、四大学連合憲章に基づく協定による複合領域コースを履修しており、かつ、協定大学の学部で2年次以上在学した者で、選考の上、入学を許可する。

**第17条** 歯学部歯学科の3年次に編入学をすることができる者は、次の各号の一に該当する者で、選考の上、入学を許可する。

(1) 大学を卒業した者（歯学を履修する課程を卒業した者を除く。）

(2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者

(3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者（学校教育における15年の課程を修了し、学士の学位に相当する学位を取得したと大学において認めた者を含む。）

**第18条** 歯学部口腔保健学科の3年次に編入学をすることができる者は、次の各号の一に該当する者で、選考の上、入学を許可する。

(1) 高等専門学校又は短期大学を卒業した者

(2) 大学を卒業した者

(3) 修業年限4年以上の大学の学部で2年以上在学し、所定の単位を修得した者

(4) 専修学校の専門課程のうち、文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者

**第19条** 本学学生で退学した者が再び入学を請うときは、欠員がある場合に限り、選考の上、原学年以下に入学を許可することがある。

2 前項に規定するもののほか、第25条の2の規定による休学者が退学（休学期間満了のため学部を退学した者をいう。）し、本学医学部医学科又は歯学部歯学科に再び入学を志願するときは、原学科の原学年以上に入学を許可する。ただし、懲戒事由に相当する事由があると認められる志願者の入学については、選考の上許可するものとする。



**第20条** 編入学、転入学及び再入学により入学し、その後所定の年限在学した者は、第3条に規定する年限を在学したものとみなす。

**第21条** 本学に入学を志願する者は、所定の手続により、願い出なければならない。

**第22条** 入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

**第23条** 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、定められた期日までに宣誓簿に署名し、誓約書その他所定の書類を提出するとともに、入学金を納付するものとする。ただし、第45条の規定により入学金の免除又は徴収猶予を申請し受理された者にあつては、当該免除又は徴収猶予を許可し又は不許可とするまでの間、入学金の徴収を猶予する。

2 学長は、前項の手続を完了した者に入学を許可する。

**第24条** 学生は、病気その他の事由により引き続き3月以上休学しようとするときは、所定の手続により、学長に願い出て許可を受けなければならない。

**第25条** 四大学連合憲章に基づく協定による複合領域コースを履修している者が協定大学に編入学するために休学しようとするときは、所定の手続により、学長に願い出て許可を受けなければならない。

2 本学医学部医学科又は歯学部歯学科に4年以上在学した者が引き続き大学院医歯学総合研究科博士課程に在学するために休学しようとするときは、所定の手続により、学長に願い出て許可を受けなければならない。

**第26条** 前3条の規定による休学者で、休学期間中にその事由が消滅したときは、所定の手続により、復学の許可を学長に願い出ることができる。

**第27条** 休学期間は、通算して2年を超えることはできない。ただし、特別の事由があるときは、さらに1年以内の休学を許可することがある。

2 第25条の規定による休学期間には、前項の規定を適用しない。

3 大学院医歯学総合研究科博士課程に在学する者の第24条の規定による休学期間及び第25条の2の規定による休学期間は、第12項の規定にかかわらず、通算して3年を超えることができない。ただし、特別の事由があるときは、さらに1年以内の休学を許可することができる。

4 休学した期間は、修業年限及び在学年限に算入しない。

**第28条** 学長は、学生が病気その他の事由により修学が不相当と認められるときは、当該学部教授会の議（全学共通科目を履修している学生については、教養部長から当該学部長への通知による。）を経て、休学を命ずることがある。

**第29条** 学生は、学長の許可なくして、他の大学、本学の他の学科又は専攻に入学を志願することはできない。

**第30条** 学生が転学しようとするときは、所定の手続により、学長に願い出て許可を受けるものとする。

2 前項の許可を与えたときは、退学とする。

**第31条** 学生が病気その他の事由で退学しようとするときは、所定の手続により、学長に願い出てその許可を受けるものとする。

**第32条** 医学部医学科及び歯学部歯学科の学生は10年を、医学部保健衛生学科及び歯学部口腔保健学科の学生は8年を超えて在学することができない。

2 編入学、転入学及び再入学により入学した者の在学年限は、各学部において定める。

**第33条** 学長は、学生が次の各号の一に該当するときは、当該学部教授会の議（全学共通科目を履修している学生については、教養部長から当該学部長への通知による。）を経て、退学を命ずることがある。

(1) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(2) その他病気等の事由により、成業の見込みがないと認められる者

## 第5章 履修方法及び単位等

**第34条** 学生が授業科目を履修し、試験に合格したときは、所定の単位を与える。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等の授業科目については、その学修の成果を評価して試験によらずに単位を与えることができる。

**第35条** 前条に定める他、履修及び学習の評価方法については、各学部及び教養部において定める。

**第36条** 1単位の授業科目を、45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学習等を考慮して、1単位当たりの授業時間を次の基準により、各学部及び教養部において定める。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間の範囲

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間の範囲

**第37条** 本学の教育上有益と認めるときは、本学に入学（編入学、転入学等を除く。）する前の大学（短期大学並びに外国の大学及び短期大学を含む。）において修得した単位を合計30単位を限度として、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。ただし、第3条に定める修業年限を短縮することはできない。

2 前項に係る手続き等については、各学部及び教養部において定める。

**第38条** 本学の教育上有益と認めるときは、学生が本学の定めるところにより他の大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項に係る手続き等については、各学部及び教養部において定める。

## 第6章 卒業及び学位

**第39条** 卒業の認定は、第3条に定める年限を在学し、かつ、第6条第3項に定める授業科目を、医学部医学科においては188単位以上、歯学部歯学科においては188単位以上、医学部保健衛生学科看護学専攻においては124単位以上、医学部保健衛生学科検査技術学専攻においては136単位以上、歯学部口腔保健学科においては131単位以上を修得した者に対し、当該学部教授会の議を経て学長が行う。

**第40条** 前条による卒業するには、次の区分により学士の学位を授与する。

学 部	学 科・専 攻	学 位
医 学 部	医 学 科	学士（医学）
	保健衛生学科	
	看護学専攻	学士（看護学）
	検査技術学専攻	学士（保健学）
歯 学 部	歯 学 科	学士（歯学）
	口腔保健学科	学士（口腔保健学）

## 第7章 検定料、入学料及び授業料

**第41条** 授業料、入学料及び検定料の額については、別に定める。

**第42条** 入学志願者は、出願と同時に検定料を納付しなければならない。

**第43条** 授業料は、次の2期に分けて納付しなければならない。

前期 4月中

後期 10月中

- 2 前項の規定にかかわらず、学生の申出があったときは、前期に係る授業料を徴収するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて徴収するものとする。
- 3 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、第1項の規定にかかわらず、入学を許可される者の申出があったときは、入学を許可するときに徴収するものとする。
- 4 第1項の授業料納入の告知・督促は、所定の場所（医学部掲示板・歯学部掲示板・教養部掲示板）に掲示するものとする。

**第44条** 既納料金は、如何なる理由があっても返還しない。

- 2 第42条の規定に基づき徴収した検定料について、第1段階目の選抜で不合格となった者から返還の申出があったときは、前項の規定にかかわらず、第2段階目の選抜に係る額に相当する額を返還する。
- 3 前条第3項の規定に基づき授業料を納付した者が、入学年度の前年度の3月31日までに入学を辞退した場合には、第1項の規定にかかわらず、納付した者の申出により当該授業料に相当する額を返還する。
- 4 前条第2項及び第3項の規定に基づき授業料を納付した者が、後期分授業料の徴収時期以前に休学又は退学した場合には、第1項の規定にかかわらず、後期分の授業料に相当する額を返還する。

**第45条** 本学に入学前1年以内において、入学する者の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が死亡し、又は入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、入学料の納付が著しく困難であると認められる者及び当該者に準ずる者であって、学長が相当と認める事由がある者については、本人の申請により、入学料の全額又は半額を免除することがある。

- 2 本学に入学する者であって、経済的理由によって納付期限までに入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者、入学前1年以内において学資負担者が死亡し、又は入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、納付期限までに入学料の納付が困難であると認められる者及びその他やむを得ない事情があると認められる者については、本人の申請により、入学料の徴収猶予をすることがある。
- 3 入学料の免除の申請をした者で、免除を許可されなかつた者又は半額免除を許可された者のうち、前項該当する者は、免除の不許可又は半額免除の許可を告知した日から起算して14日以内に徴収猶予の申請をすることができる。
- 4 国立大学の受験機会の複数化に伴い、二つの国立大学学部（筑波大学にあっては学群）に合格した者のうち、他の国立大学学部に入學手続を行った後に、当該大学への入学を辞退し、本学が定める入学手続の変更可能な期限までに改めて本学への入学手続を行う者については、入学料を免除することができる。
- 5 前4項の取扱いについては、別に定める。

**第46条** 停学に処せられた者の授業料は徴収するものとする。

**第47条** 行方不明、その他やむを得ない事情がある者の授業料は本人又は保証人の申請により徴収を猶予することがある。

**第48条** 死亡又は行方不明のため除籍され、或は授業料の未納を理由として退学を命ぜられた者の未納の授業料は全額を免除することがある。

**第49条** 毎学期開始前に休学の許可を受けた者及び休学中に休学延期の許可を受けた者の休学中の授業料は免除する。ただし、各学期の途中で休学の許可を受けた者の授業料は、月割計算により休学当月の翌月から復学当月の前月までに相当する額を免除する。

2 各学期の途中で復学する者のその期の授業料は、復学当月から次の授業料徴収期の前月まで月割計算により復学の際徴収する。

**第50条** 経済的理由によって授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者及び学生又は学生の学資負担者が風水害等の災害を受け、授業料の納付が困難と認められる者については、本人の申請により授業料の全額若しくはその一部を免除又は徴収猶予することがある。

2 前項の取扱いについては別に定める。

**第51条** 入学料の免除の申請をした者で、免除を許可されなかった者又は半額免除を許可された者が、納付すべき入学料を免除の不許可又は半額免除の許可を告知した日から起算して14日以内に納付しない場合は、除籍する。ただし、第45条第3項の規定により徴収猶予の申請をした者を除く。

2 入学料の徴収猶予の申請をした者で、徴収猶予を許可されなかつた者が、納付すべき入学料を徴収猶予不許可を告知した日から起算して14日以内に納付しない場合は、除籍する。

3 入学料の徴収猶予の申請をした者で、徴収猶予を許可された者が、納付期限までに入学料を納付しない場合は、除籍する。

**第52条** 授業料を所定の期間内に納付しない者で、督促を受け、なおかつ怠る者は退学を命ずる。

2 前項の督促は文書をもってするものとする。

## 第8章 大学院

**第53条** 本学に、組織運営規程の定めるところにより、大学院を置く。

2 大学院の学則は、別に定める。

## 第9章 外国人留学生

**第54条** 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、本学の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生については、別に定める。

## 第10章 科目等履修生、聴講生及び特別聴講学生

**第55条** 本学の学生以外の者で、本学が開設する一又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 前項により入学した者には、第34条の規定を準用し、単位を与える。

3 その他科目等履修生については、別に定める。

**第56条** 特定の授業科目について聴講を志願する者があるときは、選考の上、聴講生として入学を許可することがある。

2 聴講生については、別に定める。

**第57条** 他の大学の学部学生で、当該大学との協定に基づき、本学が開設する一又は複数の授業科目の履修を志願する者があるときは、選考の上、特別聴講学生として入学を許可する。

2 特別聴講学生については、別に定める。

## 第11章 懲戒

**第58条** 学長は、学生が本学の諸規則に違反し、その他学生の本分に反する行為をしたときは、当該学部教授会の議（全学共通科目を履修している学生については、教養部長から当該学部長への通知による。）を

経て、これを懲戒する。

- 2 懲戒は、退学、停学、訓告とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。
  - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
  - (2) 学業を怠り成業の見込みがないと認められる者
  - (3) 学内の秩序を著しく乱し、その他学生の本分に著しく反した者

## 第12章 専攻生

**第59条** 本学教員の指導を受け特に専門学科目（附置研究所及び疾患遺伝子実験センターにおいては、特定の研究題目）につき研究しようとする者は、選考の上、医学部、歯学部、附置研究所又は疾患遺伝子実験センター専攻生として入学を許可することがある。

**第60条** 専攻生を志願することのできる者は、次の各号の一に該当する者でなければならない。

医学部医学科専攻生

- (1) 大学医学部において医学を履修し卒業した者
- (2) 旧専門学校令による医学専門学校を卒業した者
- (3) 大学歯学部において歯学を履修し卒業した者又は旧専門学校令による歯科医学専門学校を卒業した者
- (4) その他、上記の者と同等以上の学力があると認められる者

医学部保健衛生学科専攻生

- (1) 大学を卒業した者
- (2) その他、上記の者と同等以上の学力があると認められる者

歯学部歯学科専攻生

- (1) 大学歯学部において歯学を履修し卒業した者
- (2) 旧専門学校令による歯科医学専門学校を卒業した者
- (3) 大学医学部において医学を履修し卒業した者又は旧専門学校令による医学専門学校を卒業した者
- (4) その他、上記の者と同等以上の学力があると認められる者

歯学部口腔保健学科専攻生

- (1) 大学を卒業した者
- (2) その他、上記の者と同等以上の学力があると認められる者

附置研究所専攻生又は疾患遺伝子実験センター専攻生

- (1) 大学を卒業した者
- (2) その他、上記の者と同等以上の学力があると認められる者

**第61条** 専攻生を志願する者は、所定の願書を指導教員を経て学長に願い出るものとする。

**第62条** 専攻生を志願する者は、出願と同時に、別に定める額の検定料を納付しなければならない。

**第63条** 専攻生の選考に合格した者は、所定の期日までに、別に定める額の入学料を納付しなければならない。

**第64条** 専攻生の入学許可は各学期の始めとする。

**第65条** 専攻生は、別に定める額の授業料を次の2期に分けてそれぞれ6月分を納付しなければならない。ただし、特別の事由がある場合には、3月分ごとに分納することができる。

前期	4月中
後期	10月中

- 2 入学年度の前期に係る授業料については、前項の規定にかかわらず、入学を許可される者の申出があったときは、入学を許可するときに徴収するものとする。
- 3 第1項の授業料納入の告知・督促は、所定の場所（医学部掲示板・歯学部掲示板・生体材料工学研究所掲示板・難治疾患研究所掲示板・難治疾患研究所湯島地区掲示板・学内共同教育研究施設掲示板）に掲示するものとする。

**第66条** 専攻生の研究期間は1年とする。

- 2 専攻生で、前項の在学期間を超えて引続き在学しようとする者は、指導教員を経て学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

**第67条** 専攻生の研究時数は週30時以上とする。

**第68条** 専攻生は、研究終了の際その研究成績を指導教員を経て長に報告するものとする。

**第69条** 専攻生で研究の実が挙げられないと認めたときは退学を命ずることがある。

**第70条** 専攻生には本章のほかすべて学部学生の学則を準用する。

### 第13章 寄宿舍

**第71条** 本学に寄宿舍を置く。

- 2 寄宿舍に関する規定は、別に定める。

#### 附 則

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 第4条の規定にかかわらず、歯学部口腔保健学科の平成16年度から平成18年度までの3年次編入学員及び収容定員は、次のとおりとする。

区分 \ 年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
3年次編入学定員	—	—	10
収容定員	25	50	85

- 3 国立大学法人の成立前の東京医科歯科大学に平成16年3月31日に在学し、引き続き本学の在学者となった者（以下「在学者」という。）及び平成16年4月1日以後在学者の属する学年に再入学、転入学び編入学する者の教育課程の履修については、この学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 この学則の施行前に廃止前の東京医科歯科大学学則（昭和27年学規第1号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この学則の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

**附 則**（平成17年3月23日規程第2号）

- 1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成17年3月31日において現に本学に在学する者以下「在学者」という。）及び平成17年4月1日以降在学者の属する学年に再入学、転入学又は編入学する者については、改正後の別表(2)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**附 則**（平成18年3月28日規程第1号）

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成18年3月31日において現に本学に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成18年4月1日以降在学者の属する学年に再入学、転入学又は編入学する者については、改正後の第39条、別表(1)及び別表(2)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**附 則**（平成19年 3 月29日規程第 3 号）

- 1 この学則は、平成19年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成19年 3 月31日において現に本学に在学する者（平成18年度に入学した者を除く。以下「在学者」という。）及び平成19年 4 月 1 日以降在学者の属する学年に再入学、転入学又は編入学する者については、改正後の別表(2)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**附 則**（平成20年 1 月16日規程第 1 号）

- 1 この学則は、平成20年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 4 条の規定にかかわらず、医学部保健衛生学科及び歯学部口腔保健学科の平成20年度から平成22年度までの収容定員は、次のとおりとする。

学部・学科・専攻	収 容 定 員		
	平成20年度	平成21年度	平成22年度
医学部保健衛生学科			
看護学専攻	215	210	215
検査技術学専攻	135	130	135
歯学部口腔保健学科	118	116	118

**附 則**（平成20年 3 月26日規程第 5 号）

- 1 この学則は、平成20年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成20年 4 月 1 日において現に本学に在学する者（平成18年度に入学した者を除く。以下「在学者」という。）及び20年 4 月 1 日以降在学者の属する学年に再入学、転入学又は編入学する者については、改正後の別表(1)及び別表(2)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**附 則**（平成21年 1 月 8 日規程第 1 号）

- 1 この学則は、平成21年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則改正前に、本学に 4 年以上在学し、引き続き大学院医歯学総合研究科博士課程に入学するため、平成21年 4 月 1 日より休学を願い出ている者については、改正後の東京医科歯科大学学則第25条の 2 の規定を適用する。
- 3 この学則の施行の際現に本学に 4 年以上在学し、引き続き大学院医歯学総合研究科博士課程に入学するため、退学した者が再び入学を志願する場合の取扱いは、なお従前の例による。
- 4 平成21年 3 月31日において現に本学に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成21年 4 月 1 日以降在学者の属する学年に再入学、転入学する者については、改正後の別表(2)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表

(1) 全学共通科目

授 業 科 目	開設単位数
哲 学 I	2
哲 学 II	2
倫 理 学 I	2
倫 理 学 II	2
心 理 学 I	2
心 理 学 II	2
歴 史 学 A I	2
歴 史 学 A II	2
歴 史 学 B I	2
歴 史 学 B II	2
民 俗 学 I	2
民 俗 学 II	2
科 学 史 I	2
科 学 史 II	2
文 学 A I	2
文 学 A II	2
文 学 B I	2
文 学 B II	2
法 学 I	2
法 学 II	2
政 治 学 I	2
政 治 学 II	2
経 済 学 I	2
経 済 学 II	2
社 会 学 A I	2
社 会 学 A II	2
社 会 学 B I	2
社 会 学 B II	2
社 会 心 理 学 I	2
社 会 心 理 学 II	2
社 会 思 想 史 I	2
社 会 思 想 史 II	2
文 化 人 類 学 I	2
文 化 人 類 学 II	2
社 会 学 特 論 A I	2
社 会 学 特 論 A II	2
社 会 学 特 論 B I	2
社 会 学 特 論 B II	2
*日 本 事 情 A I	2
*日 本 事 情 A II	2
*日 本 事 情 B I	2
*日 本 事 情 B II	2
数 学	2
物 理 学	2
化 学	2
生 物 学	2

自由教育講義系

人文科学・  
社会科学

自然科学

授 業 科 目	開設単位数
英 語 I	4
ド イ ツ 語	4
フ ラ ン ス 語	4
*日 本 語 I	4
英 語 II	4
*日 本 語 II	4
物 理 学 実 験	1
化 学 実 験	1
生 物 学 実 験	1
数 学 実 習	1
科 学 基 礎 実 験	1
情 報 科 学	2
情 報 処 理	1
保 健 体 育 学	1
身 体 運 動 学 実 習	1
自由教育セミナー系 共通領域 科目名は毎年定める	各1
生 物 学 基 礎	1
生 命 科 学 特 論 A	1
生 命 科 学 特 論 B	1
生 命 科 学 特 論 C	1
基 礎 生 命 科 学 (生 物 学)	2
基 礎 生 命 科 学 (化 学)	2
化 学 基 礎	1
医 の 倫 理	1
歯 学 史	1
統 計 学	1
歯 学 概 説	1
歯 学 概 説 演 習	1
科 学 英 語	1
生 命 科 学 (人 体 の 生 物 学)	1
生 命 科 学 (生 物 物 理 化 学)	1
行 動 科 学 基 礎	2
基 礎 情 報 医 歯 学	1
早 期 臨 床 体 験 実 習	1
歯 学 最 新 情 報	1
先 端 医 療 技 術 論	1
医 療 人 間 学 概 論 (倫 理 学)	1
医 療 人 間 学 概 論 (心 理 学)	1
医 療 人 間 学 概 論 (法 学)	1
医 療 人 間 学 セ ミ ナ ー	1
バ イ オ エ シ ッ ク ス 概 説	1
口 腔 保 健 衛 生 学 原 論 I	1
衛 生 学 ・ 公 衆 衛 生 学	1
栄 養 学	1
人 体 の 構 造 と 機 能 I	2
社 会 保 障 論 I	1
コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 論	1
感 染 予 防	1
メ デ ィ ア 情 報 学 基 礎	1

基礎教育系

連携教育

注) 1 上記「全学共通科目」を、医学部医学科及び歯学部歯学科の学生については第2学年後期、医学部保健衛生学科及び歯学部口腔保健学科の学生については、第1学年後期までに履修する

- 2 \*印を冠する科目は、外国人留学生のみ履修できる。
- 3 歯学部歯学科の学生については、生物学基礎と生命科学特論Aのいずれか1科目と、生命科学特論B、生命科学特論C、基礎生命科学(生物学)及び基礎生命科学(化学)の4科目の合計5科目で3単位とする。



## (2) 専門科目

## 医学部医学科

授 業 科 目	開 設 単 位 数
多 様 な 医 師 像	1
医 学 の 展 望	
国 際 医 療	1
医 の 原 則	2
腫 瘍 学 ( 基 礎 )	1
神 経 科 学	7.5
神 経 科 学 実 習	0.5
免 疫 I	1
免 疫 II	1
感 染	3
感 染 系 実 習	1
循 環 器 学	2.5
消 化 器	2.5
呼 吸 器	1.5
腎 ・ 体 液 制 御	1.5
生 殖 ・ 発 達 ・ 加 齢	1.5
代 謝 内 分 泌	1
血 液	1
社 会 医 学	1.5
人 体 構 造 総 論	1
細 胞 の 構 造 I	1
細 胞 の 構 造 II	1
細 胞 の 機 能	1
人 体 発 生 学	0.5
人 体 解 剖 学	1.5
人 体 解 剖 学 実 習	3
臨 床 解 剖 学	1
組 織 学	1
組 織 学 実 習	1
生 理 学	1.5
生 理 学 実 習	1
生 化 学	1
生 化 学 実 習	1
薬 理 学	1
薬 理 学 実 習	1
病 理 学 総 論	1
病 理 学 実 習	2
C P E	1
衛 生 学	1

授 業 科 目	開 設 単 位 数
衛 生 学 実 習	0.5
公 衆 衛 生 学	0.5
公 衆 衛 生 学 実 習	1
医 動 物 学	1
医 動 物 学 実 習	0.5
法 医 学	1
法 医 学 実 習	0.5
医 事 法 学	0.5
老 年 病 学	0.5
膠 原 病 ・ リ ウ マ チ 学	0.5
小 児 科 学	1
神 経 精 神 医 学	1
外 科 学	1
整 形 外 科 学	1.5
皮 膚 科 学	1.5
泌 尿 器 科 学	1
眼 科 学	1
耳 鼻 咽 喉 科 学	1
放 射 線 医 学	1
産 科 ・ 婦 人 科 学	1
麻 酔 ・ 蘇 生 学	1
臨 床 実 習 I	13
臨 床 実 習 II	16
臨 床 実 習 III	15.5
口 腔 外 科 学	0.5
先 端 医 学	1
遺 伝 子 と 生 命	1
メディカルインフォマティクス (MI)	2
統 計	
医 学 英 語 I	1
医 学 英 語 II	2
救 命 救 急 医 学	1
形 成 外 科 学	0.5
頭 頸 部 外 科 学	0.5
心 療 ・ ターミナル医学	0.5
基 礎 臨 床 総 合 講 義	0.5
臨 床 関 連 講 義	1
臨 床 検 査 医 学	0.5
自 由 選 択 学 習	8.5

医学部保健衛生学科看護学専攻

区分	授業科目	開設 単位数
専門基礎分野	解剖学	3
	生理学	3
	生化学	2
	薬理学Ⅰ	1
	薬理学Ⅱ	1
	病理学	1
	微生物学	1
	栄養学	1
	疫学	1
	病態学	5
	英文購読Ⅰ	1
	英文購読Ⅱ	1
	英文購読Ⅲ	1
専門基礎合同演習	1	
専門共通分野	保健統計学	1
	医療情報学	1
	国際保健看護学	1
	産業保健学	1
	保健医療福祉制度論	2
	保健医療福祉制度論演習	1
	卒業論文Ⅰ	1
卒業論文Ⅱ	2	
専門領域別分野	基礎看護学Ⅰ	1
	基礎看護学Ⅱ	1
	基礎看護学Ⅲ	1
	基礎看護学演習Ⅰ	2
	基礎看護学演習Ⅱ	1
	基礎看護学実習Ⅰ	1
	基礎看護学実習Ⅱ	3

注) 1 第2学年の前期から履修する。

区分	授業科目	開設 単位数	
専門領域別分野	成人看護学	成人看護学Ⅰ	2
		成人看護学Ⅱ	2
		成人看護学Ⅲ	1
		成人看護学演習	1
		成人看護学実習Ⅰ	3
		成人看護学実習Ⅱ	1
		精神看護学	精神看護学
	地域精神看護学		1
	精神看護学演習		1
	精神看護学実習		2
	看護心理学		1
	小児看護学	小児看護学Ⅰ	1
		小児看護学Ⅱ	1
		小児看護学演習Ⅰ	1
		小児看護学演習Ⅱ	1
		小児看護学実習	2
	母性看護学	母性看護学Ⅰ	1
		母性看護学Ⅱ	1
		母性看護学Ⅲ	1
		母性看護学演習	1
		母性看護学実習	2
	老年看護学	老年看護学	3
		老年看護学演習	1
		老年看護学実習	3
		リハビリテーション看護学	1
	地域看護学	地域看護学Ⅰ	1
		地域看護学Ⅱ	1
地域看護学Ⅲ		2	
地域看護学演習		1	
地域看護学実習		3	
在宅看護学		在宅看護学Ⅰ	1
	在宅看護学Ⅱ	1	
	緩和ケア看護学	1	
	在宅看護学演習	1	
	在宅看護学実習	2	
看護の統合と実践	看護の統合と実践Ⅰ	2	
	看護の統合と実践Ⅱ	2	
	看護の統合と実践演習	2	

医学部保健衛生学科検査技術学専攻

区 分	授 業 科 目	開設 単位数
形態・病態制御学系	人 体 構 造 学 講 義	3
	人 体 構 造 学 実 習	1
	病 理 検 査 学 講 義	4
	病 理 検 査 学 実 習	2
	血 液 検 査 学 講 義	2
	血 液 検 査 学 実 習	2
物質・代謝学系	生 化 学 講 義	3
	生 化 学 実 習	1
	分 析 化 学 検 査 学 講 義 (Ⅰ)	3
	分 析 化 学 検 査 学 講 義 (Ⅱ)	4
	分 析 化 学 検 査 学 実 習	4
機能調節・制御学系	医 用 シ ス テ ム 情 報 学 講 義 (Ⅰ)	2
	医 用 シ ス テ ム 情 報 学 講 義 (Ⅱ)	1
	医 用 シ ス テ ム 情 報 学 実 習 (Ⅰ)	1
	医 用 シ ス テ ム 情 報 学 実 習 (Ⅱ)	1
	生 理 検 査 学 講 義 (Ⅰ)	3
	生 理 検 査 学 講 義 (Ⅱ)	3
	生 理 検 査 学 実 習 (Ⅰ)	1
	生 理 検 査 学 実 習 (Ⅱ)	2
病因・病態学系	病 原 体 検 査 学 講 義 (Ⅰ)	1
	病 原 体 検 査 学 講 義 (Ⅱ)	4
	病 原 体 検 査 学 実 習 (Ⅰ)	1
	病 原 体 検 査 学 実 習 (Ⅱ)	2
	免 疫 検 査 学 講 義	4
	免 疫 検 査 学 実 習	2
	遺 伝 子 ・ 染 色 体 検 査 学 講 義	2
	遺 伝 子 ・ 染 色 体 検 査 学 実 習	2
検査管理・社会医学系	検 査 管 理 学	2
	医 学 情 報 処 理 演 習 (Ⅰ)	1
	医 学 情 報 処 理 演 習 (Ⅱ)	1
	公 衆 衛 生 学 講 義	2
	公 衆 衛 生 学 実 習	1
	医 療 概 論 ・ 関 係 法 規	1
総 合 分 野	臨 床 病 態 学 (Ⅰ)	2
	臨 床 病 態 学 (Ⅱ)	2
	統 合 講 義	2
	臨 地 実 習	7
	卒 業 研 究	10
外 国 語	医 学 英 語 演 習 (Ⅰ)	2
	医 学 英 語 演 習 (Ⅱ)	2
選 択 必 修 科 目	医学部で定める。	

歯学部歯学科

授 業 科 目	開 設 単 位 数
人 体 の 構 造 と 機 能	12
生命の分子的基盤と細胞の機能	3
病 理	3
感 染 と 生 体 防 御	2
生 体 材 料	2
歯 科 医 療 入 門	2
歯 科 医 療 基 礎	6
咬 合 育 成 ・ 発 達	3
う 蝕 と 歯 髓 疾 患	8
歯 周 病	3
咬 合 回 復	9
顎 口 腔 医 療	5
全 身 と 歯 科 治 療	5
臨 床 体 験 実 習	4
学 年 混 合 選 択 セ ミ ナ ー	1
課 題 統 合 セ ミ ナ ー	4
統 合 課 題 演 習	1
研 究 体 験 実 習	7
臨 床 情 報 処 理	1
包 括 臨 床 実 習	44

注) 第3学年の前期から履修する。

歯学部口腔保健学科

区 分	授 業 科 目	開 設 単位数	
口 腔 保 健 衛 生 学 系	専門基礎分野	科 学 英 語 I	1
		科 学 英 語 II	1
		人体の構造と機能Ⅱ	7
		疾病の成り立ちと生体防御	4
		薬 理 ・ 薬 剤 学	2
		関係法規・衛生行政	2
		社会福祉原論Ⅰ	1
		社会福祉原論Ⅱ	3
		社会保障論Ⅱ	3
		口 腔 健 康 科 学	2
	専門分野	口腔保健衛生学原論Ⅱ	1
		臨 床 歯 科 医 学	8
		口 腔 疾 患 予 防 学	3
		先 端 歯 周 病 予 防 学	1
		口 腔 疾 患 予 防 学 実 習	3
		口腔健康統計学・情報処理論	2
		口 腔 健 康 教 育	2
		口 腔 健 康 教 育 実 習	2
		食 生 活 教 育	2
		医 学 一 般	4
口腔と全身の健康評価		3	
保 健 行 動 科 学		2	
ヘルスカウンセリング特論		1	
臨床口腔保健衛生基礎学		3	
臨床口腔保健基礎学実習		2	
介 護 概 論		2	
歯 科 口 腔 介 護		2	
額 口 腔 機 能 訓 練 法		1	
口腔保健衛生臨床実習	15		
地域口腔保健衛生臨地実習	4		
選 択 臨 床 ・ 臨 地 実 習	1		
統合分野	口腔保健衛生基礎科学実習	1	
	特 論 ( 卒 業 研 究 )	6	

区 分	授 業 科 目	開 設 単位数	
社会福祉系	領域別分野	公 的 扶 助 論	2
		障 害 者 福 祉 論 I	1
		障 害 者 福 祉 論 II	3
		児 童 福 祉 論 I	1
		児 童 福 祉 論 II	3
		老 人 福 祉 論 I	1
		老 人 福 祉 論 II	3
		地 域 福 祉 論 I	1
		地 域 福 祉 論 II	1
		共通分野	社会福祉援助技術論
	社会福祉援助技術演習		4
	社会福祉援助技術現場実習		4
	社会福祉援助技術現場実習指導		2

注) 第2学年の前期から履修する。

# 東京医科歯科大学教養部履修規則

(平成16年4月1日)  
規則第217号

## (趣旨)

**第1条** 東京医科歯科大学教養部における全学に共通する教育科目（以下「全学共通科目」という。）の履修に関しては、東京医科歯科大学学則（平成16年規程第4号。以下「学則」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

## (授業科目の編成)

**第2条** 全学共通科目における授業科目は、次の4系をもって編成する。

自由教育講義系

自由教育実習系

自由教育セミナー系

基礎教育系

## (授業科目及び単位数)

**第3条** 前条の各系に属する授業科目及び修得すべき単位数等は、別表1に定めるとおりとする。

## (1単位当たりの授業時間)

**第4条** 学則第36条に定める1単位当たりの授業時間は、次のとおりとする。

(1) 講義については、15時間

(2) 演習については、30時間

(3) 実験及び実習については、45時間

## (履修届)

**第5条** 学生は、別に定める授業科目の中から、履修しようとする授業科目を所定の期日までに届け出なければならない。

## (定期試験)

**第6条** 各授業科目の成績は、学期末に行う試験（以下「定期試験」という。）に基づいて与えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、実験、実習を伴う授業科目等で、平常の学修の成果を評価して成績を与えることが適切と認められる場合には、指定した課題についての報告、又は随時行われる試験等の成績をもって定期試験に替えることができる。

3 授業の出席回数が全授業回数の3分の2に達しない授業科目については、定期試験の受験を認めないことがある。

4 定期試験等により学修の成果が不十分と当該学科が判断した場合、年度内に再試験を行うことがある。

## (学習の評価)

**第7条** 前条第1項及び第2項の成績については、授業科目ごとに担当教員が100点満点で採点し、別表2により学習の評価を行う。

2 前項の規定にかかわらず、前条第2項に該当する授業科目のうち、第1項により難しい場合の学習の評価は、別表3により行う。

3 第1項及び第2項の学習の評価に、平常の学修の成果を加味することができる。

4 教養部長は、学習の評価の結果を学生に通知する。

**(追試験)**

**第8条** 病気、事故等の理由により、定期試験を受験することのできなかつた者に、教授会の議を経て、追試験を許可することがある。

2 前項の許可を得ようとする者は、所定の期日までに、次の各号に該当する書類を添えて教養部長に願出しなければならない。

- (1) 病気の場合は、医師の診断書
- (2) 事故の場合は、その証明書又はこれに準ずるもの
- (3) その他の場合は、その理由書

3 追試験は、定期試験終了後、原則として2月以内に実施する。

4 追試験の学習の評価は、第7条を準用する。

**(再履修)**

**第9条** 不可又は不合格の評価を得た授業科目については、所定の手続きにより再履修することができる。

**(懲戒)**

**第10条** 教養部長は、懲戒に相当すると思われる行為があったときは、学則第58条に定める懲戒の手続きをとるものとする。なお、手続きについては、別に定める。

**(進級要件)**

**第11条** 別表1に定める単位をすべて修得しなければ、医学部医学科及び歯学部歯学科の学生は第3学年に、医学部保健衛生学科及び歯学部口腔保健学科の第2学年に、進級することができない。

2 進級に要する単位の認定については、教授会の議を経て、教養部長がこれを行う。

3 教養部長は、第2項の認定の結果について各学部長に通知するとともに、教養部構内に掲示する。

4 医学部医学科及び歯学部歯学科の学生は4年以内に、医学部保健衛生学科及び歯学部口腔保健学科の学生は3年以内に第2項の認定に至らない場合は、学則第33条による退学の手続きをとるものとする。ただし、当該期間には休学の期間を算入しない。

**(歯学部口腔保健学科3年次編入生の履修)**

**第12条** 学則第18条に定める歯学部口腔保健学科3年次編入生の全学共通科目に係る履修については、別に定める。

**(補則)**

**第13条** この規則に定めるもののほか、授業科目の履修に関する必要な事項は、教授会が別に定める。

**附 則**

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 国立大学法人の成立前の東京医科歯科大学に平成16年3月31日に在学し、引き続き本学の在学者となったもの（以下「在学者」という。）及び平成16年4月1日以降在学者の属する学年に再入学、転入学又は編入学する者については、この規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**附 則（平成18年3月31日規則第10号）**

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

2 平成18年3月31日において現に本学に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成18年4月1日以降在学者の属する学年に再入学、転入学又は編入学する者については、改正後の別表1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**附 則**（平成20年3月31日規則第8号）

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成20年3月31日において、現に本学に在学する者（以下「在学者」という。）および平成20年4月1日以降在学者の属する学年に再入学、転入学、又は編入学する者については、改正後の別表1の規定にかかわらず、なお従前の例による。



別表1

授 業 科 目		修得すべき単位数				備 考	
		医学部		歯学部			
		医学科	保健衛生学科 看護学専攻 検査技術学専攻	歯学科	口腔保健学科		
人 文 自 由 学 科 教 育 社 会 講 義 系	哲 学 I						
	哲 学 II						
	倫 理 学 I						
	倫 理 学 II						
	心 理 学 I						
	心 理 学 II						
	歴 史 学 A I						
	歴 史 学 A II						
	歴 史 学 B I						
	歴 史 学 B II						
	民 俗 学 I						
	民 俗 学 II						
	科 学 史 I						
	科 学 史 II						
	文 学 A I						
	文 学 A II						
	文 学 B I						
	文 学 B II						
	法 学 I						
	法 学 II						
	政 治 学 I						
	政 治 学 II						
	経 済 学 I						
	経 済 学 II						
	社 会 学 A I	16	8	8	16	8	1科目2単位
	社 会 学 A II						
	社 会 学 B I						
	社 会 学 B II						
	社 会 心 理 学 I						
	社 会 心 理 学 II						
	社 会 思 想 史 I						
	社 会 思 想 史 II						
	文 化 人 類 学 I						
文 化 人 類 学 II							
社 会 科 学 特 論 A I							
社 会 科 学 特 論 A II							
社 会 科 学 特 論 B I							
社 会 科 学 特 論 B II							
* 日 本 事 情 A I							
* 日 本 事 情 A II							
* 日 本 事 情 B I							
* 日 本 事 情 B II							
数 学	2			2			
物 理 学	2		2	2			
化 学	2			2			
生 物 学	2			2			
外 国 語 教 育 自 然 科 学 系	英 語 I	4	4	4	4	4	
	ド イ ツ 語						
	フ ラ ン ス 語	4	4	4	4	4	1科目4単位
	* 日 本 語 I						
	英 語 II	4			4		1科目4単位
	* 日 本 語 II						
	物 理 学 実 験	1			1		
	化 学 実 験	1			1		
	生 物 学 実 験	1			1		
	数 学 実 習	1			1		
科 学 基 礎 実 験		1	1		1		
情 報 科 学		2	2		2		
情 報 処 理	1			1			
保 健 体 育 学	1	1	1	1	1		
身 体 運 動 学 実 習	1	1	1	1	1		
自 由 教 育 セ ミ ナ ー 系	共 通 領 域						
	科 目 名 は 毎 年 度 定 め る	6	1	1	6	1	
小 計 (1)	49	22	24	49	22		

授 業 科 目		修得すべき単位数				備 考
		医学部		歯学部		
		医学科	保健衛生学科 看護学専攻 検査技術学専攻	歯学科	口腔保健学科	
基 礎 連 携 教 育 系	生 物 学 基 礎		1	1		1
	生 命 科 学 特 論 A					
	生 命 科 学 特 論 B		(1)	(1)		
	生 命 科 学 特 論 C		(1)	(1)		
	基 礎 生 命 科 学 (生 物 学)		2	2		2
	基 礎 生 命 科 学 (化 学)			2		
	化 学 基 礎		1			1
	医 の 倫 理				1	
	歯 学 史					
	統 計 学				1	
	歯 学 概 説					
	歯 学 概 説 演 習				1	
	科 学 英 語				1	
	生 命 科 学 (人 体 の 生 物 学)				1	
	生 命 科 学 (生 物 物 理 化 学)				1	
	行 動 科 学 基 礎				2	
	基 礎 情 報 医 歯 学				1	
	早 期 臨 床 体 験 実 習				1	1
	歯 学 最 新 情 報				1	
	先 端 医 療 技 術 論			1		
	医 療 人 間 学 概 論 (倫 理 学)		1	1		
	医 療 人 間 学 概 論 (心 理 学)		1	1		
	医 療 人 間 学 概 論 (法 学)		1	1		
	医 療 人 間 学 セ ミ ナ ー		1	(1)		
	バ イ オ エ シ ッ ク ス 概 説		(1)	(1)		
	口 腔 保 健 衛 生 学 原 論 I					1
	衛 生 学 ・ 公 衆 衛 生 学					1
栄 養 学					1	
人 体 の 構 造 と 機 能 I					2	
社 会 保 障 論 I					1	
コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 論					1	
感 染 予 防					1	
メ デ ィ ア 情 報 学 基 礎					(1)	
小 計 (2)	0	8	9	14	13	
合 計	49	30	33	63	35	

- (注)
- 上記「授業科目」を、医学部医学科及び歯学部歯学科の学生については第2学年後期、医学部保健衛生学科及び歯学部口腔保健学科の学生については第1学年後期までに履修する。
  - \*印を冠する科目は、外国人留学生のみ履修できる。
  - 歯学部歯学科の学生については生物学基礎と生命科学特論Aのいずれか1科目と、生命科学特論B、生命科学特論C、基礎生命科学（生物学）及び基礎生命科学（化学）の4科目の計5科目で3単位とする。
  - ( )内の単位数は、卒業（進級）要件外とする。

別表2

摘 要	成績区分	評価区分	単位認定
第7条第1項に該当する授業科目	100—80点	優	合格
	79—70	良	
	69—60	可	
	59—0	不可	不合格

別表3

摘 要	成績区分	評価区分	単位認定
第7条第2項に該当する授業科目	—	合格	合格
	—	不合格	不合格

# 東京医科歯科大学医学部履修規則

(平成16年4月1日)  
規則第201号

## (趣旨)

**第1条** 東京医科歯科大学医学部における授業の履修に関しては、東京医科歯科大学学則（平成16年規程第4号。以下「学則」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

## (授業科目)

**第2条** 本学部の授業科目は、学則第6条第1項に定める全学に共通する教育科目（以下「全学共通科目」という。）と専門に関する教育科目（以下「専門科目」という。）とする。

## (全学共通科目の履修)

**第3条** 全学共通科目の履修については、東京医科歯科大学教養部履修規則（平成16年規則第217号）の定めるところによるものとする。

## (専門科目の履修)

**第4条** 専門科目の履修については、別表1に定める教育課程によるものとする。

## (専門科目の履修要件)

**第5条** 全学共通科目を修了しなければ、専門科目を履修することができない。  
ただし、医学科を除く。

## (授業の方法)

**第6条** 専門科目の授業は、講義、演習若しくは実習により行い、必修又は選択必修とする。

## (1単位当たりの授業時間)

**第7条** 学則第34条に定める1単位当たりの授業時間は、次のとおりとする。

### (1) 医学科

ア 講義及び演習	22時間
イ 実習	45時間

### (2) 保健衛生学科

ア 講義	15時間
イ 演習	30時間
ウ 実習	45時間
エ 臨地実習	
看護学専攻	45時間
検査技術学専攻	30時間

## (編入学者、転入学者の単位認定)

**第8条** 学則第12条から第16条までの規定により編入学及び転入学の許可をするときは、既修得単位を全学共通科目及び本学部専門科目に相当する単位として、一部又は全部を認定するものとする。

2 前項の認定は、全学共通科目に相当する科目については教養部において、専門科目に相当する科目については本学部において行うものとする。

3 入学を許可する学年及び履修方法等については、教養部と協議するものとする。

### (再入学)

**第9条** 学則第19条第1項に規定する再入学は、本学部を退学した者が再度、原学科の原学年以下に入学することとする。

### (編入学者、転入学者、再入学者の在学年限)

**第10条** 学則第12条から第16条まで及び第19条の規定により、編入学、転入学及び再入学を許可された者の在学年限は、学則第32条第1項に定める在学年限から入学を許可された学年までの経過学年数を減じた年数とする。

### (試験)

**第11条** 履修した授業科目については、試験を行う。ただし、実験・実習を伴う授業科目及び試験を行うことが困難な授業科目等については、試験によらず、学修の成果をもって、又は指定した課題についての報告をもって試験に替えることがある。

- 2 前項の試験に合格したときは、所定の単位を与える。
- 3 試験方法及び学習の評価等については、教授会の議を経て別に定める。

### (進級等要件)

**第12条** 学生は、別表2に示す要件を満たさなければ、進級又は所定の授業科目の履修をすることができない。

- 2 医学科にあっては、休学期間を除き、同一学年の在籍は2年までとし、なお、成業の見込みがないと認められたときは、学則第33条第1項の規定により退学を命ずることがある。

### (卒業単位認定)

**第13条** 卒業に要する単位の認定については、教授会の議を経て、医学部長がこれを行う。

### (補則)

**第14条** この規則に定めるもののほか、履修に関し必要な事項は、教授会の議を経て別に定める。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人の成立前の東京医科歯科大学医学部に平成16年3月31日に在学し、引き続き本学部の在学者となったもの（以下「在学者」という。）及び平成16年4月1日以後在学者の属する学年に再入学、転入学及び編入学する者については、この規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 附 則（平成18年3月31日規則第9号）

この規則は、平成18年4月1日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

#### 附 則（平成19年3月31日規則第 号）

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成19年3月31日において現に本学部に在学する者（平成18年度に入学した者を除く。以下「在学者」という。）及び平成19年4月1日以降在学者の属する学年に再入学、転入学又は編入学する者については、改正後の別表1(2)及び(3)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 附則（平成20年3月31日規則第7号）

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成20年3月31日において現に本学に在学する者（以下「在学者」という。）及び平成20年4月1日以降在学者の属する学年に再入学、転入学又は編入学する者については、改正後の別表1・別表2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表1

(1) 医学科教育課程

授 業 科 目	単位数	履 修 学 年					
		1年	2年	3年	4年	5年	6年
多様な医師像	1.0	○	○				
医学の展望	1.0	○	○				
国際医療	1.0	○					
医学の原則	2.0	○					
腫瘍学(基礎)	1.0			○			
神経科学	7.5			○	○		
神経科学実習	0.5			○			
免疫 I	1.0		○				
免疫 II	1.0		○				
感染症	3.0			○			
感染系実習	1.0			○			
循環器学	2.5			○			
消化器学	2.5				○		
呼吸器	1.5			○			
腎・体液制御	1.5			○			
生殖・発達・加齢	1.5			○			
代謝内分泌	1.0			○			
血液	1.0				○		
社会医学	1.5			○			
人体構造総論	1.0	○					
細胞の構造 I	1.0	○					
細胞の構造 II	1.0		○				
細胞の機能	1.0		○				
人体発生学	0.5		○				
人体解剖学	1.5			○			
人体解剖学実習	3.0			○			
臨床解剖学	1.0				○		
組織学	1.0			○			
組織学実習	1.0			○			
生理学	1.5			○			
生理学実習	1.0			○			
生化学	1.0			○			
生化学実習	1.0			○			
薬理学	1.0			○			
薬理学実習	1.0			○			
病理学総論	1.0			○			
病理学実習	2.0				○		
C P E	1.0					○	
衛生学	1.0			○			
衛生学実習	0.5			○			

授 業 科 目	単位数	履 修 学 年					
		1年	2年	3年	4年	5年	6年
公衆衛生学	0.5				○		
公衆衛生学実習	1.0				○		
医動物学	1.0			○			
医動物学実習	0.5			○			
法医学	1.0			○			
法医学実習	0.5			○			
医事法学	0.5			○			
老年病学	0.5				○		
膠原病・リウマチ学	0.5			○			
小児科	1.0			○			
神経精神医学	1.0				○		
外科	1.0				○		
整形外科学	1.5				○		
皮膚科学	1.5				○		
泌尿器科学	1.0				○		
眼科学	1.0				○		
耳鼻咽喉科学	1.0				○		
放射線医学	1.0				○		
産科・婦人科学	1.0				○		
麻酔・蘇生学	1.0				○		
臨床実習 I	13.0					○	
臨床実習 II	16.0					○	
臨床実習 III	15.5					○	○
口腔外科学	0.5				○		
先端医学	1.0					○	
遺伝子と生命	1.0	○					
メディカルインフォマティクス(MI)	2.0		○				
統計	2.0	○					
医学英語 I	1.0	○	○				
医学英語 II	2.0			○	○		
救命救急医学	1.0				○		
形成外科学	0.5				○		
頭頸部外科学	0.5				○		
心療・ターミナル医学	0.5				○		
基礎臨床総合講義	0.5					○	
臨床関連講義	1.0			○	○	○	
臨床検査医学	0.5				○		
自由選択学習	8.5				○		
計	139.0						

注) すべて必修科目とする。

(2) 保健衛生学科（看護学専攻）教育課程

授 業 科 目		単位数		履修学年			備 考
		必修	選択	2年	3年	4年	
専 門 基 礎 分 野	解剖学	3		○			
	生理学	3		○			
	生化学	2		○			
	薬理学	2		○			
	病理学	1		○			
	微生物学	1		○			
	栄養学	1		○			
	疫学	1			○		
	病態学	5		○			
	英文講読Ⅰ	1		○			
	英文講読Ⅱ	1			○		
英文講読Ⅲ		1			○		
* 専門基礎合同演習	*1		○			3年次編入学生を除く	
専 門 共 通 分 野	保健統計学	1				○	
	医療情報学	1		○			
	* 看護活動論	*1			○		3年次編入学生のみ対象とする
	リハビリテーション看護学	1			○		
	ターミナル看護学	1				○	
	看護管理学		1			○	
	看護経済論		1			○	
	国際保健看護学	1				○	
	産業保健学	1				○	
	保健医療福祉制度論	2				○	
	保健医療福祉制度論演習	1				○	
	卒業論文Ⅰ	1			○		
卒業論文Ⅱ	2				○		
継続看護学実習	1				○		
専 門 領 域 分 野	基礎看護学	基礎看護学Ⅰ	1		○		
		基礎看護学Ⅱ	1		○		
		基礎看護学Ⅲ	1		○		
		基礎看護学演習Ⅰ	2		○		
		基礎看護学演習Ⅱ	1		○		
		看護技術論演習	1				○
		基礎看護学実習Ⅰ	1		○		
	基礎看護学実習Ⅱ	3		○			
	成人看護学	成人看護学Ⅰ	2		○		
		成人看護学Ⅱ	2		○		
		成人看護学Ⅲ	1			○	
		成人看護学演習	1			○	
		成人看護学実習	3			○	
	精神看護学	精神看護学	2		○		
		地域精神看護学	1			○	
		精神看護学演習	1			○	
		精神看護学実習	3			○	
	看護心理学	1		○			
	小児看護学	小児看護学Ⅰ	1		○		
		小児看護学Ⅱ	1			○	
		小児看護学演習Ⅰ	1		○		
		小児看護学演習Ⅱ	1			○	
		小児看護学実習	3			○	
	母性看護学	母性看護学	3			○	
母性看護学演習		1			○		
母性看護学実習		3			○		
老年看護学	老年看護学	3			○		
	老年看護学演習	1			○		
	老年看護学実習	3			○		
地域看護学	地域看護学Ⅰ	1			○		
	地域看護学Ⅱ	1			○		
	地域看護学Ⅲ	2				○	
	地域看護学演習	1				○	
地域看護学実習	3				○		
在宅看護学	在宅看護学Ⅰ	1			○		
	在宅看護学Ⅱ	1				○	
	在宅看護学演習	1				○	
	在宅看護学実習	1				○	
計		95	3				

## (3) 保健衛生学科（検査技術学専攻）教育課程

区分	授業科目	単位数	履修学年			
			2年	3年	4年	
必修科目	形態・病態制御学系	人体構造学講義	3	○		
		人体構造学実習	1	○		
		病理検査学講義	4	○		
		病理検査学実習	2	○		
		血液検査学講義	2		○	
		血液検査学実習	2		○	
	物質・代謝学系	生化学講義	3	○		
		生化学実習	1	○		
		分析化学検査学講義（Ⅰ）	3	○		
		分析化学検査学講義（Ⅱ）	4		○	
	機能調節・制御学系	分析化学検査学実習	4		○	
		医用システム情報学講義（Ⅰ）	2	○		
		医用システム情報学講義（Ⅱ）	1		○	
		医用システム情報学実習（Ⅰ）	1	○		
		医用システム情報学実習（Ⅱ）	1		○	
		生理検査学講義（Ⅰ）	3	○		
		生理検査学講義（Ⅱ）	3		○	
		生理検査学実習（Ⅰ）	1	○		
	病因・病態学系	生理検査学実習（Ⅱ）	2		○	
		病原体検査学講義（Ⅰ）	1	○		
		病原体検査学講義（Ⅱ）	4		○	
病原体検査学実習（Ⅰ）		1	○			
病原体検査学実習（Ⅱ）		2		○		
免疫検査学講義		4		○		
免疫検査学実習		2		○		
検査管理・社会医学系	遺伝子・染色体検査学	2		○		
	遺伝子検査学実習	2		○		
	検査管理学	2	○			
	医学情報処理演習（Ⅰ）	1	○			
	医学情報処理演習（Ⅱ）	1			○	
	公衆衛生学講義	2	○			
総合分野	公衆衛生学実習	1	○			
	医療概論・関係法規	1	○			
	臨床病態学（Ⅰ）	2	○			
	臨床病態学（Ⅱ）	2			○	
	総合講義	2			○	
	臨地実習	7			○	
外国語	卒業研究	10			○	
	医学英語演習（Ⅰ）	2	○			
	医学英語演習（Ⅱ）	2		○		
	必修科目計	96				
選択必修科目	（選択必修科目の履修） 1. 医学部保健衛生学科検査技術学専攻専門科目教育要項に定める選択必修科目の中から6単位以上を修得しなければならない。 2. 選択必修科目は、第3学年及び第4学年において履修するものとするが、第4学年において2単位以上修得しなければならない。					

## 医学部進級等要件

### 1 医学科

(1) 次の授業科目の単位をすべて修得しなければ、第4学年に進級することができない。

多様な医師像，医学の展望，国際医療，医の原則，腫瘍学（基礎），神経科学実習，免疫Ⅰ，免疫Ⅱ，感染，感染系実習，循環器学，呼吸器，腎・体液制御，生殖・発達・加齢，代謝内分泌，社会医学，人体構造総論，細胞の構造Ⅰ，細胞の構造Ⅱ，細胞の機能，人体発生学，人体解剖学，人体解剖学実習，組織学，組織学実習，生理学，生理学実習，生化学，生化学実習，薬理学，薬理学実習，病理学総論，衛生学，衛生学実習，医動物学，医動物学実習，法医学，法医学実習，医事法学，膠原病・リウマチ学，小児科学，遺伝子と生命，メディカルインフォマティクス（MI），統計，医学英語Ⅰ

(2) 次の授業科目の単位をすべて修得しなければ、第5学年に進級することができない。

神経科学，消化器，血液，病理学実習，公衆衛生学，公衆衛生学実習，老年病学，神経精神医学，外科学，整形外科学，皮膚科学，泌尿器科学，眼科学，耳鼻咽喉科学，放射線医学，産科・婦人科学，麻酔・蘇生学，口腔外科学，医学英語Ⅱ，救命救急医学，形成外科学，頭頸部外科学，心療・ターミナル医学，臨床検査医学，自由選択学習

(3) 共用試験（コンピュータ活用試験（CBT），客観的臨床能力試験（OSCE））に合格しなければ，臨床実習Ⅲを履修することができない。

### 2 保健衛生学科（看護学専攻及び検査技術学専攻）

(1) 第2学年の必修科目（実習科目を除く。）のうち，単位未修得の科目が4科目以上ある又は第2学年の必修科目となっている実習科目に単位未修得の科目があるときは，原則として，第3学年に進級することができない。

(2) 第2学年及び第3学年の必修科目の単位を全て修得しなければ，第4学年に進級することはできない。



# 東京医科歯科大学歯学部履修規則

(平成16年4月1日)  
規則第213号

## (趣旨)

**第1条** 東京医科歯科大学歯学部における授業の履修に関しては、東京医科歯科大学学則（平成16年規程第4号。以下「学則」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

## (授業科目)

**第2条** 本学部の授業科目は、学則第6条第1項に定める全学に共通する教育科目（以下「全学共通科目」という。）と専門に関する教育科目（以下「専門科目」という。）とする。

## (全学共通科目の履修)

**第3条** 全学共通科目の履修については、東京医科歯科大学教養部履修規則（平成16年規則第217号）に定めるところによるものとする。

## (専門科目の履修)

**第4条** 専門科目における教育課程は、別表1に定めるとおりとする。

## (専門科目の履修要件)

**第5条** 全学共通科目を修了しなければ、専門科目を履修することができない。

## (授業)

**第6条** 専門科目の授業は、講義、演習及び実習とし、必修又は選択とする。

## (1単位当たりの授業時間)

**第7条** 学則第36条に定める1単位当たりの授業時間は、次のとおりとする。

- (1) 講義及び演習については 15～30時間
- (2) 実習については、30～45時間

## (編入学者及び転入学者の単位認定等)

**第8条** 学則第12条、第13条、第17条及び第18条の規定により編入学及び転入学の許可をするときは、既修得単位を全学共通科目及び本学部専門科目に相当する単位として、一部又は全部を認定するものとする。

- 2 前項の認定は、全学共通科目に相当する科目については教養部において、専門科目に相当する科目については本学部において行うものとする。
- 3 入学を許可する学年及び履修方法等については、教養部と協議するものとする。

## (再入学の単位認定)

**第9条** 学則第19条の規定により再入学を許可された者の本学部における既修得単位は、全学共通科目及び本学部専門科目の単位として、一部または全部を認定する。

## (編入学者、転入学者、再入学者の在学年限)

**第10条** 学則第12条、第13条及び第17条から第19条までの規定により、編入学、転入学及び再入学を許可された者の在学年限は、学則第32条第1項に定める在学年限から入学を許可された学年までの経過学年数を減じた年数とする。

## (試験及び単位)

**第11条** 履修した授業科目については試験を行う。

- 2 試験の方法に関しては別に定める。

- 3 試験を行うことが困難な授業科目については、試験によらず学習の成果をもって、又は指定した課題の報告をもって試験に替えることがある。
- 4 実習を伴わない授業科目については、試験に合格したときは所定の単位を与える。ただし、一授業科目の試験を分割して実施する科目については、そのすべての試験に合格しなければ単位を取得することができない。
- 5 実習を伴う授業科目については、試験に合格し、かつ、その授業科目の実習修了の認定が行われなければ所定の単位を取得することができない。
- 6 学習の評価に関しては別に定める。

**(進級要件)**

**第12条** 学生は、別表2「進級に関する事項」欄に示す要件を満たさなければ、次の学期又は学年の授業科目を履修することができない。

**(卒業認定)**

**第13条** 学生の卒業認定は、学則第39条の規定により行うものとする。

**(補則)**

**第14条** この規則に定めるもののほか、履修に関し必要な事項は教授会の議を経て別に定める。

**附 則**

1. この規則は、平成16年4月1日から施行し、別表1(2)口腔保健学科専門科目学科課程表及び別表2(2)口腔保健学科の表の規定以外の規定は、平成15年4月1日から適用する。
- 2 国立大学法人の成立前の東京医科歯科大学歯学部にて平成15年3月31日に在学し、国立大学法人の成立の日において引き続き本学部の在学者となったもの（以下「在学者」という。）及び平成15年4月1日以後在学者の属する学年に再入学、転入学及び編入学する者については、この規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表1

(1) 歯学科専門科目学科課程表

授業科目	3年		4年		5年		6年	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
人体の構造と機能	○	○						
生命の分子的基盤と細胞の機能	○							
病理		○						
感染と生体防御		○						
生体材料		○						
歯科医療入門	○							
歯科医療基礎			○					
咬合育成・発達				○				
う蝕と歯髄疾患				○	○			
歯周病					○			
咬合回復				○	○			
顎口腔医療					○	○		
全身と歯科治療					○	○		
臨床体験実習	○	○		○				
学年混合選択セミナー	○		○		○			
課題統合セミナー		○		○	○			
総合課題演習	○	○						
研究体験実習			○					
臨床情報処理						○		
包括臨床実習						○	○	○

(2) 口腔保健学科専門科目学科課程表

授業科目	2 年				3 年				4 年			
	前期		後期		前期		後期		前期		後期	
	必修	選択	必修	選択	必修	選択	必修	選択	必修	選択	必修	選択
解剖・生理学	○											
口腔解剖・生理学	○		○									
病理学			○		○							
薬理学・薬剤学	○				○							
科学英語	○			○								
生体材料学	○			○								
口腔保健衛生基礎実習			○									○
口腔保健衛生学原論Ⅱ	○											
児童福祉論	○	○		○								
社会保障論	○			○								
社会福祉原論	○	○		○								
公的扶助論				○								
医療情報通信応用学					○							
関係法規・衛生行政	○											
医学一般	○				○							
感染予防学	○											
栄養学・食生活論	○											
健康推進統合科学	○											
口腔健康教育論	○											
口腔健康統計学・情報処理論			○									
栄養指導	○		○									
口腔健康指導（基礎実習）	○		○		○							
口腔疾患予防学	○											
口腔健康診断学			○		○							
生活習慣病論	○			○								
ヘルスカウンセリング論					○							
国際口腔保健学												○
口腔疾患予防学実習	○		○		○							
乳幼児期口腔保健衛生学			○		○		○					
青少年期口腔保健衛生学					○		○	○				
顎口腔機能育成学					○							
顎口腔機能訓練法							○					
発達口腔保健衛生臨床実習							○		○			○
臨床口腔保健衛生学概論	○											
保存系成人口腔保健衛生学			○			○						
再建系成人口腔保健衛生学					○	○						
外科系成人口腔保健衛生学					○							
臨床口腔保健衛生基礎実習			○		○							
成人口腔保健衛生臨床実習							○		○			○
高齢者口腔保健衛生学							○					
老人福祉論			○			○						
顎口腔機能リハビリテーション論									○			
有病者口腔保健衛生学									○			
顎口腔機能リハビリテーション実習											○	
高齢者歯科口腔介護臨床実習											○	○
高齢者口腔保健衛生臨床実習									○			
歯科口腔介護総論									○			○
地域口腔健康教育学									○			
障害者口腔保健衛生学							○					
訪問口腔健康指導									○			
在宅健康管理システム論												○
障害者福祉論							○	○		○		
ボランティア論										○		
住環境論										○		
家族社会学										○		
介護概論										○		
地域福祉論										○		○
歯科口腔介護基礎実習									○			
地域口腔保健衛生臨床実習											○	○
障害者口腔保健衛生臨床実習									○			
社会福祉援助技術論				○		○		○				
社会福祉援助技術演習						○		○				
社会福祉援助技術現場実習										○		○
社会福祉援助技術現場実習指導						○		○		○		
訪問歯科口腔介護臨床実習											○	
特論（卒業研究）							○				○	

注) 選択科目は、年度によって開講しない場合がある。

別表2

(1) 歯学科

進級に関する事項	授 業 科 目
<p>右の授業科目について、第3学年次末までに単位の取得もしくは試験に合格しなければ、第4学年次の授業科目を履修することができない</p>	<p>人体の構造と機能、生命の分子的基盤と細胞の機能、病理、感染と生体防御、生体材料、歯科医療入門、</p> <p>(3学年次に開講されるモジュール内のユニットを対象とする) 臨床体験実習、学年混合選択セミナー、課題統合セミナー</p>
<p>右の授業科目について、第4学年次末までに単位の取得もしくは試験に合格しなければ、第5学年次の授業科目を履修することができない</p>	<p>歯科医療基礎、咬合育成・発達、研究体験実習</p> <p>(4学年次に開講されるモジュール内のユニットを対象とする) う蝕と歯髄疾患、咬合回復 臨床体験実習、学年混合選択セミナー、課題統合セミナー</p>
<p>右の授業科目について、第5学年次前期末までに単位の取得し、かつ、共用試験に合格しなければ、第5学年次後期以降の授業科目を履修することができない</p>	<p>歯周病</p> <p>(5学年次前期に開講されるモジュール内のユニットを対象とする) う蝕と歯髄疾患、咬合回復 顎口腔医療、全身と歯科治療 学年混合選択セミナー、課題統合セミナー</p> <p>共用試験 (CBT, OSCE)</p>
<p>右の授業科目について、第5学年次後期末までに単位の取得もしくは試験に合格しなければ、第6学年次の授業科目を履修することができない</p>	<p>臨床情報処理</p> <p>(5学年次後期に開講されるモジュール内のユニットを対象とする) 顎口腔医療、全身と歯科治療 包括臨床実習</p>
<p>右の授業科目について、第6学年次末までに単位を取得しなければ卒業することができない</p>	<p>(6学年次に開講されるモジュール内のユニットを対象とする) 包括臨床実習</p>

(2) 口腔保健学科

進級に関する事項	授 業 科 目
<p>右の授業科目について、第2学年次末までに単位の取得もしくは試験に合格しなければ、第3学年次の授業科目を履修することができない</p>	<p>解剖・生理学、口腔解剖・生理学、病理学、科学英語、生体材料学、口腔保健衛生基礎実習、口腔保健衛生学原論、関係法規・衛生行政、感染予防学、栄養学・食生活論、健康推進統合科学、口腔健康教育論、口腔健康統計学・情報処理論、栄養指導、口腔疾患予防学、生活習慣病論、臨床口腔保健衛生学概論、保存系成人口腔保健衛生学、児童福祉論、社会保障論、社会福祉原論、老人福祉論            (第2学年次に実施される授業を対象とする)            薬理学・薬剤学、医学一般、口腔健康指導、口腔健康診断学、口腔疾患予防学実習、乳幼児期口腔保健衛生学、臨床口腔保健衛生基礎実習</p>
<p>右の授業科目について、第3学年次前期までに単位の取得もしくは試験に合格しなければ、第3学年後期以降の授業科目を履修することができない</p>	<p>薬理学・薬剤学、医学一般、口腔健康指導、口腔健康診断学、ヘルスカウンセリング論、口腔疾患予防学実習、乳幼児期口腔保健衛生学、顎口腔機能育成学、再建系成人口腔保健衛生学、外科系成人口腔保健衛生学、臨床口腔保健衛生基礎実習</p>
<p>右の授業科目について、第4学年次末までに単位の取得しなければ、卒業することができない</p>	<p>青少年期口腔保健衛生学、顎口腔機能訓練法、発達口腔保健衛生臨床実習、成人口腔保健衛生臨床実習、高齢者口腔保健衛生学、顎口腔機能リハビリテーション論、有病者口腔保健衛生学、顎口腔機能リハビリテーション実習、高齢者口腔保健衛生臨床実習、高齢者歯科口腔介護臨地実習、歯科口腔介護総論            地域口腔健康教育学、障害者口腔保健衛生学、障害者福祉論、訪問口腔健康指導、家族社会学、地域福祉論、介護概論、歯科口腔介護基礎実習、地域口腔保健衛生臨地実習、障害者口腔保健衛生臨床実習、訪問歯科口腔介護臨地実習、特論(卒業研究)</p>

# 付 録

医科同窓会・歯科同窓会・看護同窓会・検査技術学専攻同窓会  
口腔保健学科同窓会  
学生歌「我等が医科歯科大学」  
お茶の水貝塚と法皇塚古墳  
電話番号



## ○東京医科歯科大学お茶の水会医科同窓会

東京医科歯科大学の同窓会名は「お茶の水会」といい、歯学部卒業生とともに活動を行ってきた。昭和37(1962)年、医科と歯科がそれぞれの会を作りながらも、この両者が集って「お茶の水会」を結成しようとの合意を得て、「お茶の水会医科同窓会」が発足し、40年余の歴史がつみ上げられ、今日に至っている。

本会は本学卒業生、主として医学部教授からなる会員、他大学出身で本学に籍をおき入会した会員から構成され、現在ほぼ5,200名の会員を擁する。そして医学科の学生は学生会員となっている。各卒業クラス及び各地区で選ばれた社員(評議員)約180名で社員が構成され、社員総会(評議員会)によって理事長、理事が互選され、月1回の理事会を開いて会を運営している。役員任期は2年間であり、現在医学部11回生(昭和38年卒)の佐藤達夫が理事長職にある。なお保健衛生学の卒業生は看護、検査それぞれ独自の同窓会を作り、医科同窓会と十分な連絡をとり活動している。

同窓会の使命はまず会員の連帯を図り、会員と母校との関係を密にすることだが、最近の医界の厳しい情勢は会員の社会的地位、いふなれば就職先を確保し、広げるための努力をも要求されている。このため地域ごとの団結が重要であり、全国にまたがって44の支部及び7ブロック支部が設立され、支部長会議などを開き、連繫につとめている。また、本学が特定機能病院となり、ますます重要視される病診連携(病院と診療所間の連絡を密接にすること)のためにも、大学と関連病院の代表者からなる「関連病院協議会」も常置されている。関連病院は卒前卒後研修にもますます密接なかかわりを持ってきている。また、「同窓会病院部会」をおいているが、平成16年から始まった卒後研修義務化に伴い、大学との関係はますます重要になってきている。

2年に1回発行している会員名簿はコンピュータ化され、就職時の情報交換などにも役に立っている。また都道府県別に病院を整理した索引はどんな病院で会員が活動しているかを知ることができる。会の活動は年4回の会報によって会員に伝えられる。若手研究者育成のため、「研究奨励賞(副賞50万円)」はすでに22年行っており、これまで76名の授賞者が出ている。学生諸君に対しては、お茶の水祭、東医体への援助金、解剖実習に重要な「献体の会」への援助など、出来るだけの助力をと心がけている。会員は皆、学生のことを気遣っている。何か相談があれば、気軽に、いつでも連絡下さるようにと願っている。

(直通電話 03-5689-2228 又は大学内線 7850・7851  
FAX 03-5689-2229 メールアドレス ikadoso@tmd.ac.jp)



## ○東京医科歯科大学お茶の水会歯科同窓会

歯科同窓会は、本学歯学部学生、大学院生及びその卒業生等によって構成されています。昭和8年の発足以来、70年以上の歴史を有し、4,000名を超える会員が、全国で、世界で活躍しています。

皆さんの6年間の学生生活を、同窓会も様々な形で応援しています。学友会活動、専門課程合宿研修、オールデンタル体育大会、アジア太平洋歯科学学生会議など、学生生活をより充実したものとするだけでなく、卒業後の歯科医師としての生き方にも関わってくるこれらの事業に、人的および経済的な支援を行っています。

日々進歩する医学に対応するために、私たちは卒業後も常に研鑽に努める責任があります。このため同窓会では卒業後ならびに生涯研修として、C.D.E. (コンティニューイング デンタルエデュケーション) というコースを開催しています。少人数での実習コースから、注目される新しいテーマでの講演会まで、時代のニーズに応じた学術研修事業を開催しています。

本学にはアジアを中心に世界各国からの多数の留学生が在籍しています。同窓会ではこれらの留学生との交歓会を開催して情報の交換を深めると共に、留学生が本国に帰国してからも日本とのパイプを持ち続けることが出来るようにしています。

将来開業することを考えている人には、医院経営、生涯設計など大学では教えてくれないが、開業医として知っておくべきノウハウを提供しています。複雑な医療保険制度についても、最新の情報を解りやすく解説しています。

会員相互の親睦を図るため、毎年1月に“新年会員親睦会”を開催しています。学内外から著名な講師をお招きしての講演会と懇親会を行なっています。この他に、ゴルフ大会や囲碁・マージャン大会、大学教職員との親睦会などを行なっています。

同窓会活動の案内および報告、各支部や同期会の報告などを満載した“同窓会会報”を年に4回発行しています。また歯科同窓会のホームページでは本会の活動だけでなく、求人・求職情報など様々な情報を広く一般に公開しています。

本会は単なる親睦団体ではなく、豊かな人間性、社会性、国際的な視野を備え、国民の求める医療人であるとともに、進んで社会に貢献する歯科医師の育成を目指して活動しています。

歯科同窓会事務局

Tel : 03-3814-9801 Fax : 03-3815-1851

ホームページアドレス

<http://www.ikasika-dent.com/>

## ○東京医科歯科大学お茶の水会看護同窓会

保健衛生学科看護学専攻の同窓会である、お茶の水会看護同窓会は、平成7年度に発足致しました。現在会員数は、大学・大学院卒業生（正会員）、在学生（準会員）、本学の教授（特別会員）、その他の教職員（賛助会員）からなり、その数は約1000名となりました。

本同窓会の目的は、会員と母校との密接な関係を保ち、各会員と母校の発展、並びに看護の発展に寄与することであり、会員相互の情報交換に役立てるべく、定期的な会誌の発行、卒業生の進路相談等を行っています。

毎年6月第一土曜日には、総会と同時に、会員同士の交流の機会として講演会を開催しております。この講演会は、在学生も参加できる内容・企画になっていますので、お気軽にご参加ください。

今後も卒業生の活躍の場は、教育機関・病院・行政・企業や訪問看護ステーションなどの地域機関など、益々広がりを見せることでしょう。そのような中でこそ同窓会の役割が大きいことを認識し、皆様のニーズに合った活動をしていきたいと思っておりますので、何卒ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

(直通TEL/FAX 03-5803-4507)

ホームページアドレス <http://ocha-ns.sakura.ne.jp/>

## ○東京医科歯科大学お茶の水会検査技術学専攻同窓会

お茶の水会検査技術学専攻同窓会は平成7年7月に発足しました。現在の当同窓会の会員は学部学生、卒業生、大学院生、専攻生で約500名となりました。活動内容は、卒業生に対しては年に1回の会報、名簿の作成を行っています。学部生に対しては主に4年生を対象として就職セミナーを開き、先輩との交流を深めるために懇親会も開催しています。学科の助手の半数が本学科の卒業生ですので、検査技師としての仕事内容や卒業後どのような分野で活躍できるのかといった就職・進路の相談にも応じることが出来ます。

そのほかに学科の先生方の協力の下、卒業生に対する卒後教育として卒後教育セミナーを年3回行っています。またHPを立ち上げ、学部生と卒業生間で情報の共有が出来るようになりました。

会員の皆様の活躍のお手伝いができるような同窓会を目指しています。

(直通TEL 03-5803-5376)

ホームページアドレス <http://www.mtaa.jp/>

## ○東京医科歯科大学歯学部口腔保健学科同窓会お茶の水さつき会

会長 白 田 千代子

お茶の水さつき会は、1953年に設立され、今年で56年目を迎えた同総会です。歯学部附属歯科衛生士学校卒業生および平成16年に設置された口腔保健学科の在校生と卒業生で構成されています。会員数は1,400名を超えたところです。

本同窓会は、会員相互のみならず、母校との連携をとりながら、積極的、継続的な活動を行ってきました。その活動の目的は、社会情勢の変化や社会のニーズに応えることのできる歯科衛生士を輩出することを支援し、社会に貢献できる人材の育成に寄与することです。

平成15年度までの歯科衛生士教育の4年制大学化に向けた精力的な活動の展開は、口腔保健学科の設立に大きく寄与しました。学科開設によって、ますます有能な人材を同窓会員として迎えることができたことは大変喜ばしいことです。

さつき会の具体的な活動内容は、総会ならびに学術講演会の開催、会報の発行、母校発展のための支援活動などです。総会は5月に開催され、活動内容などを決定すると共に、講演会や懇親会で、会員相互の親睦を深め、情報交換の場としています。学術講演会では、最新のトピックスやスキルアップ、ブラッシュアップに役立つ内容を企画し、講師を招いて、実施しています。また、こうした定例の講演会とは別に、海外から講師を招聘しての講習会開催や医学部附属病院での口腔ケアボランティア活動の実施、また、より高度なコミュニケーションスキルを身につける研究会活動なども行っています。これらの活動は予想以上の成果を上げており、卒後教育にも貢献しています。特に、平成19～21年度は、歯学部附属口腔保健教育研究センターの学び直し事業に協力し、歯科衛生士の再教育に関わりました。このように、保健・医療・福祉分野での活動をすることはもちろん、国際協力活動を行うことも視野に入れた活動を目指しています。

学生時代から、各分野で活躍している同窓生とふれあい、情報交換をすることで、将来の可能性を拡げるお手伝いができればよいと考えていますので、みなさんが活動に参加できるよう、門戸を開いています。

同総会活動に参加して、あなたの将来の方向性や輝かしい未来を発見してはいかがでしょうか？

(口腔保健学科 講師室 03-5803-4646)

# ○学 生 歌

## 我等が医科歯科大学

作詩 倉 林 高 次 (35年歯卒)  
作曲 境 修 ( " )

♩ = 112  
mp

1. け ん が く の ひ び き も は ず む わ か く さ に つ ど  
2. カ り ナ ク ミ ラ イ ヘ ノ ア オ ソ ラ に ラ て ア オ  
3. う る わ し く へ い わ の は じ ゅ る こ く ど に て ア オ

mf

い て う た わ ん き ぼ う の し ら ー ベ  
ギ テ ウ タ ワ ん リ ソ ウ ノ シ ラ ー ベ  
や か に う た わ ん せいしゅん の し ら ー ベ

mp cresc f

ゆ か し き ゆ ー し ー ま の お か に そ び え て  
ト オ タ ラ し き ー ノ ー チ ノ シ ン ラ ミ ツ メ テ  
あ た ら し き ー よ ー に ー じ ゆ う あ ふ れ て

f

ぜ ん と か が や ー く い が く の で ん どう  
ワ ザ ニ イ ソ シ ー ム エ イ チ ノ ガ ク エ ン  
ゆ め む す ば る ー る エ ち の が く え ン

mf

1.2: お お わ が い し だ い お お わ が い し だ い。

学 生 歌 (創立三十周年記念)  
行事記念歌

我等が医科歯科大学

(一) 建学の響も弾む若草に  
集いて歌わん希望の調べ  
ゆかしく湯島の丘に聳えて  
前途輝く医学の殿堂  
お我等が医科歯科大学

(二) 限りなく未来へ伸びる青空を  
仰ぎて歌わん理想の調べ  
貴き生命の真理を見つめて  
業にいそしむ叡智の学園  
お我等が医科歯科大学

(三) うるわしく平和の映ゆる国土にて  
すこやかに歌わん青春の調べ  
新しき世代に自由あふれて  
夢結ばる自治の学園  
お我等が医科歯科大学

注 歌唱の場合「おおわが医歯大」  
を繰返し歌う。

## ○お茶の水貝塚と法皇塚古墳

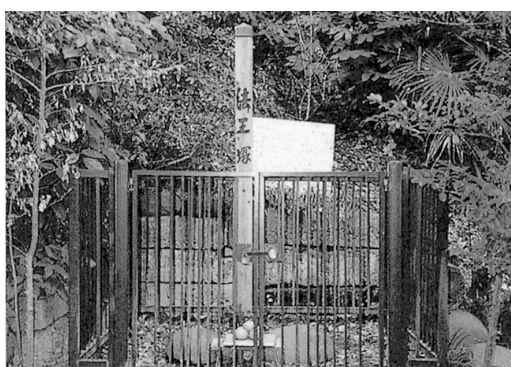
東京医科歯科大学のお茶の水キャンパスは、武蔵野台地の東端の本郷台地の端に在り、古代には海岸線が近く、合計6件の貝塚が報告されている。

その一つ「お茶の水貝塚」(写真下)は、昭和27年8月地下鉄丸の内線お茶の水駅築造の際に発見され、榎本金之丞氏(故人)と本学医学部解剖学教室との共同調査で、貝層と混貝土層が互層となり椀形に堆積した縄文時代の遺跡と確認された。



一方、市川市国府台の教養部キャンパスには「法皇塚の古墳」(写真下)がある。

往時には鳳凰塚とも呼ばれ、大学構内に在ったため破壊されずに良く形を留めている。昭和44年明治大学考古学教室により発掘調査が行われた。古墳は全長54.5m<sup>2</sup>の前方後円墳で、前方部幅が後円部径を上回る後期古墳の姿を示している。築造年代は、丁寧な造りの石室や型式や金銅製品を多数含む副葬品の組合せから、西暦6世紀前半の頃と見られる。



## ○電 話 番 号

東京医科歯科大学（代）	03-3813-6111
教養部（教務掛）	047-300-7105
生体材料工学研究所	03-5280-8003
難治疾患研究所	03-5280-8052
赤倉寮	0255-87-2275
大賀寮	090-8893-4855
戸田艇庫（漕艇部合宿所）	048-442-0517
国際交流会館・国際学生宿舎	047-371-7936
里見寮	047-371-9375

### 〔湯島地区電話番号〕

学務部学生支援課（旧学生課学生掛）	03-5803-5072
学務部学生支援課（旧厚生課厚生保健掛）	03-5803-5077
学術国際部学術連携・国際課（旧留学生課留学生掛）	03-5283-5855
入試課	03-5803-5084
保健管理センター	03-5803-5081
学務部教務課（旧医学部学務課学務第一掛）	03-5803-5120
（旧医学部学務課学務第二掛）	03-5803-5121
学務部教務課（旧歯学部総務課教務掛）	03-5803-5411
5号館学友会室	03-3813-0173

## 学生生活の手引き（平成21年度）

---

発行者 東京医科歯科大学 学務部学生支援課  
東京都文京区湯島1丁目5番45号  
電話 (03) 5803-5072

---